

攝津四王子 和泉十八王子 紀伊七十二王子

合計九十四王子 を列擧せられあり

熊野牛王

熊野牛王は八咫鳥の寶印を押せる紙にて三山いづれもこれを出す、その寶印の形には小異同あり、中世以後公私の誓文多くこの牛王の印紙に認めしのみならず或疑獄等の起りし際淨水に牛王の中の鳥を切り取りて漬し之を吞ましむるときは罪ある者は咎めを受けて吐血するご信じ居られしなり中世神佛習合の風起り僧徒等素盞雄尊即ち熊野大神を稱して牛頭天王ウヅマノミコといふより熊野大神の寶印を牛頭天王の首尾の二字を略し取りて牛王と號ぶに至れるならんといふ。同じこの大神を祀れる京都祇園八阪神社よりも古くより牛王印紙を出しつゝあるに考へ合はすときはおもふに當に然るべきなり

三山檢校

寛治四年(一七五〇)白河法皇熊野御幸の御時園城寺の長吏一乘寺大僧正僧譽御導師(先達)を奉仕し、賞に因りて始めて三山檢校職に補せられ、その後此職連綿として後世京都聖護院宮の兼職となり後深草天皇の寶治二年(一九〇八)後鳥羽天皇の皇子覺仁親王第十一代檢校職に補任せられ次で龜山天皇の文永三年(一九二六)土御門天皇の皇子靜仁親王第十二代檢校職に補任せられ給ひてより以後代々入道親王又は法親王入院ありて聖護院門跡宮と稱せられ居りしが聖護院檢校宮熊野御峰入(熊野より大和高峰に入らせらるゝ御例にて順の御峰入りと稱し三寶

院宮は高峰より熊野に入らせらるゝ御例にて逆の御峰入と稱せり)は天保十年(二四九九)雄仁親王(伏見宮邦家親王の御子嘉言親王の御事にて山階宮晃親王久邇宮朝彥親王の御弟小松宮彰仁親王の御兄宮)の御峰入を以て最後とし雄仁親王薨去し御弟智成親王その御後を襲ぎ最後の檢校宮に補任せられ入道信仁親王と申され明治三年還俗あそばして北白川宮と申されしが幾年ならずして薨去せられしかば御實兄能久親王その御跡を繼がせ給へり。

熊野別當

速玉神社の古文書熊野別當代々次第によれば嵯峨天皇の弘仁三年(一四七二)三月十八日快慶といふもの始めて熊野別當に補任せられし如く記し居るも快慶より第十四代宗賢に至るまでの補任は更に文献の徴すべきものあらず。僧綱補任中右記及釋家初例抄等によれば檢校職と同じく堀河天皇の寛治四年(一七五〇)白河法皇熊野御幸の御時代々次第にては第十五代に當る長快といふ者(實方中將の奥州にて擧げらたる遺孤といひ傳ふ)始めて補任せられたる者の如く長快の子長範、長兼、湛快兄弟相承け長範の子新宮別當行範の子孫に湛快の子田邊別當湛増の子孫と交互に補任せられ第十七代(代々次第によれば第三十一代)正湛(田邊系)後宇多天皇の弘安七年(一九四四)還俗して宮崎豊後と稱し熊野別當恒例補任はこゝに終りしもその後田邊系の定通別當(北條氏に屬し熊野に落ちさせ給ひし大塔宮を迫害申せり)道祐別當(童名藥師丸足利氏に屬し尊氏に信任せらるゝ)新宮別當湛譽(官軍に屬す)等の名太平記に見ゆ。熊野別當は熊野一圓を手裡に握れる外猶多くの莊園を支配し且頭に限りなき神威の餘光を戴け

るを以てその權勢は國司領主をも凌がむとせる者あり。就中その最も威福を擅にせる者を湛増と爲す彼の權勢は歴代別當中比肩する者なかりしに加へて縱横の機略に富み目ざましく活躍せしかば彼の名は殆ど熊野別當の代表者の如くに傳へられそれに伴ひて熊野別當に關する幾多の事彼も此も彼れ湛増に結び着くるが如き觀あり。六條判官爲義の女なるたつたはらの女房を以て彼の母と爲し武藏坊辯慶を以て彼の子と爲すが若き即ち是なり。爲義の女鳥居禪尼（たつたはらの女房、丹鶴姫）の新宮別當行範の妻にして別當行快及行忠等の母なることは吾妻鏡等にも明記する所なるに常に厚く敬ひ信じつゝ紀伊續風土記の若きも亦

此たつたはらの女房は始湛快に嫁して湛増を産めり。湛快死後鳥居法眼行範に嫁し行快行忠長栓等を産む。

と臆斷せられあり

承安四年（一八三四）湛快七十六歳にて死するやこの時湛増已に四十五歳（湛増建久九年六十九歳にて死す）にてあり。七十六歳の夫を喪へる老寡婦が四十五歳を頭に八九人の男女を家に殘し先夫の甥行範に再縁し行快行忠長詮等八男六女を生めりといふこと頗る滑稽に感せらるゝのみならず。行範は反て湛快に先つこと一年即ち承安三年九月二十八日五十九歳にて死せることは代々次第に明記する所況や承安四年には行範の子行快己に廿七歳たり（行快建仁二年五十七歳にて死）而して湛快の女湛増の妹の初め行快の妻となり後薩摩守平忠度に嫁せること亦吾妻鏡に見ゆ。かゝれば續風土記にいへる所の如きは事實有り得べからざる所にてあるなり。

熊野別當の屋敷跡は新宮横町の西裏手にありて別當屋敷の名町名となりて今も残りあり鶴原の別邸は鶴原の原頭大岡（新宮城山より南にわたれる岡阜）にあり 高倉天皇の安元二年（一八三六）別當邸こゝに移れるが如し

舊神職

明治維新前における當社神職は神官衆徒社僧の三種に分れ之を三方社中と稱せり、神官は神宮に奉仕するを職としその一薦を宮主又は一ノ太夫と稱せり、衆徒は神地の政務を執り行ふを職とし南北朝時代には兵事を専務とせる姿にてありしといふその一薦を總檢と稱せり、社僧は禮殿にて本地佛に誦經することを職とし一薦を一和尚と稱せり三方社中の家は御社の西手なる相筋區にありたり。

三方社中の外に本願ありて庵主と號び高貴の御方の宿坊たり 成川渡錢は本願の所得にてありしなり

次に堂下（俗官等）あり神民あり 今の道下町は堂下の家のありしところ上船町の一部を神民町と呼ぶは神民の家多くありしによる。

尙他に相野彌宜二十五家あり南郡御船村大字鮎田、高岡、相野谷村大字大里平尾井等に住し神官の令を受けて日々交替に神前に籠り神事の間隙には農業を營めり。

熊野に於かせらるゝ歴朝御製

花山天皇御製

熊野にまゐらせ給ひける時いはた川にてよませたまうける

續拾遺集

いはた川わたる心のふかければ神もあはれとおもはさらめや

夫木抄

音無の山にや今日はうくひすのこゑめつらしく人のきくらむ

熊野の道にて御心地例ならずおほされけるに海士のしほやきけるを御覽して

續拾遺集

旅の空夜半の煙とのほりなは螢の藻鹽火たくかや見む

夫木抄

石はしる瀧にまかひてなち山の高根を見れば花のしら雲

修行しありかせ給ひけるに櫻の花の咲きたりける下に休み給ひてよませ給ひける(榮花物語)

詞花集

木のもとをすみかとするはおのつから花見る人となりぬべきかな

白河天皇御製

熊野へ詣でたまひける道に花のさかりなりけるを御覽して

新古今集

咲きにはふ花のけしきを見るからに神の心そそらにしらるゝ

熊野にまゐらせ給ひける時よませ給ひける

新後撰集

山の端にしくるゝ雲をさきたてゝ旅の空にも冬は來にけり

熊野に御幸の時よませ給うける

新千載集

沖つかせ吹上の千鳥夜やさむきあけかたちかき波になくなり

後白河天皇御製

熊野御幸三十二度の時御前にておほしめしつゝけさせ給うける

玉葉集

わするなよ雲は都をへたつともなれて久しきみくまのゝ月

後鳥羽天皇御製

御集

はるはるとさかしき峰をかけ過ぎて音無川をけふ見つるかな

熊野へまゐりて奉り侍りし

御集

岩にむす苦ふみならず 三熊野の山のかひある行末もかな
熊野へまゐらせ給ひける時よませ給ひける

新後撰集

よをてらす影ごおもへは熊野山心の空にすめる月かけ

南山御幸の時

御集

三熊野の山路に名のる時鳥 神も初音やうれしかるらむ

玉葉集

待わひぬいつかはこゝにきの國やむろのこほりははるかなれども

熊野の本宮やけて年の内に遷宮侍りしにまゐりて

新古今集

契あれはうれしくかゝる折にあひぬわするな神も行末の空

熊野にまゐり侍りしに旅の心を

御集

見るまゝに山風あらくしくるめり みやこも今は夜寒なるらむ

熊野に参らせ給ひける時

御集

聞きすてよそには過ぎし時鳥 かつらき山の雲になくなり

御集

いさこゝにわか世はへなむ御熊野の山の櫻は咲きそめにけり

新宮に詣給とて熊野川にて

新古今集

くまの川下す早瀬のみなれ棹さすかみなれぬ波のかよひ路

御集

わするなよ松の葉越に浪かけて夜ふかく出し佐野の月影

夫木抄

またたくひ那智のお山に澄月の清きひかりに松風そふく

御集

何となく名こりそをしきなきの葉やかさしていつる明方の空

近露王子歌御會御當座二首

峰月照松 冬の夜の峰たちはなれゆく月の秋にも似たる松の風かな

濱月似雪 わすれては雪かこそたもふ冬の夜の月すむ浦のありあけの濱

御集

さつきこはむろのはやわせ手玉ゆらとりあへすなけ山ほこゝぎす

内裏名所百首

三くまの、浦よりをちにたつ霧の はれぬおもひをなほやへたてむ

順徳天皇御製

御集

熊野川みをはやなからめくりあはむ音にのみ聞くみつからそうき

後嵯峨天皇御製

御幸本宮につかせ給ひてそれより新宮の川船に奉りてさしわたすほと川おもて所せきまで續

きたるも御覽しなれぬさまなれば院の上（増鏡煙の末々）

續古今集

熊野川せきりにわたすすき船のへなみに袖のぬれにけるかな

後柏原天皇御製

柏玉集

三くまのや苔ふみならすくるしさも身にかへてこそ世を祈りけめ

全

よる波の音無川に影見わて氷をみかく冬の夜の月

神倉神社

位置

新宮町の西隅 権現山の南端なる神倉神社の山腹懸崖の上にあり

日本書紀 神武天皇紀に 遂越_ニ狹野_ニ到_ニ熊野神邑_ニ且登_ニ天碧盾_ニ とあるは即ち此なり

境内

神倉山の内 一萬一千四百三十五坪

山麓神苑 七十六坪 昭和五年秋新宮町より寄附

社務所敷地 百九十六坪三五 同上 神倉奉讃會より寄附

社格

官幣大社熊野速玉神社 攝社

祭神

大日本帝國建國の元勳 熊野高倉下命

高倉下命の神系

高倉下命は又の名を天香語山命又手栗彦命ともいひ天孫邇々杵尊の御兄にして河内の哮峰（生駒山嶺の中の一峰）に天降りまし大和の鳥見に遷られし饒速日命（又の名火明命）の長子なり。饒速日命高天原に在りし時天道日女命を妃として天香語山命を挙げられ大和にて長髓彦の女御炊屋姫を妃として宇摩志麻治命（可美真手命建國の元動物部氏の祖）を挙げらる。饒速日命哮峰に天降られし

時天香語山命亦天磐船に乗られてこの熊野なる神倉山に降られて高倉下命と號ばれ拓殖經營せられつゝありし折柄 神武天皇御東征熊野に御廻幸あらせられしに丹敷の餘醜頑強に抵抗をつゞけ皇軍甚だ惱ませ給ふに會ひ神劍をこゝに授かり新銳の部屬を率ゐて馳せ參じ奮戰殊勳を樹て、天業を翼成し奉り功を以て侍臣と爲られしが又出で、越國の大守と爲られ治績顯著徳化四境に遍く船の業網曳道を教へられしより手栗彦命と號ばれ終に越後にて神退りまし西蒲原郡彌彦村神劍峰に齋き祀らる越後一宮國幣中社彌彦神社是なり神名は天香語山命の名を以て祀られあり、瑞籬の内なる神本椎の老大樹は命熊野より携へ行かれて立てさせられしもの根をおろし芽を吐かれて生ひ茂るに至られしものなりといふ。

命の子を天村雲命孫の天忍人命といひ曾孫を瀧津世襲命といふ。

孝昭天皇の御朝大連となりその妹世襲足姫命立て皇后と爲り 孝安天皇を生み奉る 應神天皇の皇后と爲られ 仁徳天皇を生み奉れる仲姫命も亦十三世の孫大臣尾綱根命の姪君にてあらせられしなり。命の子孫にして熊野に留まり世々新宮大神に奉仕せるものあり、所謂熊野三黨、宇井、鈴木、板本是なり三黨の祖は南牟婁郡御船村大字船田なる郷社牛鼻神社の祭神なり。

高倉下命の勳業

高倉下命の勳業は日本書記古事記に詳に敘られあり 次の如し

古事記

故神倭伊波禮毘古命其地より廻り幸てまして熊野村に到てませる時に大なる熊鬚髯に出で入りて即ち

失せぬ。爾に神倭伊波禮毘古命倏忽に遠延まし及御軍も皆遠延て伏しき。此の時に熊野の高倉下一横刀を齎ちて天ツ神の御子の伏せる地に到て獻つる時に天ツ神の御子即ち寤起めまして「長寝しつるかも」と語りたまひき。彼其の横刀を受け取りたまふ時に、其熊野山の荒ぶる神自ら皆切り付さえて爾ち其の感え伏せる御軍悉に寤起めたりき。故天ツ神の御子其の横刀を獲つる所を問ひ給へば。高倉下答曰さく「己夢に天照大神高木神二柱の神の命以ちて建御雷神を召して詔りたまはく「葦原の中ツ國は伊多玖佐夜藝帝阿理那理。我が御子等不平み坐す良志。其の葦原中國は専ら汝が言向けつる國故汝建御雷神降りてよ」とのりたまひき爾に答曰さく「僕降らすとも、専ら其の國平けし横刀有れば降してむ。此の刀の名は佐士布都ノ神と云ふ。亦の名は豊布都と云ふ。亦の名は布都の御魂。此の刀は石上神宮に坐す。此の刀を降さむは高倉下が倉の頂を穿ちて其より墮し入れむ」とまをしまひき。「故建御雷神ノ神教へたまはく「汝が倉の頂を穿ちて此の刀を墮し入れむ」故阿佐米余玖汝取り持ちて天神の御子に獻れ」とをしへたまひき。故夢の教の如に且巳が倉を見しかば信に横刀ありき。故是の横刀は獻るにこそ」とまをしき。於是亦高木大神の命以ちて覺し白したまはく「天神の御子此より奥方に莫入幸りましそ。荒ぶる神甚多かり。今天より八咫鳥を遣せむ。故其の八咫鳥道引きてむ其の立たむ後より幸行てますべし」とささしまをしまひき。故其の教覺の隨に其の八咫鳥の後より幸行てましかば、吉野河の河尻に到りましし時に筌を作ちて魚取る人ありき。云々

六月乙未朔丁巳軍至名草邑。則誅名草戶畔者。(戸畔此云妬聲。)遂越狹野而到熊野神ノ邑。且登天磐盾。仍引軍漸進。海中ニシテ暴風。皇舟漂蕩。時稻飯ノ命乃歎曰。嗟乎吾視天神母則海ノ神。如何厄ニ我ヲ於陸ニ復厄ニ我於海ニ乎。言訖乃拔劔入海化爲三劔持ノ神。三毛入野ノ命亦恨之曰我母及姨並ニ是海神何爲起波瀾以灌溺乎。則踏浪。秀而往乎當世郷一矣。天皇獨與皇太子手研耳。命帥軍而進至熊野荒阪津。亦名丹敷浦。因誅丹敷戶畔者。時神吐毒氣。人物咸瘁。由是皇軍不能復振。時彼處有人號曰熊野高倉下。忽夜夢天照大神謂武甕雷神曰。夫葦原中國猶聞喧擾之響焉。聞喧擾之響焉。此云左柳寛利奈離。宣汝更往而征之。武甕雷神對曰。雖子小行而下。亦平國之劔。則國將自平矣。天照大神曰諾。(諾此云三字每那利。)時武甕雷神登謂高倉下曰。矛劍號曰神靈。(神靈此云赴屠能淵多磨)今當置汝庫裏。宜取而獻之天孫。高倉下曰。唯々而寤之。明旦依夢中教。開庫視之。果有落劔。倒立於庫底板。即取以進之。于時天皇適寐。忽然而寤之曰。矛何長。眠如斯乎。尋而中。毒士卒悉復醒起。既而皇帥慾趣中洲。而山中險絕。無復可行之路。乃樓邊不知其所。跋涉。時夜夢天照大神訓于天皇曰。朕今遣八咫鳥。宜以爲郷導者。果有八咫鳥。自空翔降。天皇曰此鳥之來。自叶。祥夢大哉。赫矣。我皇祖天照大神欲以助成基業。乎是時大伴氏之遠祖日臣命帥大來目。督將凡我踏山啓行。乃尋鳥所。向仰視而追之。遂達于菟田下縣。因號其所至之處曰菟田穿邑。云々。皇師熊野御經由御道筋に關し記紀の敘せらるゝところ一致せられず。古事記に據れば

天皇には熊野村即ち今の新宮町より熊野川及びその上流なる十津川の峽谷に沿うて北に過り進ませられて吉野川の川尻に出でたまひ、それより阿田を經吉野川に循うて東に進ませられ井氷鹿國栖の歸服を見給ひて北に轉せられ宇陀に出でさせ給へるものゝ如くにあらせらるゝも多數史家は書記に従はれ

天皇には狹野を越ね熊野神邑即ち今の新宮に到らせられ、天磐盾に登らせられし後又もや御船に召されて前進せさせられしに途中暴風に遇はせられて皇舟漂蕩せしが獨り、天皇の召させられし御船今の南郡荒阪村二木島の邊に御漂着あそばしそこにて夷倉丹敷戶畔を誅し給ひ、天神の遣はされし八咫鳥の嚮導を得させられ今の北山街道を取らせられて北進あそばし大和の宇陀に到らせられしものとせられ居り師範中學等の教科書亦いづれも殆ど此の説に従はれあり。然れども之を實地に徴しまた紀の御文の語句語脈を検討し仔細に種々の点より考察すればその間疑訝に勝へざるもの一二にして止らざるなり。

吉田東伍博士はその著地理的日本歴史に於て

天皇が天業を恢弘し天下に光宅せんとの最初の宏謨は弘舍衝の一敗によりて毫も屈折せられず更に紀州經略の積極行動となり熊野大迂回策を決行せられぬ。この迂回策は實に神兵天降的なり。以て賊の心膽を震駭せしむるに足れり。且つ多年筑紫瀬戸内に轉戦し其の磨きたる海上知識は以て熊野方面の地理を察知するに足れり。且つ瀬戸内と熊野は唇齒相倚り外洋の海權は内海と相待つ、瀬戸内海の制御を遂げたまふとも熊野浦にして敵國たらんには大和の虜には未だ克つべからず。尙此の他

歴史の文字以外に更に幾多の意義の伏在せるものあるを認め得べきなり。其の要点を想察し奉れば

- (一) 祖業紹述の大雄志に出でられしこと。
- (二) 沮喪せる士氣を前進によりて恢復せんとすること。
- (三) 海上戦の御經驗を積まれしこと。
- (四) 熊野浦には 天皇歡迎の内應者あること。
- (五) 熊野は大和背面の險要なること。
- (六) 外海の海上權を得給はむとせること。
- (七) 御本國日向との連絡を得ること。

等にありとす。
と詳論せられあり。前人未だ説き及ばざる所の卓説といふべく「天皇歡迎の内應者」とはおもふに正しく高倉下命を指せるものなるべし。

天皇の熊野大迂回策を御決行遊ばされしは吉田博士の詳説せらるゝ如く畏く深き宏謀の御上より御周到なる御偵察を遂げさせられ精細なる御調査を重ね給ひし御結果に本づかせられし御ことにあらせらるべく果して然あらせられんにはそこに大和より來るところの熊野川の存することは既知の御事實の様想察し奉るのみならず。天皇には最初は淀川を沂りて大和に入らせられんことを策し給ひ次には轉せられて紀ノ川筋よりせさせられんとし亦頓挫遊ばせしより遂に熊野大迂回策を御決行遊ばされたる御ことにあらせらるべく。然らば熊野川筋の如き頭初より重きをおかせられたる地

点の一つと想察し奉らざるべからず。しかるにその熊野川の海口に位する熊野神邑に到らせ給ひながらその地より又もや御乗船あそばして前進せさせられ海上暴風に遇ひて二木島に漂着あそばしそこに遇然大和に入らせらるる御道を御發見遊ばされたりといふは甚だ不審に感せらるゝ所にてあり況や新宮と二木島とは相距ること僅々二十一海里許に過ぎず。陸路徒行するも一日程たり。然るときは御舟師新宮を發し給へるその御當日直に大暴風の御厄難に遇はせ給へるものと見奉らざるべからず。神籌些の御遺算あらせられず加ふるに海上の知識に富ませられし御軍にして此の如き御こととあらせられたりといふはいふかき限りにてあり事實を誣ひ奉るものにあらざるか。

翻つて紀の御文を檢討考察すれば熊野大迂回の事一言敘せらるゝ所あらず。「軍至名草邑」則誅名草戸畔者」とありて直に「遂越狹野而致熊野神邑且登天磐盾」とあることあまりに唐突に感ぜらるゝのみならず。御船出の御當日直に大暴風の難に遇はせられたる御事なるに「仍引軍漸進」といふこと亦甚しく異様に感ぜらるゝなり。神聖なる神典に對し疑を挿むは悚懼に勝へざる所なるも紀の御文中「遂越狹野而到熊野神邑且登天磐盾」の一句は下の「中、毒士卒悉復醒起」の次に入るべきものなるを淨寫整頓の際錯まりて上に入れしものにあらざるか即ち正しくは

六月乙未朔丁巳軍至名草邑則誅名草戸畔者。仍引軍漸進海中遇暴風皇舟漂蕩。……
天皇獨與皇子手研耳命帥軍而進至熊野荒坂津固誅丹敷戸畔者。時神吐毒氣人物咸瘁。由是皇軍不能復振一時彼處有人號曰高倉下。……尋而中、毒士卒悉復醒起。「遂越狹野而到熊野神邑且登天磐盾」とありしにはあらざるか若し此くありたらんには「仍漸進」の語句も

遂の字もよくひびきて素直に解し得られ天盤盾に登らせ給ひし御事も始めて御意義あらせられしを拜仰し奉るなり。

神典に對し疑を挿み錯簡を云爲するが若き返／＼も悚懼措く能はざる所なるも上述の若き次第なるより「皇師熊野御經由の御道筋も隨て

紀元前三年六月乙未、朔丁巳即ち廿三日（朔日が乙未なれば丁巳の日は廿三日なり）名草邑に至りて名草戸畔を誅し給ひ紀ノ川筋より進み入らせ給はんとせられしも御意の如くならせられず仍てこゝにいよ／＼熊野大迂回策を御決行遊ばさるゝこと、ならせられ舟師を率ゐさせられ漸に進ませられつゝありしに幾泊かを重ねさせられ熊野灘にさしか、らせ給ひし御比より天候卒かに變じて大暴風となり 皇舟漂蕩四散し給ひしが獨り天皇の御船は丹敷浦（今勝浦港）海水深く濱の宮の邊まで灣入なし居りしならん）に御着遊ばされしにそこに夷會丹敷戸畔ありて御軍を遮り申せしかば之を荒坂津（今の濱の宮の海岸にて誅し給へるも

丹敷 熊野一帯の海岸は朝日を受けて華かに輝きわたれるより丹敷浦と呼びそこに住める土民をも丹敷と呼べるならんか

戸畔「トベ」は「トナ」「トネ」と同義の語にて子供に對して大人を「オトナ」と呼び 阪東第一の大河を利根川と呼ぶが如く曾長のことを「トベ」とよべるなりといふ。

餘醜なほ頑強に抵抗をつゝくるに加へて毒病に中てられ 御軍甚だ惱ませ給へる折柄熊野神邑（新宮）を根據として丹敷戸畔に對峙し一方に雄視し居りし熊野高倉下命靈夢によりて神劔を授かり精

銳なる部屬を率ゐて馳せ參じ天神の御告のまゝに神劔を献りしかば 皇軍大に振ひ起られ丹敷の醜を今の佐野三輪崎の邊りに平げ給ひ遂に狭野の岡を越へて熊野神邑に致らせられ高倉下命先導申し上げて神劔を授かりし天磐盾に登らせ給ひ天神を祭らせられて神助を感謝遊ばされ懸崖の上に立たせ給ひて御前進の御方向を神慮り遊ばされつゝ、あらせられしに「天神ノ御子、自レ此ヲ與方ニ莫レ使ニ入幸ニ荒神甚多。今自レ天遣ニ八咫鳥」と天神の御告あり。是に於て御教のまに／＼八咫鳥の向ふところに循はせられつゝ、熊野川を溯らせ給ひて大和に入らせ給ひし御次第にあらせられしかと考察し奉るなり。是れ紀元前三年の御事にて 天皇には御四十九歳にあらせられ、時は七月炎暑燬くが如き候にあらせられしなり。

以上の如く考へ居るも南郡の二木島地方北郡の錦浦が丹敷の根據地たりしは疑ふべからざる事實にてあり従てそこにも丹敷戸畔と號ぶ會長ありしことなるべく又皇師海上暴風に遇ひ皇舟四散せる時一部隊の二木島に漂着せる者ありその丹敷戸畔を平げ今の北山街道筋より大和に入りしことありしより十津川説、北山説の二説生ずるに至りしかも亦知るべからず。十津川説北山説の外別に伊勢巡幸説あり。その伊勢巡幸説も大杉谷經由説と高見嶺經由説との二つに分れあるなり。

以上の如く考へ居るも國史上極めて重大なる問題なれば尙研究を重ね大方の教を乞はんと欲しつゝ、あるなり。

社 殿

今日社殿は大正七年二月舊社殿より北裏手なる巖陰に假に營まれたる一小祠にして舊社の傍にに

ふ能はざるも昨昭和五年十月神倉奉贊會に於て麓の神苑を淨め修め社務所を新築し朱塗神橋を架し
また町出身の湯川寛吉氏大鳥居を寄進せるより面目一新大に神々しき觀を呈し來れり。

舊社殿

第一殿 四尺四寸 天照大神

第二殿 六尺三寸 御本社 高倉下命

拜殿 南北十二間五尺余 磐盾の懸崖の上に懸造

御供所 東西五間三尺一寸 俗に三面大黒殿と呼べり

満山社 三間半 方三尺 中地藏堂 方二間

社殿沿革 (熊野年代記 熊野年鑑 本願妙心寺 文書に據る)

孝昭天皇 二十三年戊子(二〇八) 神倉社壇造立

天武天皇 白鳳十五年 裸形上人登神倉社殿建立

聖武天皇 天平六年甲戌五月 大地震神倉社破

同八年丙子正月造營 千貫比丘尼立之名ハ星德大内ヨリ錢千貫文給ハリ諸國勸化奉加

仍テ千貫比丘尼ト云

後鳥羽天皇 建久四年 癸丑熊野三山建立 神倉石壇成就

大旦那征夷大將軍源朝臣頼朝公

土御門天皇 元久元年甲子十二月卅日亥時神倉炎上

承久四年庚午正月再建事始 十一月造營悉成

後嵯峨天皇 寬元二年甲辰十月卅日子時 神倉炎上

後深草天皇 寶治二年 神倉社造營 奉行鎌倉越後入道平實時法師

後花園天皇 康正元年己亥十二月晦日 大地震神倉社堂崩

後土御門天皇 延徳元年己酉十一月廿一日 神倉再建

後奈良天皇 享祿四年辛卯八月 神倉造營 十ヶ年諸國勸化奉加

後陽成天皇 天正十六年十月十六日夜神倉炎上 三藏平助燒之

因に記す。三藏平助は大和大納言豊臣秀長の落胤なりと傳へられ、人と爲り共に豪放不羈なるに加へて胸中不平満々たる者ありしより世の中を呪ひ故らに人に忤らひ奇矯放縱の行を敢てしたりしもの、如く神倉は荒き天狗の棲む魔所といはれ酉の刻(午後六時)以後登る時は靛面(オキダシ)に神罰を受くと稱して誰も怖れて登る者なかりしに三藏平助は「世に魔所などといふべきところあるべき筈なし」と嘲笑し屢々夜間登山なし故らに狼藉の所行をなすこと度々なりしより神職等彼を魔所(マシヨウ)荒と呼びて忌み疾むのあまり終にひそかに語らい謀り十月十六日の夜兄弟拜殿の欄干に腰うちかけ笛吹きささみつゝありしところを忍び寄りて刺し殺しその罪跡を掩はんが爲に火を放ち放火の罪を兩人に被せしなりと

尙放てる火は直に消し止むる手筈なりしが強風煽り狂ひて社殿拜殿残らず炎上せるのみならず神寶古文書等また悉く烏有に歸したりといふ。

同十八年關白豊臣秀吉公貴金百五十枚熊野一山へ寄進仍之造營成就。

後光明天皇 慶安二年己丑九月熊野大地震神倉破損

中御門天皇 享保十七年壬子社々神倉共造營成就

十一月二十日正遷宮棟札

征夷大將軍源吉宗公 大納言 家重公

當國大守宗直卿 中將 宗將卿

日本國中貴踐男女勸進願主諸願成就處

享保御造營の社殿は明治の初め頃までは猶儼存し參拜することを得しも次第に頽廢に赴き扉を鎖して辛く保存し居りしに明治十三年九月十三日の大暴風雨のため全く倒壞に至れり。

祭 禮 二月六日(もとは正月六日)の夜 御燈祭といふ

幾百千の上り子齋戒沐浴し白衣繩帶松明を携へ日黄昏ならんとする比より續々登山して中ノ地藏堂の跡に屯集し神前の祭式畢り迎火到るや千炬一齊に火を点じ登りて瑞籬の内に集り(もとは拜殿の内に詰め籠りしなり)扉開くや松明を振り翳しつゝ先を争ひて走り下る狀極めて壯觀なり。

熊野年代記に

敏達天皇三年甲午(一二三四)正月二日 於神倉放光明翌年正月六日夜火祭始

とあり遽に信すべからざるも亦以て由て來るところの古きを知るべきなり。嘗て姉崎正治博士に教を乞ひしに

希臘に相似たる祭あり 火の洗禮を受くる青年式なるべし

とのことにてありき 町の男子十五六才となれば必ず一度は上る習はせなるをおもひ合はすれば或はまさに然るべきなり 今年の上り子は負はれて上れる幼童も加へ算して千三百三十九人なりしといふ。

珍しき植物

神藏山中には天台烏藥、竹柏蘭紅花石斛等珍しき植物少からず。社務所の庭に竹柏の老大木あり。

磐盾の腰の邊にありし櫻の名木はいつの比枯れ去りしか今はあらず。

瀧

麓の神苑にあり。平家物語に「三位入道維盛新宮へ參られ神の座を拜み給ふに岩礁高く聳えて嵐思想の夢を破り瀧水清く流れて塵埃の垢をすゞぐらんとも覺ねたり」とあるその瀧なり。

神倉山の名義

かむのくら の名義につき左の數説あり。

(一) 神の寶庫の義なり 高倉下命(フツノイタマ)の神劍を授かりし故事に基く。

(二) 「くら」は坐にて神の坐す山といふ義なり。

(三) 神は敬語「くら」は「暗」にて樹木鬱蒼と暗く生ひ茂れる義なるべし。

(四) 神は敬語「くら」は峻く峙ちたる峰の義なるべし 高倉山 梯立の倉梯山近くは敷屋の佛倉(キトケクラ) 三津ノの猪倉等いづれも同義なり。

熊野にまうで侍りける時かんのくらにて太政大臣從一位をきはめぬることを思ひつゝけてよみ侍りける
入道前太政大臣 (常盤井實氏)

三熊野の神くら山の石だたみのぼりはてゝもなほ祈るかな

元和歌山縣知事 池松時和

千早振神倉山に登り立ち神祭らしゝ古れもほゆ

三熊野の遠き昔を語るかに今もそぎ立つ天の磐盾

舊神職

社僧四人ありて新宮權現社僧の内四院より兼帶せりその首班を神倉聖ミクラノミヤノミヤといふ。聖となるには十日間斷食の行を爲すを要し、もしその行を爲し了ふること能はざるときは經節を咬へてこそくゝと問道より下り來る定例にてこれを「スベル」と呼べり行を爲せる場處は神社より半町ばかり手前滿山社に隣れる小平地にてそこに假小舎を建て荒蕪を敷きその隣室を伽人の詰所とし毎夜數十人の伽人參籠し町の富豪の家より交互に伽人の夜食を焚きて持ち行けり。この伽は油斷する時は行人天狗様にさらはれ去るといふ爲の警護にてありいつの間にか行人の衣類等高き梢に懸れることあり。かくて十日斷食の行を了ふるときはへとくゝになれる行人更に目かくしせられ手を引きもらひて禮殿に上り「全くの鐘」を撞きこゝに始めて聖の資格を得る次第なるがその全くの鐘を撞くときにも天狗來りて撞木をかくし鐘をかくし種々邪魔をなせりといふことにあり。大石増平翁(玉置西久君の父君)の作られし左記聖様の民謡よくその情景を寫されあり。

正月 清淨にその身をきよめ聖様山に登りて行をすまふなり。
二月 にぎり飯豆の粉つけて持ち運ぶ伽する人に夜食出すなり。
三月 さぞふびん赤土ませて水を飲み十日の間斷食をする。

(中略)

霜月 撞木をば取ると思へば鐘はなし鐘と撞木の間が鳴るなり。

極月 極秘傳行をすまして聖様負はれて歸る道のにぎはひ。

御燈祭の時「天狗様荒れる」といひて時々けたましく響き轟きその響馬町邊までも聞ゆぬ。聖様太刀を佩き鉞を揮ひて指揮制御し「アンマリアレヤシャンナ」と一喝すればその響忽ちハタと鎮まれり。この荒るゝことゝいひ行をなす中に行人の衣を杉の枝にかけなごせしは無論下役のなせしことなるもそのころには天狗の所爲と信せしものありしなり。

最後の神倉聖は新宮の社僧常住院鈴木眞澄氏にてありき。

本願 妙心尼寺

社務所の北隣にあり 白河院の女官の一方落飾して妙心尼といはれし方を中興開基とすといひ傳ふ明治維新前までは京都公郷の息女の尼公と爲られし方來り住せらるゝを例とせり。その寺今は還俗せる人の住家となり居るもやはり妙心寺を姓とし法燈國師來り暫くこゝに居られし中に親しく刀を執りて刻まれしといひ傳ふる國師母子の木像を藏しあり。

下役人 殘位坊

四家ありて山麓に近き山伏町に住し居れり」

寺院教會

一寺 院

1、東仙寺

丹鶴山と号し、境内面積三〇〇坪あり。

造營物……假堂。庫裡。附屬建物一棟。

宗 派……真言宗高野派にて高野山金剛峯寺末なり。

町内字熊野地小山田にあり。舊今の城山にありしなり。當寺は弘仁七年弘法大師禪定の靈窟を求め給はんに諸山を經尋し給ひし頃、此地神宮（新宮）に來り田鶴原を過ぎ給ふ時此の原に大木ありて其の上に群鶴宿り子を育すること白鷺の如し、大師偶然として木の下に至り給へば白髮老翁あり、大師に告げて曰く「我は是れ神宮の神なり。菩薩此の大木を伐り我が内證佛を彫刻して業病難化の群生を拔濟し給へ」と云ひ了て失せぬ。大師即ち人夫を集めて其の大木を切らしめて本尊阿彌陀如來、并に藥師如來、千手觀世音の像を刻み一字の草堂を創建し丹鶴山東仙寺と号すといふ、其の後人皇七十五代 崇徳天皇大治庚戌五年熊野別當教信（行範ともいふ）妻女（六條判官爲義の息女頼朝の伯母なる田鶴原尼公又立田腹尼公、後鳥居禪尼と稱す。）剃髮染衣して此草堂を再興し則ち住し寺を建立せしといふ。

永享八年七上綱の中宮崎次郎定康修理を加へ其後寛正六年宮崎定弘再興す。明應四年宮崎盛定修理し慶長六年新宮城主淺野右近大夫忠吉城山より當町字樂師町に移さる。其の後城主水野淡路守重良藥師如來の御靈夢によりて寛永十三年四月再三興ありて後祈願所とし年々四石二斗を寄附す寛文元年對馬守重上再建し更に新田畑六石九斗六升八合を寄附す。又當時の舊地に八幡宮あり、城の鎮守にて八幡領と名づ

け三石六斗寺附なりき。其の後明應元年九月回祿に罹り昔古より傳來の寶物立田腹尼公夫婦の木像焼失す。明治二十九年十二月當町大火の際本尊阿彌陀如來并に藥師如來、千手觀世音の三尊寶物の内弘法大師眞筆般若心經二卷、神智寮釋文第十一卷、智證大師の般若菩薩の画像一軸、知忠親王の御筆瀧見觀音画像一軸を守り出し其の外は悉皆焼失せり。因て當寺維持方法及當町大改革の都合もありて許可を得て今の地に移轉新築す。

2、全龍寺

虎嶽山と号し境内方一町面積二〇四七坪七一あり。

造營物……山門。本堂。庫裡。鎮守稻荷堂。

宗 派……禪宗曹洞大源派なり。靜岡縣周智郡久努西村可睦齊末にして大本山は總持寺なり。

新宮町初之地（字井野地）の西にあり舊眞梁寺と号し水野出雲守源重仲の開基にして傳山玄的の和尙の開山なり。玄的和尚は慶長年間の人にして寛永四年四月廿八日を以て寂せり。寺地は舊新宮矢倉町にあり九畝六步免稅地にして全寺附なりしと云ふ。元和中水野淡路守重良父重仲の院號を取りて全龍寺と改め寛永六年今の地に移し水野家の菩提寺となす。今の地は堀内氏虎の居城なりしといふ。

3、本廣寺

惠雲山と号し境内東西二十五間南北七十間 面積一五九八坪あり。

造營物……山門。堂宇各一棟。厨舎。附屬建物各二棟。他に境内佛堂一棟。

宗 派……日蓮宗。甲州總本山身延山久遠寺末なり。

町内全龍寺の北隣にあり。舊京都本山妙覺寺末にて法輪山法華寺といひ慶長元年三月日等上人の開基な

り。延寶六年舊藩主水野土佐守重上本宗に歸依し當寺を以て兩親本廣院。惠雲院の菩提所と爲し寺号山号を今の名に改め且つ本山を轉換して身延久遠寺末に屬せしむ。今の地は新宮周防守の屋敷跡なりといふ。

4、妙林寺 月照山と号し晴雲院ともいふ。境内面積四四〇坪餘あり。

造營物……山門。本堂。庫裡。鎮守堂。

宗派……淨土宗鎮西派にして總本山知恩院直末なり。

本廣寺前馬町にあり。創立年代不淨なれ共惠譽上人の開基なりといふ。寛永二年新宮藩士平岩助右衛門親清の再建にかゝり現今の堂宇は其當時のものなり。

5、淨泉寺 遠松山と号し境内面積三〇〇坪餘あり。

造營物……本堂。庫裡。書院

宗派……眞宗大谷派にして東本願寺末なり。

馬町妙体寺の北にあり。遠州濱松普法山善照寺の別院にして全寺住職小幡玄祐、新宮城主全龍院殿水野重仲公の命に従ひて來町、今の地扇の屋敷を賜りて當寺を開基せらる。本堂は當時の建立にして藩祖全龍院殿及四代重期公(智泉院)の尊儀を安置して今日に至る。何時の時代にも水野家の教信厚く御菩提寺同等の待遇を受く。

6、長徳寺 二龍山と号し境内面積二八七坪、境外地一三八坪六合あり。

造營物……本堂。庫裡。客殿

宗派……眞宗にして西本願寺末なり

町内馬町にあり。舊別當屋敷にありて寛文年間の創建なりといふも明治二十年迄は廢寺同様の状態なりしが、同二十一年西本願寺の命に依り佐々木龍乘師當町に出張別當屋敷に於て一個の教會説教所を設け布教に邁めたるに同信の行者漸次其數を増し教場狹隘のため現地馬町に新地をトして一個の寺院を創建廢寺長徳寺の寺號を移して復活再興の業を完成し今に及べり。

7、清閑院 龜遊山と号し境内面積約五〇〇坪あり。

造營物……本堂。庫裡。地藏堂。隱寮。主席寮。

宗派……禪宗臨濟派にして大本山妙心寺末なり。

町内奥山際地にあり。明治初年迄は紀伊由良興國寺末なりしも後同寺と共に妙心寺末となる。明治二十二年の被害のため記録流失し開基年代及由來傳説等詳かならず。下熊野地は殆んど同寺の檀徒なり。境内地藏堂に安置する地藏尊は其の昔浪間に流れ埋れたるを人々怪火ありとして不思議に思ひ掘出せしに地藏尊の立像を發見、爾來本堂に安置せりといふ。

8、瑞泉寺 神光山と号す。境内面積六二七坪あり

造營物……本堂。庫裡。鐘樓

宗派……淨土宗鎮西派にして京都總本山知恩院末なり。

清閑院の南隣奥山際地なる稍高臺にあり奉尊阿彌陀如來は安阿彌の作佛と傳ふ。往昔人皇八十一代高倉天皇の皇子 安徳天皇の御宇。平相國清盛入道の嫡孫小松三位維盛の家來にて齋藤六三申す者父齋藤

治秀國、源平の戦に忠死し其の主君維盛卿は那智濱の宮沖にて入水せらる因て齋藤六亡君并に亡父菩提の爲道心者となりて當地に來り三山順拜數度を重ぬ。齡ひ老て當時の裏山千穂ヶ峯の山麓に草庵を結び佛道修行終世す。夫れより後代此の庵室に道心者不絶と云ふ。本寺本派もなく凡そ三百六十四年を経て爰に慶長年間關東武藏の國芝増上寺の役僧三譽と申せし人三山順拜の砌り當地に來り此庵室に住し布教修業に及ぶ時に領主淺野右近太夫殿の歸依により現在の寺地を拜領。該庵室を移し更に堂宇の建設をなし寺号を瑞泉寺と稱するに至る。

(附)時鐘發端の事 「證文寫」

本ト當地ニ只今迄時之鐘無之ニ付諸士并ニ寺社町地方共ニ望申ニ付幸ヒ寺ノ儀ハ境地モ能キ所ト申、撞鐘モ有之事ニ候間爲惣名時之鐘御撞セ候様ニ頼候。鐘撞申者ノ其給銀飯料常香夜燈之入用トシテ毎年来納件八石寺納申様ニ惣中へ慥ニ申渡シ候。寺之苦勞ニ不成様ニ秋中ニ取立寺納可爲致候。若シ相違之儀於有之ハ我々方迄御斷可被成候、爲後鑑一札如件

貞享元甲子年十月

御家中

鈴木與五兵衛

戸田彌一兵衛

懸立佐次右衛門

圓譽長老

但し時報は貞享元年より今日に到る迄一日も休まず。

9、松巖院

普門山と号す。境内面積六〇〇坪あり

造營物……山門。本堂。庫裡。鐘樓。隠寮。

宗派……禪宗臨濟派にして大本山京都妙心寺直末なり。

瑞泉寺の南隣口山際地にあり。宇井良啓其の父次良右エ門及兄弟市之助等永祿五年五月廿日阿州教興寺の合戦に討死せるを以て父兄追善供養の爲當院を建立せりといふ。開基年代不明なるも元龜年間と推定す爾來二回焼失。現在の造營物は天保十三年起工の本堂也。大工は平瀬茂十郎棟梁たり。山門は寛政年間鹽崎氏三代目大就紹田居士供養のため再建せしものなり。

10、無量壽寺

境内周百間餘あり。

造營物……本堂(無住)

宗派……禪宗臨濟派にして尼寺なり。

松巖院の南隣山際にあり。建立時代詳ならず。七人上綱の家より比丘尼住職す。古は寺領百石あり其後堀内安房守の時十五石となる。慶長七年淺野右近の時八石となる。何時の頃よりか無住寺となれり。什寶に古畫の十六羅漢二幅、涅槃像一幅法燈國師像贊一幅、贊は國師の自筆といふ。青磁の浮牡丹花瓶等あり。

11、清涼寺

基王山と号す。境内面積一四七坪六合あり。

造營物……山門。本堂。庫裡

宗派……禪宗臨濟派にして大本山妙心寺直末なり。

町内口山隣地無量壽寺より南一町許にあり。遠州濱松善正寺住職尊海といふ僧、水野家に從ひて此に來り當寺を開基すといふ。此の寺元清涼庵と稱し相筋川邊にあり。元祿十六年三月寺号に改稱し寺地度々

水難の畏れありし故明和五年七月現伏ヶ谷に移す。

12、宗應寺 東陽山と号す。境内面積一〇三〇坪三八なり

造營物……本堂、庫裡。寮。假玄關。鐘樓門。納屋

宗 派……禪宗曹洞派にして大本山總持寺、伊豆最勝院末なり。

清凉寺の南一町許りの山際にあり。當寺舊くは今の城地にありて、古は崗輪寺と号し。新宮權現の神宮寺にして天台法相兩宗兼學の律院なりき。聖德太子建立と傳ふ。其後六百年を経て思圓といふ僧住職として本寺を再興し崗輪の字を香林と改む。其の頃の寺地は蓬萊山の側にありて三百石を領せしといふ。天正年間堀内安房守氏吉伊豆國最勝院秀山和尚を迎へて當寺に居らしめ神宮寺を停めて禪寺とす。是中興の祖なり。慶長五年氏吉石田三成に黨して當地に忍び難く肥後熊本に奔る。此の時まで寺領三百石ありしが後皆公田となる。其地今に字を寺田といふ。慶長六年淺野右近太夫忠吉寺地を城地にせんとして其替地を明神前とし七堂伽藍を建立せしが回祿にかゝり寶物舊記焼失す。依つて權現山の麓なる神岩寺跡に移轉建立せられ相野谷高岡村に於て寺領百石を寄附す。慶長十一年三月忠吉の子出雲守早世して當寺に葬り法名を關芝宗應と号せしかば寺号を宗應寺と改め靈屋料五十石を寄附す。後元和五年水野出雲守重仲當地を領するに當り寺頃沒收せらる。慶長二年八月本山越前永平寺より當寺を以て牟婁郡中曹洞派の觸頭とし、後寛永十二年秋奥有馬村安樂寺と兩寺を觸頭とす。

13、成林寺 護神山と号す。境内面積四五〇坪あり。

造營物……本堂、庫裡

宗 派……禪宗臨濟派にして大本山妙心寺直末なり

町内速玉神社の西北相筋にあり。寛文四年八月五日涼山和尚の開基にして成川屋佐兵衛の一建立なり。舊古松庵といへり。

14、遍照院 慈雲山と号し、境内面積三反歩あり。

造營物……本堂、庫裡

宗 派……古義真言宗にして京都仁和寺末なり。

町内端取出にあり。舊は行往院といふ。慶長年間淺野右近太夫の時祈願寺として再興あり。其後寛永五年仁和寺より慈雲山松園寺加納院と改む。延寶六年の回祿に舊記悉く焚燼す。同七年遍照院と改む。什寶に古畫の曼陀羅二幅、漁夫の圖一幅、天竺因陀羅の畫ける由いひ傳ふ。

15、専光寺 佛照山と号し境内面積約六〇〇坪あり。

造營物……本堂、庫裡

宗 派……真宗本願寺派西本願寺末なり。

町内矢倉町にあり。天文十一年僧道喜と申す者新宮町谷王地に草庵を結び道智庵と号す。其の後慶長年間新宮領主淺野右近太夫忠吉の家臣佐々木次郎左エ門、真宗の教義を信じ家祿を弟に譲りて出家なし、道智庵に入る。法名を道智と稱し庵を専光寺と改稱す。後代々法燈を繼續、血脈中絶することなく現十代に及ぶ。

二、教 會

1、日本基督教新宮教會 位置……町内四一八番地日下山下にあり。

建物……會堂、牧師館

今より凡そ百四五十年前、當地の大石長卿といふ人長崎に出でて蘭學を學び醫學を修め大に泰西の風を慕ひて基督教の感化を受けたりしが歳二十五にして世を去りたり。その頃算術師某當地に來りて曆算を教授し傍ら基督教の三位一体の説をなししに大石保平等之をききて大に悟るところありき。その後柳處といふ画家來遊して同様の説をなし又當地の鍛冶職辻長左衛門も新井白石の著書「採覽異言」(天主教宣教師との對話を筆記したるもの)を見て大に感ぜ之を自ら謄寫して所持し居れり。然れども當時は尙ほ切支丹禁制の頃なりしかば彼等は名を他事に藉りて神を禮拜したり。かくて大石保平等の卓見によりて泰西の文明をとりいれ嘉永弘化の頃既に我が地方に種痘の風行はれたりと傳ふ。

安政四年丁巳の歳飯田頼次郎長崎に至り竊かに支那譯の聖書及天路歷程等數冊を求めて新宮に歸りたるにより(後恒徹と改め東京に移住す)人々初めて基督教の書籍を讀むの便宜を得るに至れり。

その後第十代新宮藩主水野忠央公の末子第十一代忠幹公の弟鑑(又石夫幼より穎悟にして令名あり明治四年慶應義塾に在學中病を得て早世す)東京に遊學中基督教を信じて築地の宣教師タムソン師より洗禮を受けたり。新宮の人にして洗禮を受けたるはこの人を初めとす。更らにその頃船町に通稱湊屋嘉兵衛事和田佐兵衛なる人あり、後神戸元町に移住して某教會の宣教師アツキンソン師より受洗し同教會の執事となり後その家族も皆基督教に入る。明治十三年八月當地の大石余平はその妹陸世を伴ひて上阪し喜

田玄章を訪ねてその教育を委託したり。喜田は南牟婁郡本ノ本の人にして醫を業とし早くより大阪に出て開業し大阪教會に於て受洗し後大阪島ノ内教會の創立に参加したる人なれば陸世を基督教主義の梅花女學校に入學せしめたり。陸世は在學中基督教の感化を受け明治十五年浪花教會に於て牧師澤山保羅より洗禮を受け翌年歸新に際して漢譯馬可傳を携へ來りて兄余平に贈る、是より余平は求道の念を起して喜田に傳道師派遣のことを頼み喜田は浪花教會の信徒米地方舟といふ画家を來熊せしめたり。

明治十六年山本周作聖書販賣のため新宮に來り當時勝浦に在りし米地方舟とともに馬町の寄席に於て基督教演說會を開催せり之を新宮に於ける基督教演說會の初めとす。その年十一月米國宣教師エデヘール師來り大石余平新屋鶴次洗禮を受く、之を新宮に於ける洗禮式の初めとす。

翌年エデヘール、ゼビヘール大阪より來り成川の須川謙藏受洗之より以後求道者受洗者益々多きを加へ明治十七年米國宣教師アリス、オウル師山本周作夫妻とともに來りて雜賀町に居住す。同年六月大石増年、玉置西久、須川英雄、南安、和田龍等受洗して新宮教會を組織し明治十七年六月十日大石余平氏の敷地提供と當時の教會員の力に依りもと町内仲之町に會堂を建立、獻堂式を舉行。それより四十有餘年間當地唯一の基督教傳道會堂として光輝ある歴史を有せり。されど其の後大正八年四月突如會堂立退き問題起り移轉の止むなきに至る。こゝに於て教會員十數名の献金と大石眞子氏等の寄附金及玉置西久氏の好意に依り現在の地に會堂及牧師館の建立に着手。大正九年一月十六日工事終了して獻堂式を擧ぐ。會堂の設計は西村伊作氏なり。次いで大正十三年一月十六日長年他より補助を得て經營せる本教會も遂に獨立教會建設式を行ひ此處に完全なる教會となれり。而して本教會傳道開始以來、宣教に

牧教に盡力せられし宣教師はヘルル氏兄弟、レビット女史、オール女史、ウオーレー女史、ヘレフオー
ド氏夫妻、デッドワイラー氏、ガーデナー女史、モーレー氏、ライカー女史、並に現チャブマン氏夫妻
等にして、邦人牧師としては山本周作氏、渡邊薫太郎氏、入田末男氏、太田九之八氏、鎌田安通氏、間
宮小五郎氏、沖野岩三郎氏、前川敬雄氏並に現河村齋美氏等なり。

(附)本教會活動の一斑

- 1、福音宣傳。左記の如き日本基督教會の傳導方針に基づき基督の福音宣傳の大使命を行ふ。
- イ、一定の教理信條を確守して信仰思想の混亂に流る、弊を避け
- ロ、自給獨立の精神熾にして日本人による日本傳道を高潮し
- ハ、個人靈魂の救に關する純然たる福音的宗教を高潮するを努め漫りに國家社會の問題に觸れざる事
- 2、教育事業。年少者に對する靈性教育乃至宗教々育をなす意味に於て左記場所にて日曜學校を經營
し、毎日曜日午前八時半より開催す。
- イ、新宮教會堂 ロ、熊野地 ニ、村氏宅 ハ、御幸町 栗栖氏宅 ニ、三輪崎町 養真幼稚園内
向幼兒の保育事業として町内日和山に「ふたば幼稚園」を經營す。主事は成江秀治氏なりと。
- 3、社會奉仕。教會員及教會青年會員、婦人會員等の活動に依り時々適切なる社會奉仕を行ふ。
- 4、行事。毎週左記行事をなす。
- イ、禮拜………毎日曜日朝十時より。
- ロ、傳道會………同 夜七時半より。

ハ、祈會………毎水曜日夜七時半より。その他。

2、天理教南海大教會

位置………町内下本町舊新宮藩主御殿跡にあり。
敷地………一〇八三坪。

建物………本殿を初め三四〇坪あり。

本教會の創立者にして初代會長たりし山田作次郎氏は萬延元年十二月十九日三重縣南牟婁郡尾呂志村大
字川瀬に生る。明治二十年八月廿八才にして宿病養生の爲隣村下市木村の人畑林爲七氏に附添はれて上
阪の途につく、途中筆墨行商人より大和丹波市に靈驗あらたかなる神の出現を聞き途を轉じてお地場に
參詣す。教理を聽聞すること二日間にして奇特にも病氣の快癒を見る、依りて舊九月一日歸郷と共に即
日布教傳道を開始せり。それより靈教に浴する者日一日と増加し二ヶ月餘にして百戸に垂んとする信者
を得たり。此處に於て同年十一月講社を結成し本部の許可を得て正明講と名づけ自ら講長となる。是南
海大教會の濫觴なりとす。次いで明治二十三年冬に至り現在大教會の地を買收し周圍の猛烈なる反對、
壓迫、中傷を受けつ、一意會堂建設に邁進せるに明治二十四年二月二十八日附を以て本部より和歌山縣
東牟婁郡新宮町に神道天理南海支教會設立並に山田氏支教會長たるの件を許可せられ、且つ同年五月十
二日を以て和歌山縣廳の許可をも受く。依りて直ちに建築に着手し只管工を急ぎて同年十二月竣功す。
されば十二月五日を卜して盛大なる落成奉告祭を執行。歸參せる信徒八千を超え新宮町未曾有の盛況を
呈したり。而も信仰の結晶たる支教會の建築は紀南地方に於ける一大驚異たるのみならず信徒の信仰白
熱化し、命を賭して奮闘す。されば本教會の教勢頓に伸展し明治二十五年度に於ては紀熊支教會(南郡

入鹿村) 中紀支教會(西郡岩田村) 市木出張所(南郡下市木村) 尾呂志出張所(全尾呂志村) 及尾鷲町西向村、上太田村、名古屋市等には何れも布教所を設く。此の間名稱を神道天理南海分教會と改む。翌二十六年度には北海道及有田郡鳥屋城村に布教所の設立をみるなど南海の道は斯くの如く他府縣にまで及べり。而して二十七年四月新宮町の大火に際し會堂灰燼に歸したれば二十八年四月再築す。それよりの教勢伸張は更に大なるものありて今日の如き隆盛を見るに至る。因に天理教南海大教會と改稱せるは明治四十二年一月六日なりと。

(附)一、會長 山田作次郎氏(明治三十三年一月十六日長逝)

二代會長 畑林 爲七氏(明治四十三年三月本部詰となる)

三代現會長 山田清治郎氏(畑林氏の長子にて初代及二代會長の遺志を体し日夜本教會發展に盡精されつゝあり)

二、教勢大要 (1)教 線(内地各地、朝鮮、南洋、北米、南米等)

(2)教會數(昭和五年十二月現在) 四八三ヶ所

(3)教師數(全) 二〇七九人

(4)信徒數(全) 一八六、八九八人

三、主なる社會奉仕事業

(1)明治二十二年八月十津川の大洪水に當り白米を罹災者六十戸に配り、七十圓餘の義捐金を募集して夫々へ分配す。

(2)明治二十四年十月濃美大震災に際し扶助派出係四十名及取締員三名を派遣、罹災民救助及災害復興に數ヶ月間努力せしむ。

(3)明治三十五年八月新宮川口掘割の爲信徒五百餘名二晝夜活動して船舶の通路を造る。等。

3、金光教々會

位置……………町内熊野地井佐田通りにあり。
面積……………百五十坪。建坪……………本殿其の他に四十五坪。

本教會は設立者西川達之助氏明治三十五年八月十二日、時の縣知事椿秦一郎氏よりの許可を得て相筋にさゝやかなる家を借り神殿を設けて布教を始む。是れ熊野地方に於ける金光教の創始なり。本教は其の主義として病者の宅に祈念に行かず、信者の加盟を進めず、一切の寄進勸化をもなさず、只家に居りて參拜の氏子に道(天地の大理)を説く。一時は種々の迫害も加へられしが逐日求道者増加し、遂に會堂の狹溢を來せしかば明治四十二年十二月八日現在の會堂新築成れるを以つて直ちに移轉す。現會長西川千代吉氏は明治四十五年五月三日より頗る熱心布教に盡くされつゝあり。

(附)1、本教會活動の一斑

イ、社會部を設けて諸種の相談に應じ社會救濟の一助となす。

ロ、青年會婦人會を設け自己の修養に努力すると共に思想善導講演會、其の他社會問題研究會等を開催す。

ハ、各地の天災地變には義捐金を募集して同胞愛の實をあぐ。等

2、教會行事

イ、定期祭典 (毎月三、十、廿二日、春秋大祭(五月十日、十月十日)。祝祭日)

ロ、大祓行事 (六月三十日、十二月三十一日)

ハ、臨時祭典 (臨時に行ふ)

ニ、定期説教 (毎月三、十、二十二日)

ホ、臨時説教 (臨時に行ふ)

ヘ、毎日行事 (朝五時半夜八時より祈念「國家安泰民族平等」をなし講話をも行ふ)

4、大社教新宮教會 位置……町内神倉神社下にある。面積二五四坪

建物……神殿及拜殿一棟。會務所及住宅一棟。

本教會は大正八年春、十津川村出身の同教信者等相詢りて町内熊野地市田町なる松尾光次郎氏宅に假教會所を設けしに創る。昭和三年三月末に至り新に會堂建設の議起り同年九月現在の地に建設すべく工事に着手。同四年三月末日竣功此處に於て同年十一月二十七日の吉日を卜して御分靈鎮座祭執行。初代所長兼教帥として松尾氏就任せらる。本教會は本院(出雲大社内)の直轄にして教徒百六十八戸ありと。因に本教は出雲官幣大社に鎮座せる大國主神を主とし天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照大神、産土神の六神を奉齋する神道教にして明治六年一月故正二位勳一等千家尊福公、出雲社大宮司たりし時の創始なり。而して大社教と稱するに至れるは明治九年五月十七日なりといふ。

(附) 一行事

1、大 祭 (四月十五日、十一月二十七日)

2、祭 典 (國家の祝祭日及毎月五日)

3、毎日行事 (朝勤、夜勤)

統制人物史

熊野別當

熊野別當は熊野三山の執行長として神官衆徒社僧神民等を統轄したるものにて速玉神社の古文書「熊野別當代々次第」に據れば

快慶といふ執行の社僧 嵯峨天皇の弘仁三年十月十八日始めて補任せられ傳へて第三十一代正湛(後宇多天皇弘安五年十二月補任)に到り居るも、續風土記卷七十八牟婁郡第十五新宮部下熊野別當の條に具さに考證し居る如く第十四代宗賢までは他に文献の徵すべきものあらず。中右記釋家初例抄尊卑分脉等に記する如く

「堀河天皇寛治四年(紀元一七五〇)丁卯二月二十五日白河上皇熊野參詣の御賞として實方中將の裔にして新宮へ來りし長快(代々次第によれば第十五代別當)法橋に叙し熊野別當に補任せられしを以てその初となすべきに似たり。

長快は藤原朝臣實方中將の子なり、實方朝臣奥州に左遷せられし時その地にて一男を擧ぐ、實方痛く熊野權現を信じ生前一度赦免を得熊野へ參詣せばやと嘆息せられたるが終に配所に歿しければ生前の信賴を果さんと母子相携へ熊野へ詣で此地に留まれり。三黨の一人榎本氏その子を養ひて女に妻はす、流石常人の生れと違ひ起居動作禮節に中り人品骨格鄙しからず白河院御社參の時御鑑識に叶ひて初めて別當に補任せらる是即ち長快なり。

長快は歷代別當中にても出色の人物にて一山を治むること三十八年の久しきに及びその時代の三山の隆盛期に遭遇せるが故に隨つて榮達を極め永久五年に法印に叙せられ、僧綱に入るの例を開く等三山の爲に發展を計りし事績少からず。

かくて長快の三子長範長兼（長憲）湛快兄弟相承け次は長範の二子行範範智次は湛快の長子にして田邊に居り歷代別當中最も威福を擅にせる湛増次は行範の男行快範命次は湛増の弟湛政次は行快の子琳快次は範命の子快命次は湛増の三男湛眞次は行快の子尋快次は湛眞の子定湛次は尋快の子靜快次は定湛の子正湛にして十七代（代々次第には三十一代とあり）別當たり。

熊野年代記熊野年鑑に

「後宇多天皇弘安七年甲申九月熊野別當正湛還俗宮崎豐後と號、熊野別當三十一代正湛にて家終る續職無し」

とあり熊野別當補任は正湛を以て最終となすべきが如きも紀伊續風土記に考證せる如く

「太平記元弘元年大塔宮熊野落の條に「三山別當定遍僧都は無二の武家方」とあり又同書に「定遍思

賞を約して八莊司どもの心を誘ひたること」とあり。又建武二年尊氏將軍都落の條に「此の時熊野山別當四郎法橋道有いまだ藥師丸とて童体にて御伴したりける」とあり。又同書歷應三年脇屋義助豫州下向の際田邊の宿に逗留し渡海の兵船を調ふる條に「熊野別當湛譽湯淺入道定佛山田判官東四郎以下の熊野人共馬具弓矢太刀、長刀、兵糧等に到るまで我不劣と奉りける」とあるを見れば正湛以後に於ても尙幾人の別當補任あり。その事の全く廢絶せるは南北朝以後の事なるべし。（和歌山縣史蹟名勝天然記念調査小野芳彦先生報告參照）

熊野別當屋敷跡

本邸屋敷跡は今の横町の西、別當屋敷區の内西側なる方一町許の地にてその範圍今は分明ならず、明治初年頃迄は眞宗長徳寺のありし所なり（火災のため焼失）

別邸は古く大岡と呼びし今の新宮城跡一帯の丘陵及丘南の地（今の高等女學校より新宮驛第二小學校に及ぶ鶴原又は鶴田原の地）に在り屋敷は今の城山全部を包括せしものなるべし。

さしむ。上綱の政治全く絶えたり。

熊野記に

- 一、新屋氏 一萬石 氏善使石垣右京助殺之 本廣寺也
 - 一、芝氏 文龜之頃定景とある者今東忠兵衛地也
 - 一、宮崎氏 五千石定朝とある者今の東仙寺の地也
 - 一、瀧本氏 長玲とある者今の利生院の地也矢口勘太夫居す。
 - 一、矢倉氏 氏弘とある矢倉明神前令民戸となる
 - 一、中曾氏 天正年中氏則とあるもの今別當屋敷也
 - 一、養嶋氏 五千石天文の頃定義とある者今別當屋敷也
- 右の人々は熊野根本にして社人の棟梁也 宮崎氏は別當の子孫なるべし。

堀内氏

足利氏の末天下大に亂れし時我が奥熊野の地も七人上綱を初め各地の土豪互に勢を争ひて止まざりしが最後に堀内氏虎新宮に起り今の全龍寺の地に城を構へ次第に四隣を攻畧し、弟氏吉に到り其勢更に強大となり奥熊野の地大半その有となれり。

堀内氏はその出自を詳にせざれどもその説を左にあぐれば

- 1、京都近衛家に縁故ある家筋なりといふ

南朝記傳に「永享二年(後花園天皇二〇九〇年)和泉紀伊の國の軍士悉く將軍家に降參す。近衛左大臣

初め南帝をはなれみづからを立てて紀州におもむき堀内殿と號し南帝余黨多くかたらひ給ふ、是れよりあまた之に従ふ」とあり。

櫻雲記にも同様の事を記せり。

- 2、足利氏の管領畠山家の代官として大和に住める家なりといふ。

續風土記に「天正の頃堀内氏虎といふものあり初め佐野に居り後新宮に遷る、今の全龍寺はその屋敷跡なりといふ、この氏虎は大和國の人にて畠山家の代官なりといふ」とあり。

- 3、清和源氏藏人行家の苗裔なりといふ

南紀左士傳に「清和源氏藏人行家の裔にして先祖代々熊野新宮に居住す。世々源家の貴族なるに依り北條家京都將軍代々新宮の領地他家に譲ることなし、文明、應仁、明德、山名細川畠山の將軍家管領たる時數通の書札、將軍家の御教書、院宣、繪旨等數通あり」と

- 4、紀州の人なりといふ

兵家茶話に「堀内氏善は紀伊の人也姓は藤原氏熊野別當湛増の後裔にして刑部氏綱十世の孫也安房守と稱す」とあり

以上の諸説を総合し尙庵主文書にある畠山義英の文書等より推せば續風土記にある畠山家の代官なりといふは符合す。始め代官として紀伊に來れり後牟婁に入り新宮地方を攻畧せしものなるべくその湛増の裔といひ藏人行家の裔と稱し又近衛家の後裔とするも所謂權門執家の名を冒稱して系統の古きを誇る戰國時代の慣用手段と觀るは正當なるに似たり。堀内安房守氏虎は大和より來りて始め佐野に居り後新宮

に移りて今の全龍寺の處に城池を構へ近傍を攻畧してその勢盛なり。

氏虎三子あり長を氏高、次を氏善（氏吉）末を楠若といふ。先づ有馬氏と兵を交へたりしが後和して末子楠若を有馬和泉守（本姓板本）の後嗣とす。有馬主膳之なり。

續風土記には氏善幼名を楠若といひ有馬家を嗣けるも兄氏高死して後新宮に復歸し新宮有馬の兩守を兼ねたりとあるも、那智米良文書堀内氏善の狀には氏善、楠若は同人に非ざるを明記せり、又熊野巡覽記には楠若を安房守三男とし有馬主膳と名乗るとあり。

氏虎の長子氏高堀内氏を襲げらるも夭折し子なし依つて 正親町天皇の天正二年（二二三四）正月氏善家督を相續し安房守氏善と稱し事實上有馬家をも兼帶せしかば威勢益強大となれり。その年十月廿八日氏虎死す。

熊野年代記天正二甲戌の條に「正月六日堀内氏虎子息氏善に讓る、氏善安房守になる、十月廿八日氏虎死す、熊野大檢校高性大居士と號す、則ち由鶴原にうづむ、祠立宗應寺晴洞庵に大法事有 日々威勢甚也と見ゆ。

氏善勇武にして機畧あり志摩國九鬼長門守義隆と交を締し縁を結びて彼我攻畧の分界点を協定しその領土西南は今の東牟婁郡田原村より東北は今の北牟婁郡錦浦まで凡そ六萬石の地を領したり。その攻畧戦跡の大様を掲ぐれば

1、三鬼城の戦 南牟婁郡三木浦にあり三鬼新八郎の居城なり、天正年中堀内氏舟師を率ひて三木城を攻む、志摩島羽城主九鬼大隅守新八郎を援けしにより堀内軍退く、後新八郎大隅守と不和となり

三木城守り難し新八郎和州北山に逃る 堀内氏新八郎父子を殺さしめ三木城は遂に堀内氏の居城となる。

2、長島城の戦

天正六年伊勢國司より遣はされし加藤甚五郎長島城を構へ居たり堀内安房守三千五百の兵を水陸二手に分ちて是を攻めしもよく守りて城陷ちず。時に赤羽新之丞といふ者城中にて心變り寄手に内通し糧倉を焼きければ遂に城を陥るを得たり。

3、佐部城の戦

氏善は奥熊野を征服したるも口熊野地方には高瓦攝津守ありて安宅、小山、山本、目良、脇田の諸族を糾合し對抗したりければ、兵を進め太田莊を略し佐部城を築き老臣椎橋權左衛門をして守らしむ高瓦氏等來り攻む、城將討死し止むなく兵を太田川以東に歸せり佐部の陣といふ。

4、那智を畧す

堀内氏は那智米良氏（實方院）と婚を通し結託して濱宮に勝山城を築く那智社人汐崎廓之坊と合戦して遂に之を陥れ那智を攻畧せり。（天正二年四月）

5、色川勢との戦

廓之坊を攻畧せる堀内氏は更に色川村なる色川一族の色川七ヶ村高田三ヶ村小口組を従へ勢堂々たるを望みて軍を起し屢攻戦せしも大將上衷兵部盛直（清水氏）儼によりよく防ぎ戦ひしかば遂に軍を歸するの止むなきに到る。

6、淺里城の戦

天正八年堀内氏は淺里の東ヶ城を攻め長川原より二百余人山越にて五百余人関を揚げて進み淺里城を乗取りたり。

7、三里鬼ヶ城の戦

三里鬼ヶ城は松本源四郎の居城なり、此地方を攻略して勢盛なりしが天正十三年家永の時堀内氏はを攻めて大に敗り、大居なる鷹巢山の城も遂に落城せり。

かくの如き間に天正十三年豊太閤の南征するや、高野根來に鑑みる所あり氏善逸速く歸服し新宮七上綱の内と稱して款を通しければ秀吉之を納れ本領安堵の約をなしたるのみならず機を逸せず、大阪に赴き「熊野別當と稱して熊野を總管せんこと」を奏請して允許を得高壓的に七上綱を幕下に屈服せしめたるによりて威勢益々強大となれり。

文祿征韓の役には手兵五百人を率ひ(或は八百五十或は五百七十といふ)水軍の將として出征して諸處に特勳を建てたり。就中文祿元年三月廿八日には加藤左馬介嘉明の甥加藤權七嘉雄と堀内の被宮濱田吉祥坊と朝鮮の竹島にて互に先を争ひ吉祥坊は更に敵の番船五艘を捕獲したり、是我か軍の敵と争ひし最初にして而かも比類なき功名を顯はしければ秀吉より感狀を賜りたり。

今度竹島に於ての働神妙に候爲褒美長光長太刀遣之可忠勤者也

九月

秀吉御朱印

堀内安房どの

加藤嘉明は當時に於ける海軍の良將にして勇武無比と稱せられたり、それと先陣を争ひ功名を顯はすは熊野勢の勇悍なりしを推測せらる。

氏善その後分捕せし番船一隻を速玉神社に寄進せりといひ傳ふるも今神社に存せず。同時に連れ來れる金某氏は歸化して新宮に住しその金作壽は郷人宇井道慶の女婿となり宇井氏を冒す。新宮の卿儒宇井愷翁萬庵羽珠はその裔なり。

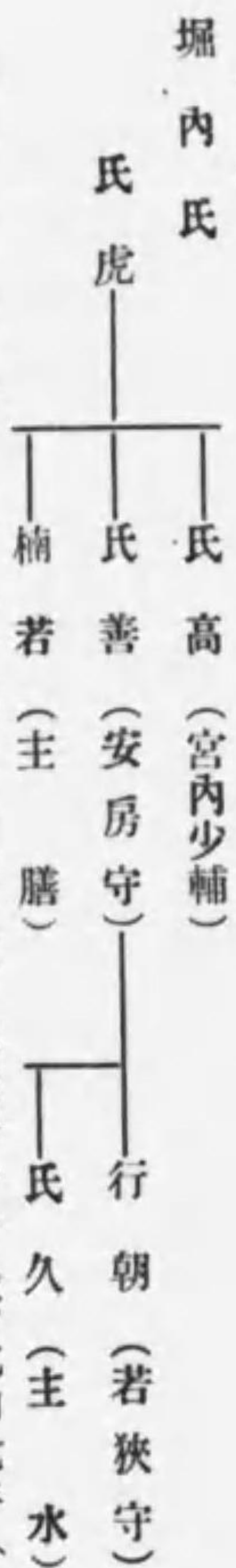
氏善秀吉の知遇に感激すること深く關ヶ原戦起るや九鬼義隆と共に石田三成に黨し兵を率ひ關ヶ原に赴かん勢州に到れば西軍已に大敗したる後なり流石の彼も力窮まりて降服し將に斬らるべかりしも嘗て熊野別當と稱し熊野權現に奉仕せりといふ廉をもちて死一等を減し肥後守清正に預けられ元和元年(二二七五)熊本にて歿せり。墓は同國宇土郡八代町三寶院にあり。

氏善の長子若狭守行朝父に似て勇名あり慶長十九年淺野紀伊守に屬して五百石を知行す。翌年夏の陣起るに及びて行朝、氏久(主水)兄弟大阪の墓に應じ眞田幸村に従ひ勇戦しけり。

或はいふ行朝は氏善の死後浪々の身となりしが大阪冬の陣の役起るや故郷に歸り潜かに譜代の家人を催ふし三百余人を以て大阪に參す秀頼感悦し紀州牢人都合五千人を預りて大和口を堅めしむとあり。

五月七日城陥るや氏久廓より逃れ出づ。途に婦女子數十人に救援を求めらる。氏久自ら姓氏を掲げて護衛して茶臼山に匿る、則ち天壽院にして秀頼の夫人秀忠の女なり。その功により堀内一族罪を赦され行朝は片桐出雲守より七十口を受けて客分となり、主水は五百石を給せられ旗下の士となり故郷新宮に歸りしが後紀州侯より廩米を賜はり子孫木ノ本浦に住す。

堀内氏家譜は氏虎以前は不詳にして其の後も又錯雜なれども諸書を參考して累系を作れば左の如くなるべきか。



慶長年中玄的和尚この堀内屋敷跡に一寺を建て眞梁寺いひしが元和七年(二二八一)辛酉十一月十二日新宮藩祖水野出雲守重仲逝去するや二代淡路守重良父の法號全龍院殿日山常春大居士よりとりて虎嶽山全龍寺と改め水野家菩提寺とせられたり。

淺野氏

慶長五年關ヶ原の亂後徳川家康淺野幸長を紀州に封じ若山城に居するやその族太夫淺野左衛門佐を田邊にたきて口熊野を同淺野右近太夫忠吉を新宮におきて奥熊野を統轄せしむ。

幸長國を治むること十四年士を愛し民を撫し力を農政に用ひ意を經濟に注ぎ治蹟大に見るべきものあり慶長十八年卒し弟長晟其の封を襲ぎしが元和五年封を安藝に移され忠吉も又備後三原に移さる。

淺野氏居城たりし新宮城は舊新宮權現の神宮寺たりし宗應寺及源爲義の女丹鶴姫の建立したる東仙寺の二寺ありし地なりしが忠吉二寺を城西に移し工を起し城を築く。土功未だ成らざるに移封されたるなり。

淺野氏政治の一斑を窺ふに
當時新宮川奥方面の政事を主どりし被官湯川五兵衛春種(日高湯川直春の家老なりしが後淺野氏に仕ふ)長田五郎七高信兩人より

出した覺書

覺

(四村 湯川光三郎氏藏)

我等兩人下代同下人在百姓あき人に對し非分公私仕候はば急度此方へ可申上候付て庄屋小百姓出入有之共互に此方へ可申任候

- 一、御年貢の儀は不及申御材木以下兎も角も被仰付候時如在仕間敷事
 - 二、在々百姓他國奉公に出し申間敷事
 - 三、他所よりはしり來り候もの并ゆくゑもしらす候ものに宿かし申間敷事
 - 四、我等下代同下人在々廻り候時ははんまい以下此方より遣候間百姓の造作に仕間敷事
- 右條々於相背きては可爲越度者也

慶長十八年九月廿一日

湯川 五兵衛
長田 五郎七
押花 押花

四村在々庄屋百姓中

此の覺書を見るに下役のもの私曲ある時は必ず申出べく庄屋百姓間に紛議を出したる時も同様必ず申出づべく、年貢その他用材等申付の節は失期なく納め出づべく、百姓他國に出づべからずとあるは當時人煙稀少にして人口の從轉は治下の衰微に歸するものたるを知るべく、他國より流轉し來るものを叩りに留め置く時は一村の平和を害するの恐れあれば注意すべく、下役人共の給料は當方より支給すべき筈のものなれば部下巡回の節は何等飲食物の準備をすべからざるを示されたるものにして誠に治國の要を得

たるものと言ふべき也。

慶長四年關ヶ原の戦には堀内氏大阪方に與し熊野の武士社人等多く是に従ひたるを以て亂平きて後神領地一切は言ふに及はず御戸錢擅那錢悉く停止せられ社人の生活立ち難きに到りしより三山總代として本宮竹之坊新宮立光坊那智實方院の三人共々若山に出で淺野右京太夫に嘆願したるが同六年六月に到り熊野三山神願意聽許せられ御教書を渡され三山へ千石御寄附ありたり、續風土記には新宮社領大里庄三百五十石とし本宮那智は共に三百石宛となしあれば合計九百五十石なりしにや其の詳なるを得ず。

慶長十九年九月豊臣秀頼大阪城に據りて兵を擧ぐるや淺野長晟兵を率ひて徳川家康に従ひ大阪に出陣す新宮右京太夫又是に従ふ。時に吉野熊野の凶徒其の虚を窺ひ土寇を誘き將に新宮城を攻めんとす。淺野右近の家人戸田六左衛門土寇二千餘將に新宮川を涉らんとするを撃ちて之を敗る。

元和元年四月大阪亦兵を起すに當り大野治長使を淺野長晟(山若)淺野右近忠吉(宮新)同左衛門佐(田邊)等に送りて來援を求め若し事成らば紀和二州を長晟に攝河泉を右近左衛門佐等に割かん事を約し勸誘するところありしも三人合議之を却け徳川を援け四隣を鎮め大事なきを得たり。

忠吉は功により元和五年備後三原に移封されたりしなり。

水野氏

元和五年淺野氏安藝に移さるや徳川氏は家康の第七子頼宣を此に封じて南海の雄鎮たらしめ紀伊一國七郡三十七万石、伊勢國度會多氣飯高飯野一志安藝三重鈴鹿八郡の内十八万石提封五十五万石と定めて其の本願となしたり。元和五年八月十八日始めて入國す。依つて安藤直次を田邊三万八千石に、水野重仲を

新宮三万五千石に封じ共に傳相に任じ口熊野全体を統治せしめたり。水野安藤二氏の領する所は他の土太夫の知行所と異なり其の土地人民山林の類皆隸屬す、因つて之を田邊領新宮領と稱す。水野氏は重仲(從五位下對馬守後出雲守に改む)重良(從五位下淡路守)重上(從五下土佐守)重期(從五位下淡路守)忠昭(從五位下大炊守)忠興(從五位下筑後守)忠奇(從五位下飛彈守)忠啓(從五位下土佐守)忠史(從五位下土佐守)忠幹(從五位下大炊守)に到るまで十世相繼ぎ以て王政維新に及べり。

水野氏は源經基の三男滿政陸奥守鎮守府將軍たり。二十世の孫貞守三河國刈屋の城につき初めて水野と稱す。子堅正、清忠、忠政父子相繼ぐ、忠政の子信元今川氏を離れ織田氏に歸せしが天正三年十二月廿七日佐久間信盛の讒に會ひ自害す。子松千代三才乳母之を育て長じて土井氏襲ぐ。大老土井利勝之なり。忠政の次女大の方傳通院殿と稱するは徳川家康の生母たり。四子忠守は山形城主老中水野忠邦の祖たり。七子忠分信長に屬して天正六年十二月八日攝津有岡に戦死す。忠分の子分長、義忠、重仲あり、重仲は新宮水野の祖なり。忠政の八子忠重、信長によりて故邑刈屋につきしむ結城水野の祖たり。

重仲の父忠分の姉傳通院殿は家康の生母にて家康重仲兩公は外戚の從兄弟の關係にして、又父忠分の兄信元の子は土井利勝なれば利勝重仲兩公は又從兄弟の間柄なり。

藩祖水野重仲公

新宮藩祖水野重仲公は忠分公の三男にして幼名を藤四郎甫めて七才の時徳川家康公の近侍となり天正十六年大御番頭仰付られ五千五百石拜領全二十年二月一千五百石加増あり。慶長六年從五位下に叙せられ對馬守と稱せらる(後出雲守と改む)全十二年十二月十日頼宣朝臣の後見たるべき旨上意あり常陸宍戸

城一万石を給せらる。

是より先慶長八年頼宣公二才の時封を常陸國水戸に受け重仲公傳となり全十二年には僅か六才の御身なるより重仲公御名代として水戸に遣はされ國政をこる。全十四年十二月頼宣公駿遠の地に主となられし時濱松城主仰付られ二万五千石の加増あり全十五年安藤帶刀直次頼宣公の傳となる際同格を以て啓沃の任に當る。大阪冬夏の二役には共に頼宣公に従ひ出陣して功あり。元和三年十月廿四日一万石加増の恩命あり。

元和五年七月十九日頼宣公封を紀伊に移さるるに及び新宮城三万五千石を賜はり、全月二十九日入國あり全七年十一月十二日和歌山にて卒去せらる、壽五十二 直川村全生寺に葬る 全龍院殿日山常春大居士と諡す公は温良寛厚にして安藤直次の硬直嚴格なると相救ひ心を盡して頼宣公輔弼の任を全うしたるなり

二代水野重良公

重良公幼名藤次郎重仲公の長子なり、慶長十二年(十二才の時)家康公に謁し秀忠將軍の近待となり慶長二十年正月廿七日從五位下に叙せられ淡路守と稱す。大阪夏の兩役に軍に従ひ戦功あり、元和七年十一月父出雲守の逝去するや 公は家督相續を欲せず弟忠重をして襲がしめ自身は宗家を續ぎ以て紀伊家の傳相を辞退せんと考なりしかば元和八年に到るも家督相續定まらざりき。

かくて元和九年秀忠家光兩公御上洛の際御奏番仰付られ伏見城に於て秀忠公御前に召され御直々家督仰付られ且紀州侯傳相たるべき旨懸なる御詔の上御脇差拜領せられ、全年六月家督相續ありたり。新宮城は元和四年淺野右近忠吉工を起し未だ竣成を見ずして安藝に移され水野氏の居城となりてより規

模を擴張し工事を續給し重良の寛永十年に到りて竣成し更に重上公寛文七年増築を加へたるものなり。

重良公の剛直なる性格を物語る二三の文献を徴せんに。

寛永年中頼宣卿紀伊にて松江の西之庄といふ所に御鷹狩に御越にて御歸りの節港に船を付け陸路を経給ひしに折節六月時分にて春きたる麥をならべ僅に通路明たりしを御覽成され皆農民の年中の粮なるぞ 供の者ふむべからず、と再三御制止相成故御目附野本彌太夫以下その旨を下知し終に少しも麥を履まざりければ町人百姓手を合せて御慈愛御仁惠を忝なく悦びあへりしを供なりし横目の御家老の前に参りてかかる次第に候ご申す、何れも感し合ひけるに水野淡路守一人「今日の殿の御ふるまひこそ心得ね。かゝる事故下々の奴原殿の内胃を見て馬鹿に致し候なれ 殿の通らせ給はんには麥を脇へ引のけ砂を盛り水を打つてこそあるべきに、何ぞや麥をほして通路の障をなすこと、言語同断なり それを左様にいたわりし段我等尤もと存せず候、一國の主の御慈悲は左様の事にては有るべからず」と言ひしを頼宣卿被聞召淡路守の申す所一々道理至極なりと仰せられければ人々之を傳へ聞きて君も君たり、臣も臣たりと感し合ひけりとぞ(徳川實記君臣言行録)

本藩十嶋崎五兵衛の僕江戸清水坂井伊掃部頭屋敷邊にて酒狂に及ぶ哨卒五人出でて之を縛す而も法に非ざるなり。時に藩公國に在り重良江郎に留守たり。乃ち僕を死に處し而して不法の哨卒を井伊侯に求む。侯一人を出して以てその責を塞がんと欲す、重良聽かずして曰く悉く五人を出せど、侯之を病ひ之を聞老に謀る。聞老之を重良に諭す、重良固く執りて聽かず 聞老乃ち私に尾張公に謀る 尾張公因つて之を重良に諭す、重良公曰く此度の不法は辻番一座の者の責任なり當日事に預る者一人を少

くするを得ず、掃部頭彌合点仕らす候はば私罷越し直談すべしと尾張公其の回すべからざるを知り以て井伊侯に告ぐ 井伊侯已むを得ずして五人を出して死罪に處す、世重良の倔強を畏る。(武邊聞書)
三代重上公より八代忠啓公に到る間の諸公はその御事歴他に文献の徴すべきものなし依つて畧系を掲ぐ
三代水野重上公

家系 重良公第二子

生誕 寛永十一年甲戌十一月朔日

逝去 寶永四年丁亥三月朔日 壽七十六

襲封 萬治元戊戌九月二十五日

官位 從五位下 土佐守

諡號 知徳院殿常應日應大居士 相州鎌倉高松寺葬

夫人 覺應院殿妙体日悟大姉

松平遠江守忠俱養女 實織田上總介信勝女、寶永四年丁亥三月十四日四ッ谷戒行寺葬

四代水野重期公

家系 重上公養子 實新庄總右衛門直恒三男養子

生誕 不明

逝去 元文五年三月二日 壽四十六

襲封 寶永四年丁亥四月七日

致仕 正徳四年七月十八日

官位 從五位下 淡路守

諡號 知泉院殿靜山日體大居士 四ッ谷戒行寺葬

夫人 無容

五代水忠昭公

家系 重期公養子 實水野飛驒守重矩公三男

生誕 不明

逝去 寛延二年己巳十月二十五日 壽五十

襲封 正徳四年七月十八日

致仕 不明

官位 從五位下 大炊頭

諡號 本徳院殿良山日種大居士 四ッ谷戒行寺葬

夫人 永明院殿法顔知證大姉

加藤周防守明治養女 實加藤駿河守明教女享保十年乙巳六月十八日江戸市谷長延寺葬

忠昭公は非類の剛力にて或時川船に乗り兩手にて提げ難き程の大碇を片手に持ち彼は何の國に候哉何と申す山に候哉と碇にて國を指し尋ね候事扇を遣ふ様持扱ひ候 然れども力量の有る事を人に隠し候由、食事も物に依つて大食され殊に鶏卵を好みて一度に七十づゝ給へられ候(祖公外記)

享保十三年春江戸御屋敷前出火御家中働の次第水野大炊守下知の体江戸沙汰よろしく、落首に

御威光に 火もおくれ行く紀の屋形

水野大炊で 氣遣はなし

(南陽語叢)

第六代水野忠興公

家系 忠昭公第二子

生誕 不明

逝去 寶曆十三年六月廿八日 壽二十七

襲封 寛延二年巳十一月十九日

致仕 不明

官位 從五位下筑後守

諡號 本立院殿義道日成大居士 鎌倉高松寺葬

夫人 芳壽院殿拈華真瑞大姉

永井飛驒守直期公女 安永七年戌四月廿一日 長延寺葬

第七代水野忠奇公

家系 忠興公養子實水野多宮守鑑次子

生誕 寛政二年巳十一月二十三日

逝去 文政五年四月二十五日 壽七十四

致仕 不明

官位 從五位下 飛驒守

諡號 法心院殿永持日顯大居士 四ッ谷戒行寺葬

夫人 智莊院殿英勝自温大姉

松平對馬守親盈女 明和四年十一月晦日淺草海禪寺葬

●範明公

忠奇公長男出雲守と稱せしが文化二年七月壽三十三にして逝去

第八代水野忠啓公

家系 範明公長男忠奇公嫡孫

生誕 寛政七年卯十一月十一日

逝去 嘉永二年九月三十日 壽五十

襲封 文政五年六月五日

致仕 天保六年八月十六日

官位 從五位下對馬守

諡號 徳洽院殿日新至誠大居士 鎌倉高松寺葬

夫人 徳章院殿温謹日休大姉

丹後國松平伯耆守宗發伯母慶應四年四月一日新宮橋本山塋葬

第九代水野忠央公

忠啓公長子（實は第五子）として文化十年戌十月朔日御生誕あり幼名鍵吉又は藤四郎鶴峯と號す。天保六年八月十六日父忠啓公の後を襲ぎ土佐守と稱し從五位下に叙せらる。

公資性豪邁闊達にして大略あり夙に宇内の大勢を遠觀し文武を奨勵し産業を興隆し民力の充實を圖り又親ら國史を研鑽し圖書を刊行して皇學の振興に貢献せられ嘉永安政間文武の勃興は全く忠央公の力に依ると稱せらる。慶福公幼時より補弼の任に當り一位老公薨後政權一にその手に歸す。米艦渡來天下騷然たるの際土佐守は藩政を釐革し友ヶ島の海防を嚴にし藩内に大船製造のため日錢を賦課し藩士の放蕩なるもの醫官の無能なるもの等悉く淘汰し藩祖以來の制を廢し諸士の祿を世祿とし器量に應じて祿を給し士風を嚴重にせしかば諸士常に身を慎しみ文武を勵みたり。江戸赤阪邸内に文武場を創設し國學蘭學の二堂を建て文武の師範を求めて藩士を教育し他藩に卒先して兵制を更革し専ら洋式を採用せり。安政二年十一月十日家老よりの布達に

江戸御家中上下一般騎戰訓練西洋銃隊訓練の義水野土佐守擔任世話致候付市ヶ谷町同人下屋敷へ出張修業可致旨仰出さる。

とあり訓練日には安藤大夫初め執政御用人御目付御番頭奥表平士諸役所勤務坊主手代に到るまで當直以外は何事をおきても欠席相成らず全く公務出勤に異ならざる心得にて上下擧つて出席せしめ一方訓練を組織し丹鶴流と稱し自邸に演習せしむ。西洋訓練は初御庭廣芝にて操練せしが土佐守自身の指揮巡視不便なりとし原町自邸に集合を命じ土佐守場に望めば御用人御目付と雖膝行して地上に頓着し

殆と君臣の禮をとる。騎戰には御厩の官馬御家中の手馬數多く率行と雖水野家の出馬五六十頭あり、三万余石の藩にしてかく多數の厩馬を有するは比類なかりし、又雨濕等にて操練場乾かざる時は大銅盤に炭火を盛りて地上を引廻し乾燥せしむる等爲すこと人の意表に出でたり

土佐守夙に蝦夷地の荒廢防備に着眼し人を遣り實地を踏査せしめ安政五年藩士飯田恒徴をして蝦夷に到らしめ鑛山を探檢し鯨業を企劃せしむ。又無人島なる小笠原島を幕府に請ひて所領となし以て他日殖民の用に供せんとせり。然るに久しからずして隠退して着手に到らざりしは遺憾なりき。

將軍家定後嗣を定むるに際しては井伊大老と相謀り衆論を排して紀州侯より慶福公を擁立し家茂將軍となす。威權赫々として遂に特進の禮に進めり。然るに偶櫻田の變ありて井伊大老難に遭ひ天下の形勢一變して遂に隠退を命せられ萬延元年六月十三日江戸發足全晦日新宮到着爾來吟咏に託して優遊歲月を送りしが元治元年五月出格の思召を以て慎御免全年八月四日鶴峰と改名慶應元年二月二十五日病んで歿す。壽五十二

鶴峰院殿篤勤日精大居士と諡し新宮橋本山塋に葬る。

土佐守紀藩一傅相を以て幕政の樞機に參し廊廟の偉器たるの材幹を顯はせり。従つて反對諸藩の嫉視を受けたる事も深かりき。その政敵たる長州藩の傑士吉田松陰曰く

關東二奸曰關老堀田備中守 曰紀伊附家老水野土佐守……………

水野奸而有才世頗畏之其輯丹鶴叢書以欺國學者練銃陣開製藥局具測量器以收洋學者又開聖蝦夷示雄略亦一世之豪也（囚室臆度幽室文稿卷三）

公殊に國學を嗜まれ和歌を善くし丹鶴叢書(當初千卷の豫期なりしも事情のため百五十八卷にて中止)及朝儀部類、千とせのためし等の御編著あり。

前夫人は永井飛驒守直興の女、後夫人は本庄伊勢守通堯女なりしが共に離縁となれり。

第十代水野忠幹公

忠央公の嫡子にして沈勇英毅忠直恪勤藩其の徳に服す。幼名眞龍磨又は藤四郎と稱し十八才の時特に諸大夫に任せられ父土佐守と共に紀藩政に參す、蓋し異數なり。萬延元年六月封をつぎ藩主を輔佐す幕末多故にして紀藩關涉する所最も多し、大炊守献替する所多し、征長の役幕將井伊榊原の後を受け孤軍屢々戰ふて奇功多し、敵稱して鬼水野といへり。慶應四年(明治元年)正月十四日岩倉待從を以て「以來藩屏の列あるべし」と仰出されけるが舊によりその封邑を賜はり明治二年六月封土を還納し更に藩知事に任せられ同四年七月廢藩置縣の際本官を免せられ爾來東京に移住し明治十七年男爵を授けられ錦鷄間祇候に任せられ明治三十五年四月三十日病を以て逝去あり壽六十五。眞徳院殿幹日現大居士と諡し鎌倉高松寺に葬る。

(前)夫人 羽州山形城主水野和泉守忠精女 温玉院殿

(中)夫人 野州宇都宮城主戸田越前守忠翰女 御離縁

(後)夫人 參州田原城主三宅土佐守康直女 鈔子

尙忠幹公事歴の二三を抄出すれば

紀伊藩は御三家中幕府と最も深き關係あり。中興の英主吉宗將軍は本藩の出身にして殊に幕末の家茂

將軍は又本藩の出なれば幕府とは殆ど異身同体の關係にあり。本藩執政たる水野家は土佐守の家茂公擁立せし關係上重要な位置にあり、土佐守卒后大炊守の苦衷は實に豫想外にあり。

慶應四年徳川慶喜君側の姦を掃ふを名とし大阪城より入京せんとするや四日封書を以て家承公を招く公微恙あり大炊守急速大阪に上り未だ達せざるに伏見鳥羽の戰已に決し慶喜退去す。當時紀伊藩は幾多の嫌疑を蒙り一步を誤らば朝敵の汚名を受けんとするの恐ありしかば大炊守上京して極力之が闡明に努めたり。

長州再征の師失敗に歸し將軍薨するや紀州藩にも黨派分れ内訌を生せるも温進改革の首領大炊守の指導よろしきを得て遂に大義名分を誤らしめざりき。

明治元年忠幹大臺ヶ原山原成林を開墾して田畑となし穀物を栽培し有用樹種を植栽し大に國益を計らんと家臣をして實地踏査を行ひ成功の見込たち直に許可の請願をなしたるに當時兵馬倥傯の際なりしかば政府顧みず可惜忠幹公の壯圖空しく水泡に歸せり。

文久三年八月十七日藤本鉄石、松本奎堂、吉村寅太郎等兵を五條にあげ高取城を襲ひ天の川辻の嶮による、十津川の郷士多く之に屬し勢猖獗を極めたり大炊守即ち九月九日居城新宮に歸り、同二十三日本宮に出兵し本陣を竹之坊におき討誅に努む、當時は天下太平の世とて熊野地方の恟惶甚だしく川筋沿岸その他を堅めたりしが九月二十五日藤本等戮せられ忠幹公二十九日歸新あり、亂平ぐ、是を天誅騒動といふ。

忠幹公征長役に從ひて功多し當時幕軍圖志なく徳川四天王の隨一たる井伊、榊原の兵を以てしても未

だ交戦に及ばずして敗走し征長軍の醜狀を遺憾なく暴露せり。然るに獨り大炊守の兵奮戦して屢々敵軍を敗り鬼水野と稱せしめ史家亦水野によりて纔に征長軍の面目を保てりと評するに至れり。蓋し土佐守風新式兵術を採用して教練に怠らざりしと大炊守が純忠至誠剛勇膽略克く衆を率ひたる結果に外ならず、慶應元年七月八日家茂將軍薨去あり休戦となり九月十日大炊守大阪城に歸る。

維新後の水野氏

忠宜公 忠幹公の長子、明治三十三年陸軍士官學校を卒業せられ弘前聯隊に任につかれしに全三十五年一月廿四日雪中行軍の際難に殉せらる 年廿六

重吉公 忠幹公第五男 學習院中等科御卒業水野家を襲がれしが昭和三年七月四日御年三十才にして御逝去あり。

武公 忠幹公第四男 蘆田氏の養嗣子たりしが復籍し當主として水野家を襲がる。

教 育 史

明治以前の教育

一、概 説

我國には國學大學の制ありしと雖も本郡の如き僻遠の地は元より其の恩澤に浴すること能はず、後世武家の政治となり更に應仁以降戰亂相踵ぐに及んでは又立教の見るべきもなく以て徳川時代に至れり。藩政時代に於ても一般教育制度の行はれたるにあらざれば其被教育者は殆んど藩主の手足たる武家階級に限られたり

紀州家に於ては和歌山に吉宗の時學文所（講釋所）を設け藩士の子弟を教育し後治寶の時に至り之を學習館と改稱し規模を擴張し藩中の士分は八歳より三十歳まで必ず此處に學ばざるべからざる事とせり、又江戸に於ても當初は邸内に儒官を在勤せしめ藩主へ侍講の側諸士の子弟を教授せしが治寶の時より明教館を設け定府藩士の子弟を教育し後（茂承の時）更に館側に演武場を併置し館名も文武場と改稱せり伊勢には文化の交より松阪に學校の設あり後（學習館と稱す）田邊には安藤氏の建てし講堂（修道館）あり新宮には又水野氏の建てし漢學所あり皆夫々家士の子弟を教育せり

以上の如く當時學校の目的は此等藩士家士の人材を養成するに止まり日常教育の事項亦經世濟民の事に重きを置き一般庶民の教育には何等の制度なかりしと雖も家塾寺小屋の類に就學するは總て其の自由に放任したり、明治年間紀州藩儒河村南臯藩侯の忌諱に觸れ免黜せられて本郡下里村に來るや邑の著姓に

中村又六（號南應懷夢居士）といふ文雅の士あり近村庄村寶珠寺に高僧契璠（播州龍野の藩主松平氏の叔父にして内典の外兵學に精しく傍ら服部元喬に學びて詩書を善くせり、下里十六景詩は其の選する所なり）あり一見舊の如し乃ちその詩に應じ留りて帷を下し道を説き禮を講じ教化大に行はれ伊達惟徳軒中西維順等其の門より出づ、然れども當時家塾の程度高きが故に之に就き學ぶ者多からずして普通庶民の初等教育は全く寺小屋の手にありといふも不可なかりしなり、今幕末に於ける寺小屋の概況を記し當地平民教育の一斑を知るに便せん

寺院又は師匠の私宅を校舍に宛て兒童年齢八、九歳に至れば寺入と稱し各自に机、文庫を持寄りて此處に集り師匠又は兄弟子より素讀を受け習字をなし商家の子弟は珠算を授かりたり 素讀に用ひたる教科書は往來類（尺牘集）實語經、童子經、四書、五經等にして就中習字に重きを置き二ツ折三ツ折四ツ折五ツ折横折等の階級もすべてこの方より定めたる者にして手本は師匠又は先輩者の肉筆にて「いろは」より始まり名字盡し國盡し日用狀の文父母帖、古語往來の類（女生には百人一首、女今川、女大學等）を用ひ授業時間は毎日午前午後共に二時間乃至三時間位にして大半双紙に習字するに費したり、されば寺子の書風を見れば直ちに何處の寺子なるかを知り得たり元より試験の制なく隨て及落のことなきのみならず卒業の期なし、新宮の寺小屋にては毎月二十四日は席書日にて夜の明けぬ中より提灯を點じて行き蠟燭の明りにて清書し師匠の許に出し置きて歸り翌二十五日（休業）往きて見るに出來榮順に貼り出さる、之を仰ぎ眺めて或は喜び或は悲しみ其足にて相筋なる峰寺の天神様に詣り禱筆と七種（七種の草木）とを供へて能書になるべく祈りしものなり、教場は二方又は三方腰高無双懸、板間にて寺子には座蒲團

を用ゐることを許し師匠の低く長き教卓の上には拆と鞭を具へあり拆はうちて休憩終業等の合圖をなし鞭は折檻に用ひたる者なり、休日は毎月一日、十五日、廿五日、五節句祭禮日、彼岸中日、歳暮休、正月休（十五日位）盆休（十五日位）等なり、又教授料は何等の定めなく寺入の時及五節句、盆正に相當の物品を謝儀として贈るを普通とせり
尙當時寺小屋の中其の著名なるものを擧ぐれば左の如し

名稱	學科	所在地	開業	廢業	教師數	生徒數	身分	習字師氏名
習字	全	新宮	天保四年	明治六年	男 一	三〇	醫	大石純造
習字	全	新宮	元治元年	全	男 一	四五	醫	雷師宗助
讀書	新	宮	慶應三年	明治五年	男 一	一〇〇	醫	峯尾泰吉郎
讀書	新	宮	慶應三年	明治五年	男 一	一〇〇	醫	伊達季俊
讀書	新	宮	慶應三年	明治五年	男 一	一〇〇	醫	佐藤百樹
讀書	新	宮	慶應三年	明治五年	男 一	一〇〇	醫	和田義高
讀書	新	宮	慶應三年	明治五年	男 一	一〇〇	醫	丹敷部周鎮
讀書	新	宮	慶應三年	明治五年	男 一	一〇〇	浪人	太田勇之右衛門
讀書	新	宮	慶應三年	明治五年	男 一	一〇〇	浪人	倉矢要人
讀書	新	宮	慶應三年	明治五年	男 一	一〇〇	神官	小田半太夫
讀書	新	宮	慶應三年	明治五年	男 一	一〇〇	農	石垣善十郎
讀書	新	宮	慶應三年	明治五年	男 一	一〇〇	平民	水野仲助
讀書	新	宮	慶應三年	明治五年	男 一	一〇〇	平民	大嶋浦

二、水野氏の教育

新宮城主水野氏は紀州藩の附屬たりと雖も國初以來常に別に封土を有し宛然獨立藩の體制を具し江戸屋敷及新宮城下に於ける學事の如きも略其制度を設け儒官を祿養して臣屬を教育し學力優等にして貧困なる家士の子弟には一口米を給與して之を補助し又文學武術の熟達するものには褒賞を與へ且つ拔群の者には格を進め祿を加ふる等常に獎勵の道を講せり 寛政以後此の傾向殊に顯著なりとす

高橋又市悻龜三郎根岸佐左衛門悻鉄次郎右兩人共素讀出精仕候に付き爲御褒賞金壹歩つ、被下置候

(寛政七年五月)小倉亦右衛門悻捨松義未若年の處軍學出精候段達御聽候依之御譽の上金貳朱爲御褒美

被下置候(文化六年三月)柳澤要藏儀出精相勤其上鎗術稽古精出候に付き御徒士被仰付並御宛行被下

置候(全上)高橋才右衛門悻才次郎義素讀方出精致候付一人扶持被下置候(文政十二年四月)

江戸に於ては文政八年九月御屋敷内に武術稽古場を建て領主常に之に臨んで家士を勵まし更に同年十一月儒臣富田直をし、上屋敷長屋内にて家士一統に素讀教授をなさしめ尙毎月六ノ日領主臨席の上講釋をなさしむること、し家士一統に左の如く申渡せり

此度以思召御上屋敷御長屋内にて學授被仰付候付向後右御場所へ御儒者出席指南仕候様被仰出候間追て稽古致候面々は勿論稽古に不能出輩も一統早々入門致し厚く心掛無油斷出精可致候尤講釋をも月式辨被仰付候付銘々無懈怠致出席實意に聽聞可致候様被仰出候事

新宮に於ては漢學所設立以前に在りては隨意に儒臣の家塾に就き修學せしめしも設立以後は必ず學校に就學すべきものとせり、然れども他の家塾に就學するが如きも敢て之を禁せざりき、維新以後に於て士

族卒の子弟中學力優良にして大成の望あるものを撰拔し藩費を給して他國に遊學せしめたるもの數名あり、又私費遊學を願ひし之を許可せしもの少からざりしが明治三年五月遊學生資金貸給法を定め左の違を發せり

是迄自分入費を以て諸藝修行として他國へ罷出候向給祿多寡の無差別於修行先御立替金有之候處不都合の廉も有之候に付以後左の通り規定候事

一、五人扶持取以上の者には御立替金無之雜用として月々金壹兩宛被下置候事 但し五人扶持取以下の者にても親子勤にて親十人扶持取以上の者へは被下金無之事

一、無足の者修行に罷出候節は親子五人扶持以下の者へは爲雜用月々金貳兩づ、被下置候事

一、依頼於出先御立替金有之候節爰許にて上納相立候分は是迄の通御立替金有之候事

一、是迄の御立替金此節一時に上納被仰付候ては難澁にも可有之候付歸藩の上年賦上納に可仰付候事 學校創立に至つては其の年代を詳にせずと雖も天明寛政の際宇井壘菴先生なる者家塾を設置し地方士民の子弟を教養し其の業漸く盛んになるに及び領主の干渉する所となり文化年間に至り改めて領主の直轄に歸し之を漢學所と稱し教官を置きて家臣の子弟を教養するに起因せり然れども普通庶民の初等教育は寺子屋と稱する習字家及僧侶醫師等の手に依りて授けられしものなり、維新の際領主藩侯に列せらるゝや當主忠幹大いに教育の振興に努め漢學所の規模を擴張し明治二年十月育英堂と改稱し學科程度及諸規則を改定し從來單に士族のみに限定せし入學權を普く四民に賦與し士農工商の別なく入學を許可し儒臣湯川新を以て督學とし教官十余名を置き生徒の寄宿を許し藩主の弟水野石夫亦校内に寄宿するありて一

時隆盛を極め宿生百七八十名通學生二百名を算ふるに至れり
 かくて明治三年十一月單に學校と改稱し四年七月廢藩置縣に際し一時新宮縣學校と唱へ十一月新宮縣の廢せらるゝや共に其の名目も改まりて郷學所と稱し學制發布の時遂に廢校せり
 藩費育英堂課程左表の如し記して參考に供す尙本育英堂に於ては左表の外明治三年より漢學講習會を起し易經、論語、及蒙求等の講習をなし又詩文の會をも行ひたり
 育英堂課程

小	初	中	上
句讀	孝經、四書	五經、蒙求 十八史略	左氏傳、史記 文章規範
習字	假名、數字、干支 方位、國名	歷朝帝號、官名 公私日用文	楷行草 三體詩草
皇典	國史略 皇朝史略	日本外史	六國史
漢籍	前後漢書 八大家讀本	歷朝綱鑑補 博物新編	資治通鑑 網鑑易知錄

尙館規は立志嚮學の大切なること學問の根本意義より日常の起居動作に至るまで詳細に規定せられ休業

定日は毎月一六の日、五節句、神武天皇祭（三月三十一日）天長節（九月二十二日）七月十三日より十六日迄、十二月廿一日より正月七日迄とし試業は八月一回とせり

因に記す新宮に於ける寺小屋業は享保年中和歌山藩の浪士淺井專右衛門の創始にして熊野年代記享保十二年（百七十年前）の條に

條寺の天神小社再興手習師淺井專右衛門弟中に奉加仕り今の社立淺井生國和歌山浪人なり新宮本町住居新宮寺小屋の元祖なりと見ゆ

備考

明治五年學制の御頒布あり翌六年寺子屋は廢せられ新宮を初め田邊、三輪崎、太地、古座、串本、周參見、江住、木之本、尾鷲等の各地區小學校興設せられ明治八年末學區改正あり翌九年に至り始めて各町村に普く小學校の設立を見るに至れるなり

新宮小學校沿革

我が新宮町に於て創めて公立小學校を設立せるは明治六年七月二十三日なりとす。舊藩時代に於ても育英寮と稱する藩立の學寮あり（丸の内中ノ丁南へ入る藩士深田氏邸の北端に在りたり）鬱翠園と稱せる宇井氏の家塾（蘭澤にあり）ありしも一般子弟は寺小屋に通ひて僅かに算術習字の二科を學ぶに過ぎざりき、明治五年八月學制の御頒布あり翌六年區小學校を設立すべき旨諭達ありて夏目信交、中川三蔭、森佐五右衛門、湯淺彌兵衛の四氏世話係を命せられ同年七月二十三日大石純藏、雷師宗助、峰尾泰吉三家の寺子屋を止めしめ區小學校を興設せられたり、而して第三大學區第二十二番中學區第二番新宮小學

校は御下屋鋪なる舊新宮藩廳のあとに開設せられたり、當時の職員は教授、教授傳及出仕といふ名義にて湯川新氏（舊藩督學を首座とし眞砂長七郎、大石純藏、島野檢吉、田中直太郎、松田豊吉、雷師宗助、峰尾泰吉等の諸氏たり。後、島野氏松田氏去り松田魁一郎氏入る等數次の更迭あり。年十月湯川氏逝く）に及び眞砂氏其の後を承く兒童員數凡そ五百四五十名なりき

明治八年十二月學區改正あり新宮を左の九小學區に區分せらる

百五十五番小學區（廣角、下地、新鍛冶町、堀地）

百五十六番小學區（初野地、取出、矢倉町）

百五十七番小學區（馬町、口山際地、別當屋敷）

百五十八番小學區（下熊野地）

百五十九番小學區（上中熊野地）

百六十番小學區（下本町、雜賀町、元鍛冶町）

百六十一番小學區（横町、谷王地、永山）

百六十二番小學區（上本町、奥山際地、相筋）

百六十三番小學區（上船町、下船町、川原）

明治九年三月新宮小學校は左記五校に分割せられたり

堀地小學校……百五十五、百五十六の二區聯合して興す（宗應寺庫裡假用）

龍鼓小學校……百五十七番區の興せるもの（妙休寺本堂假用）

蓬萊小學校……百五十八、百五十九の二區聯合して興す（上熊野地に新築）

丹鶴小學校……百六十、百六十一の二區にて興す（元の第二番小學を充用）

千穂小學校……百六十二、百六十三の二區聯合して興す（上船町に新築す）

明治十年一月に至り龍鼓、堀地の二校を廢し左の三校となれり

進修學校……千穂小學校を改稱せるものなり（上級生を收容す）

丹鶴小學校……明治十年十一月新宮小學校に改稱す

蓬萊小學校

明治十二年九月教育令御發布の結果學區番號は自然消滅に歸し新宮全町を以て一設置區域と更定せらる

明治十五年八月進修校を廢して新宮小學校に合併し大いに校舎を改修す元の第一尋常小學校三層樓は此時に出來しものなり、此と同時に蓬萊小學校も新宮小學校に合併しこれを上熊野地分教場とせり

明治十六年下熊野地分校設立 全十八年廣角分校を設立せり

明治二十年四月新宮小學校を以て新宮小學校高等科及新宮小學校尋常科の二部に分ち同一校舎中に分立

開校す同時に上下熊野地及廣角の三分校簡易小學校となる

明治二十四年二月十一日校舎改築成り開校式を行ふ即ち前の第一尋常小學校の校舎なり

明治二十五年八月二十三日新宮高等小學校は新令に依り更始開校し同時に上下熊野地及廣角の三簡易小

學校は新宮尋常小學校分教場となる

明治二十八年十一月二十三日新宮高等小學校新築成り尋常小學校と分離開校す（下本町今の公會堂前通

りより川原町に至る一帯の地)この地は昔時熊野三山の盛なりし頃その在廳のありし跡にして又新宮藩穀倉のありし處なり

明治三十一年六月二十五日新宮尋常小學校を分ちて新宮第一尋常小學校、新宮第二尋常小學校の二校となせり、新宮第二尋常小學校は時の上下熊野地分教場を廢して設けたるものにして中熊野地(現時の富士製紙株式會社々宅地一帯)に校舎を新築し全年十一月三日開校式を行へり

以下現在の三校別にその沿革を記さん

◎新宮尋常高等小學校

明治三十二年高等科の兒童數特に著しく増加し校舎狹溢を告ぐるに至れるより全年四月八日新宮高等小學校を分ちて新宮男子高等小學校及新宮女子高等小學校の二校に分離し谷王地に女子高等小學校舎を新築し同年九月八日開校式を行ひ同時に裁縫専修科を附設せり

明治三十三年第一尋常小學校また校舎狹溢に至れるを以て凡そ横町以南を割きて一區とし廣角分教場を廢して之に併せ新に新鍛冶町(今の蚕糸會社の處)に新宮第三尋常小學校を建設することとなり翌三十四年四月一日開校す

明治三十九年六月二十五日新宮女子高等小學校を廢して男子高等小學校に合併し新宮高等小學校と改稱す

明治四十一年七月二十日新宮高等小學校を廢して新宮第三尋常小學校に合併し新宮尋常高等小學校と改稱し同時に元の第三尋常小學校を以て新宮尋常高等小學校の假教室となす

大正四年十月廿五日 大正天皇御眞影を下賜せらる

大正五年十月廿五日 皇太后陛下御眞影を下賜せらる

大正五年十一月七日起工 假教室を廢し大いに新校舎を増築し大正六年四月竣成す(現在の掘地小學校なり)

大正六年九月起工補修工事に着手し大正七年三月竣成す

大正十三年度に於て二教室の増築をなす

昭和二年度に於て高等科第二學年一學級を増加し教室として兒童圖書室を使用す

高等科内容改善に伴ふ法令の改正により工業科を置き之が作業教室を新築す 担任教員として高等科

二學級一人の割合を以て専任教員四名(工業商業圖書手藝)普通教員一名計五名を増員す

昭和三年十月八日 今上天皇 皇后兩陛下御眞影を下賜せらる

昭和四年度學級担任外専任教員六名(工業英語商業圖画裁縫手藝家事)となる

昭和三年十月御即位大禮記念として御眞影奉安殿の建築に着手し昭和四年三月十二日竣成し同四月二十

九日御影を奉遷す

昭和四年縣より國史教育の研究を委託せられ昭和五年二月六日七日研究大會を開催す

昭和五年三月十一日講堂建築工事に着手し同年七月三十一日竣成す

◎新宮第一尋常小學校

明治三十三年校舎狹溢により凡そ横町以南を一區として新宮第三小學校を分離しその校舎を新鍛冶町に建設す

明治三十六年二月十一日設備準則に依り校舎を改築す
 大正六年十二月二十四日 大正天皇 皇太后兩陛下御眞影を下賜せらる
 大正九年五月校舎一棟の改築工事に着手し同年十月二十日落成す残餘の校舎は大正十三年四月改築工事に着手し同年十月三十一日落成す
 大正十五年九月四日大暴風雨の爲一部校舎倒壊し昭和二年三月十九日改築竣成す
 昭和三年十月八日 今上天皇 皇后兩陛下御眞影を下賜せらる
 昭和三年十月御即位大禮記念として南北兩校舎の間に御眞影奉安殿の建築に着手し昭和四年三月十二日竣成す同年四月十八日御影を奉遷す

◎新宮第二尋常小學校

明治三十八年十二月校舎を増築す
 明治四十四年一月二十三日將來校地移轉の計劃を以て現校舎(徐福七一〇四番の内)の南舎一棟を新築す
 大正六年六月一日現本館及北舎を増築落成す
 大正六年十二月二十四日 大正天皇 皇太后兩陛下の御眞影を下賜せらる
 大正十三年十一月五日校舎増築を行ふ
 昭和二年三月十八日 大正十五年九月四日暴風雨の爲北舎破壊傾斜につき改築し上記十八日工事竣成す
 昭和三年十月十八日 今上天皇 皇后兩陛下御眞影を下賜せらる
 昭和四年四月二日御眞影を舊奉安殿より奉安庫内奉安殿に奉遷す

◎歴代校長(又は首座)表

<p>自 明治六年七月 至 同 七年十月 湯 川 新</p> <p>◎進修學校</p> <p>自 明治十年一月 至 同 年 二月 眞 砂 長 七 郎</p> <p>自 明治十年三月 至 全 十一年十月 田 中 直 太 郎</p> <p>自 明治十一年十一月 至 全 十二年三月 宮 井 虎 熊</p> <p>自 明治十二年四月 至 全 年 八月 岡 部 新 三 郎</p>	<p>自 明治七年十月 至 同 九年十一月 眞 砂 長 七 郎</p> <p>◎新宮小學校</p> <p>自 明治十一年四月 至 全 年 九月 松 田 魁 一 郎</p> <p>自 明治十一年十二月 至 全 十二年七月 田 中 直 太 郎</p>
--	---

自 明治十二年八月
至 全 十二年 月
田 中 直 太 郎
自 明治十三年 月
至 全 十五年七月
中 川 復 六

新宮小學校兼務

新宮小學校兼務

自 明治十五年八月
至 全 十六年三月

中 川 復 六

自 明治十六年五月
至 全 十七年六月

宇 井 善 九 郎

自 明治十七年六月
至 明治二十年二月

松 田 魁 一 郎

◎新宮尋常小學校

自 明治二十年三月
至 全 二十六年三月

直 砂 長 七 郎 兼 任

◎新宮高等小學校

自 明治二十年三月
至 全 二十八年十月

真 砂 長 七 郎

自 明治二十八年十月
至 全 三十二年三月
小 野 芳 彦

◎新宮第一尋常小學校

自 明治三十一年四月
至 大正 六 年三月

山 田 二 男 壽

自 大正六年三月
至 昭和四年四月

八 木 友 藏

自 昭和四年四月
日 下 生 五 雄

◎新宮第二尋常小學校

自 明治三十一年四月
至 明治四十一年一月

宇 井 三 八 郎

自 明治四十一年一月
至 昭和 四 年四月

福 本 譯 語 舉

自 昭和四年四月
八 木 友 藏

<p>◎新宮男子高等小學校 自 明治三十二年四月 至 全 三十四年四月 小 野 芳 彦</p>	<p>自 明治三十四年四月 至 全 三十九年六月 川 島 萬 次 郎</p>
<p>◎新宮高等小學校 自 明治三十九年六月 至 明治四十一年七月 川 島 萬 次 郎</p>	<p>◎新宮尋常高等小學校 自 明治四十一年七月 至 大正十年十月 川 島 萬 次 郎 自 大正十年十月 植 野 民 平</p>
<p>◎新宮女子高等小學校 自 明治三十二年四月 至 全 三十三年三月 小 野 芳 彦</p>	<p>自 明治三十三年四月 至 全 三十九年六月 榎 本 嘉 與 彦</p>
<p>◎新宮第三尋常小學校 自 明治三十四年四月 至 全 四十一年七月 若 林 利 治 郎</p>	<p>△現在三小學校狀況(昭六、五、一〇調) 校 名 兒 童 數 新宮尋常高等小學校 二〇〇二名 第一小學校 六二八名 第二小學校 一五三七名</p>

◎新宮商業農業補習學校

日露戦役後實業奨励の結果により生れたるものにして明治四十二年五月二十日の創設なり以下其の沿革の概要を概述せん

明治四拾二年五月二十日 創設せらる

大正十年八月十日組織變更の認可を受け新宮商業農業補習學校と改め大正十一年四月女子の就學區域を新宮町全体とし昭和二年四月新宮町三補習學校を廢し同時に本校を新宮尋常高等小學校に新設す
教授制度 男女共通年制學年制とし男子は夜間に女子は晝間の授業とす

◎青年訓練所

青年訓練所令第一條に明示の如く青年の心身を鍛練し國民たるの資質を向上するの目的を以て大正十五年六月二十五日我が町に三青年訓練所創設せられ全年七月一日開所式を行ひそれぐ三小學校に併置せらる

西部青年訓練所……………新宮尋常高等小學校

北部青年訓練所……………新宮第一尋常小學校

東部青年訓練所……………新宮第二尋常小學校

三訓練所共創設以來実績見るべきものあり いづれも毎週二回午後七時より三時間半學科及教練を課しつゝあり

◎新宮中學校

新宮中學校は新宮町字西道にあり明治卅四年の創設に係る開校以來校運隆盛におもむき年々幾多有爲の

卒業生を出して郡教育界のため多大の効果を收めつゝあり 茲に同校の沿革の大要を略記して過去の推移を知ると共に將來の發展を冀はん

- 明治三十四年四月二十七日 和歌山縣立第二中學校（田邊）分校として新宮第三尋常小學校の一部假用し授業を開始す
- 明治三十四年十二月廿一日 新宮町西道に地を相し校舎一棟及附屬建物を建築す
- 明治三十五年二月廿一日 新宮町より校地を寄附す
- 明治三十六年三月廿三日 教室二棟建築す
- 明治三十六年四月一日 和歌山縣立新宮中學校となる定員三百名
- 明治三十七年三月六日 理化教室及生徒控所を建築す
- 明治三十八年三月廿七日 寄宿舎建築す 四月六日開舎す
- 明治四十年四月一日 定員四百名となる
- 明治四十二年四月五日 演武場を建築す
- 明治四十二年十一月十五日 特別教室焼失す
- 明治四十三年六月五日 特別教室を建築す
- 明治四十四年十一月十四日 新宮中學校同窓會より圖書館（敷地、建物、書籍）を寄附す
- 大正二年四月三十日 生徒控所を増築す
- 大正三年四月一日 定員五百名となる

- 大正四年七月十四日 朝香宮殿下台臨あそばさる
- 大正四年九月二十一日 校友會より水浴場を寄附す
- 大正四年十月二十四日 天皇陛下御影を拜戴す
- 大正五年十月二十四日 皇后陛下御影を拜戴す
- 大正六年十二月二十四日 皇太子殿下御影を拜戴す
- 大正七年九月四日 博物特別教室を建築す
- 大正七年九月二十四日 演武場暴風雨の爲倒潰す
- 大正八年六月二十一日 新宮町中谷利一郎より寄宿舎一棟を寄附す
- 大正八年十月二十四日 演武場兼講堂及武器室を建築す
- 大正十一年六月十四日 瓦斯貯槽室建築す
- 大正十四年六月二十七日 寄宿舎を取拂ひ元、中谷利一郎寄附のものを改造して移轉す 同日圖書館を移轉す
- 大正十五年九月三十日 校友會及同窓會の寄附にて元寄宿舎の一部を移轉改造して圖書室兼大教室となす
- 昭和三年十月五日 理化特別教室焼失す
- 昭和三年十月八日 天皇皇后兩陛下御影を拜戴す
- 昭和四年十月十四日 山階宮殿下台臨あそばさる

昭和四年十一月二十日 理化特別教室を建築す
新宮中學校は創設より昭和六年五月までに卒業生を出すこと正に二六回、その數一二八八名を算するに至れり

△歴代校長表	
自 明治三十六年四月一日	自 大正十一年三月十四日
至 全三十八年一月二十一日	至 大正十三年八月二十二日
木村 尙	伊藤 宣 將
自 明治三十八年一月二十七日	自 大正十三年八月二十二日
至 全四十一年十一月十六日	至 昭和三年三月三十一日
平田 總 一	岩本 茂 一
自 明治四十一年十一月十六日	自 昭和三年三月三十一日
至 大正六年三月三十一日	至 全六年一月三十一日
寺内 颯	廣瀬 實 造
自 大正六年三月三十一日	自 昭和六年一月三十一日
至 大正七年九月二十七日	鹽見 龜 藏
大伴 來 目 雄	
自 大正七年九月二十七日	
至 大正十一年三月十四日	
八 卷 嘉 作	
校訓(三綱領)	進 剛 至 誠 取 毅

◎新宮高等女學校

明治三十九年我町素封家尾崎作次郎齡還曆に達せし記念として一中等學校を興さんと欲し之を當路者に諮る時の郡長郡視學町長皆之を賛し乃町立高等女學校を設立せんとし其筋に請ひ許可を得、地を上熊野地に卜し同人所有地三段六畝四歩及校舍建築費として金五千圓を寄附す時に明治三十九年四月二十三日なり 以下本校沿革を概述す

- 明治三十九年四月二十三日 新宮町尾崎作次郎所有地三段六畝四歩及建築費五千圓を以て修業年限三箇年の町立高等女學校を創立す
- 明治三十九年五月一日 山本英男校長心得を命ぜらる
- 明治三十九年六月十一日 第二尋常小學校舎一部を假用して授業を開始す
- 明治四十年九月 敷地千五百二十三坪平家構造百三十三坪校舍就りて移轉す
- 明治四十年三月 本科生定員を二百名とし更に定員百五十名の技藝專修科を附設す
- 明治四十二年四月 本科の修業年限を四箇年に改む
- 明治四十二年六月 二階造増築校舎成る
- 明治四十三年二月 二階造増築校舎成る
- 明治四十四年四月 技藝專修科を實科に改め修業年限を四箇年とし定員を百五十名とす
- 明治四十五年(大正元年)三月十一日 文部省告示第三十九號を以て大正二年四月より和歌山縣東牟婁郡立高等女學校と改稱の件認可せらる

大正二年四月
 實科の修業年限を三箇年に改め其中に選科をおき又本科中に補習科を附設し修業年限を一箇年とす

大正三年九月二十六日
 中之町の寄宿舎生を學校前に造築の假用寄宿舎に移す

大正四年五月二十七日
 文部省わ普三十四號を以て本校學科目配當並に毎週教授時數の變更の件認可せらる

大正四年十月二十五日
 大正天皇陛下御影を拜戴す

大正四年十一月八日
 二階造二十五坪増築校舎成る

大正四年二月四日
 文部省告示第十二號を以て大正五年四月より縣立に變更し和歌山縣立新宮高等女學校と改稱の件認可せらる

大正四年三月十二日
 大典記念講堂の上棟式を行ふ

大正四年三月三十一日
 本年度限實科及専科を廢す

大正四年七月十七日
 朝香宮殿下御台臨あそばさる

大正五年五月二十七日
 大典記念講堂竣成す

大正五年十月二十六日
 皇太后陛下御眞影を拜戴す

大正七年四月
 二階造増築成る

大正十二年十二月二十四日
 寄宿舎竣工す

昭和三年四月
 新講堂竣成す

昭和三年五月

奉安殿竣工す

全 十月八日

今上天皇並皇后陛下御眞影を拜戴す

新宮高等女學校は創設より昭和六年五月までに卒業生を出すこと正に二十三回その數總計一九二一名なり

△歴代校長表

自 明治三十九年五月一日	至 全 四十年十月九日	自 大正六年七月二十八日	至 全 十三年六月二十八日
山 本 英 男	石 川 弘	自 昭和十三年六月二十八日	至 昭和二十一年十二月二十日
自 明治四十年十月九日	至 全 四十三年十月七日	自 昭和二十一年十二月二十日	至 昭和二十二年三月二十日
豐 田 宣	小 倉 隆 藏	自 昭和二十二年三月二十日	至 昭和二十六年三月三十一日
自 明治四十三年十月七日	至 全 四十四年八月十六日	自 昭和二十六年三月三十一日	至 昭和二十六年三月三十一日
杉 本 美 之 助	池 村 平 太 郎	自 昭和二十六年三月三十一日	至 昭和二十六年三月三十一日
自 明治四十四年八月十六日	至 全 大正三年五月三十日	自 昭和二十六年三月三十一日	至 昭和二十六年三月三十一日
金 津 鹿 之 助	窪 田 公 平	自 昭和二十六年三月三十一日	至 昭和二十六年三月三十一日
自 大正三年五月三十日	至 全 大正六年七月二十八日	自 昭和二十六年三月三十一日	至 昭和二十六年三月三十一日
松 原 得 悟	訓 練 (五綱)	自 昭和二十六年三月三十一日	至 昭和二十六年三月三十一日

規律を守れ
 質素を旨とせよ
 勤勞を尊べ
 禮儀を正しくせよ
 清潔なれ

◎新宮商業學校

大正六年二月 新宮町會に於て新宮町立實業學校（修業年限三ケ年）設立の決議をなす。全五月設立を認可せられ同月山本龍三校長に補せらる。同月新宮尋常高等小學校々舎の一部を假用して開校す

大正七年二月 新宮町會に於て當校營繕費四萬七千余圓を可決し三ケ年の繼續事業となす同年三月新宮町立商業學校と改稱す

大正八年五月 本校第一期工事竣成す。同六月小學校舎より男子部を新校舎に女子部を元警察署跡町有建築物に收容す

大正九年二月 和歌山縣新宮商業學校と改稱す。同年五月第二工事竣成す依て女子部を新校舎に移す

大正十一年二月 學科課程改正の件認可せらる

大正十二年三月 修業年限を五ケ年に變更す

大正十三年二月七日 御眞影を拜戴す

大正十四年一月二十八日 徵兵令第十三條に關する資格認定せらる

大正十五年四月 運動場擴張として千四百六十九坪買收し五月畑地二百八十四坪の借入をなす

同年十二月十四日 縣會に於て縣移管を可決す

昭和二年四月一日 和歌山縣立新宮商業學校と改稱す

昭和三年十月 御影拜戴直ちに拜戴式を行ふ

昭和四年五月十五日 講堂竣成す 同年十月十四日山階宮茂磨王殿下の御來臨を仰ぐ

昭和五年三月 理科室簿記室増築及便所移轉工事起工し六月竣成す

新宮商業學校は創設以來昭和六年五月までに卒業生を出すこと男子十二回、人員五百三十一名、女子は六回、百八十名を算するの盛況なり

△歴代校長表		自 大正十二年九月
自 大正六年五月	山 本 龍 三	關 谷 善 雄
至 全 十年八月		
自 大正十年十一月		
至 全 十二年八月	鈴 木 貞 一	
風 校 (則三)		一、三恩を感謝すべし
		一、商士道を發揮せよ
		一、世界は我市場なり

新宮町教育史として小學校並に中等學校の概要を略叙せり幸ひにそれぞれ當路者諸氏の熱心その責務を盡さるゝと父兄一般の奮ひて後援し協力せらるゝに因り我町教育事業の歳を逐ひてその歩を進めその盛を加へつゝあるは地方子弟のため將た邦家の爲め深く慶賀する所なり

史蹟

徐福墓

- 一、所在地 新宮町上熊野地
- 一、地積 墓地四畝二十一步
- 一、工作物 墓碑二基

秦徐福之墓（南龍院殿建之、李梅溪書）

七塚之碑

- 一、現狀 元楠藪と稱して宏大なる土地なりしが漸次鋤き返されて僅に一畝歩許の地積となり墓碑の他枯損せる二樟樹あるのみなりしが大正四年上中熊野地青年會發起となり保存計畫を立て附近の地所三畝十歩を購入し樹木を増植し周圍に柵を繞らして今は稍く面目を改むるに至れり。
- 一、由來傳説等 古くより秦徐福の遺蹟なりとし、慶安元年、僧絶海、明太祖との唱和の詩にも

絶海

熊野峯前徐福祠

滿山藥草雨餘肥

祇今海上波濤穩

萬里好風須早歸

明太祖

熊野峯前血食祠

松根琥珀也應肥

昔時徐福求仙樂

直到如今竟不歸

とあり。徳川頼宣の時、蓬萊山の西三丁許に秦徐福の墓の五字を刻せる石碑を建てらる（書は李梅溪の筆なりと）元文元年新宮城主水野大炊頭忠昭、石を建て其の墓を表すとあるも今詳ならず。天保六年水野氏仁井田好古をして墓碑の銘を撰せしめ、和歌山にて石に刻し工成りて新宮に運搬の際海路暴風に逢ひ船漂没して石碑も海中に没せりと。碑文は載せて紀伊續風土記に在り又其の碑文の石摺も坊間に散見す。墓の近傍に徐福従者の墓なりと言傳ふる七塚と呼ぶ古墳ありたるも今は其の跡を留めず僅かに徐福墓の傍に新しく建てたる七塚の碑と塚町の有志により建てられたる新しき碑とあるのみ。近時徐福保存講の人々相謀りて九月上旬盛大なる法會を営むを行事とす。

1、徐福についての諸説

イ、日本百科辞典

徐福は宋代の方士、齊の人なり。始皇帝の長生不老の仙薬を求むるや、宗無忌奏して曰く「扶桑の東に三神仙あり。蓬萊、方丈、瀛州といふ。僊人あまた居りて仙丹を練るといふ。方士徐福さきにかの神仙に至れり」と。始皇帝即ち徐福を召し、請ふがまゝに大船數艘を造り、童男童女數千人と金銀珠玉五穀器材をもたらし、東海の蓬萊山に赴きて仙薬を求めしむ。徐福、海に入りて我が紀伊國熊野浦につきぬ。されど遂に仙薬を得る能はざりしかば後難を怖れて本國に還らず熊野に留まりて土地を拓き、從ひ來りし童男童女を養育して餘生を送りぬ。其の子孫熊野の長となりて繁昌せりといふ。時に孝靈帝の七十二年なり。又徐福の着せし磯は新宮の東方波多須浦即ち是なり。云々

按、和漢合運に孝靈帝七十二年秦徐福來この事を載せたるは史記後漢書及神皇正統記等に始皇帝仙方を好み徐福をして蓬萊神山を求めしむと曰へるを雜探して其年代を推したるならん。云々

ハ、徐福東來考（國學院雜誌廿一ノ五 高於苑三氏說）

夫れ、徐福の事に關しては秦漢以來の群書に説く所一ならずと雖も其我日本に渡來せしことをいひしものは五代後周の僧義楚を始とす。而して宋以後の學者文人等は率ね義楚の説を踏襲せざるはなし。義楚何人ぞ。史記漢書等を信せずして漫に此の如き説を唱へたる。其の眞意何れにあるかを知らざらざるも竊に考ふるに後周の太祖は我が村上天皇の時に當れり。當時我國にては奈良朝以來僧徒の唱道せる本地垂迹說海内を風靡せるを以て僧徒の狡猾なるもの徐福の三神仙のことを思ひ、遂に之を紀伊熊野三山に附會して無稽の辯を逞うしたりき。義楚之を信じて眞に其實ありと断定し因て其書中に記載せるものなるべし。（中畧）

これより我國の史傳につきて徐福東航の眞偽如何を研究せんに其最初に見わたるは源隆國の今昔物語なりとす。即ち秦始皇在咸陽宮政世語の條に……方士といふ人に仰せて云ふ。汝速かに蓬萊の山に行て不死藥を取つて可來し。蓬萊は未だ不見るも昔より今に至るまで世に云ひ傳ふる事有り、早く可行し。方士此旨を蒙つて忽ち蓬萊に行きぬ。其後に還來るを相待つ間に數月を経て還り來つて王に申て云く、蓬萊に行む事は易かりぬべし。然れども東海に高大魚と云ふ

大なる魚有り、此に恐るゝに依て蓬萊に不可著……となり。此れ蓋し漢土の諸書によりて傳聞のまゝを記載せしものにして文中の方士は恐らくは徐福のことなるべし。又、北畠親房の神皇正統記の孝靈天皇の條に……第七代孝靈天皇四十五年乙卯秦の始皇即位、この始皇仙方を好みて長生不老の藥を日本に求む。云々とあり。此れ義楚六帖、司馬光の日本乃歌等によりて説を成し、漫然記載せるものに非るか、松下見林の異稱日本傳卷上に後漢書東夷傳を引て曰く、夷州澶州皆指日本海島相傳紀伊國熊野山下飛鳥之地有徐福墳又曰熊野新宮東南有蓬萊山云々あるを以て見れば見林も當時の俗間の傳説によりて徐福の熊野に來りしことを信せしや疑なし因て以上の諸書によりて其の東航の結末如何を考ふるに其の説く所互に出入ありて一定せざれども其我國に來りしことを證するものは皆漢土の書籍に據りて説をなさざるなし。而し義楚六帖司馬光日本乃歌を祖述するを常とせり。

按するに徐福の東航は始皇二十八年の時にして我國にては孝靈天皇七十二年に當れり。（神皇正統記に四十五年となれるも今新選年表に據る）當時若し福の船が勃海を出て東航し終に我國に漂着せし者ならば必ずや古事記日本書紀等上古の諸書中に其記事なかるべからざるに絶てこれなきは何故か。極めて瑣事なりし故か。又其當時に何等の傳説もなかりし故か。其の疑ふべき一なり。史記漢書後漢書三國誌等五代以前の群書を檢するに徐福の事を記載すること區々にして一定せざれども絶て我國に來航せしことを述べたるものなし。其の疑ふべき二なり。後周僧義楚に至りて始て其東航説をなしたること前述の如し。其の疑ふべき三なり。福は阿嫂迎

合の徒なれども其の徒數百人と俱に熊野に漂着せしことを信なりとせば當時我國に絶無なりし漢字を我國人に傳へざる道理なからんや。其の疑ふべき四なり。今昔物語、神皇正統記、異稱日本傳、日間瑣事録及び黎庶昌の記文に福の東來、墳墓、遺蹟、後裔等を歴々記載しあれども年代久遠にして的確なる徵證なし。其の疑ふべき五なり。以上疑ふべきもの五にして終に福の我國に漂着居住せしことを證するものなし。然るに紀伊熊野に其の遺蹟を傳へしかといふに熊野の地たるや山岳重疊せる靈地にして且つ海を距ること遠からず、而して平安朝時代には眞言天台等の諸宗派の唱道せる本地垂迹説が海内を風靡せる際なりしを以て當時僧徒にして熊野を掌れる者忽ち其説を用ひて各其名稱を改めたり。即ち本宮村の座神社を證成殿新宮村の早玉神社を那智山の那智神社と合して兩所權現と稱し後これを熊野三所權現或は熊野三山と改稱するに至れり。さて其祭神は伊弉册尊なるを以て歴代の天皇、上皇、女院等の行幸啓屢々ありて貴社中最たるものなりき。是が爲に其地名も自然に遠く諸外國にまで傳播するに及べるや明らかなり。因て僧徒の狡獪なるもの本地垂迹の妄説を唱道するの餘。漢土上古の史傳中に徐福東航の記事あるを思ひ、之を奇貨とし、且つ熊野は古來神靈の遺蹟なるを以て終に所謂三神山なるものを熊野三山に附會し臆造の辯を逞うして徐福の漂着を始め種々の遺蹟までを偽造したること推定するに難からず。而して當時の僧徒は屢々漢土に渡航せる際、其の説を流布したるべく後周僧義楚は此等の説を傳聞して其の眞偽を察せずして其著書六帖に記載するに及べり。又我

國民も僧徒の妄説に欺罔せられしことを知らず踏襲百年の久しき遂に根柢ある正説として信するに至りしならん。若し夫れ、徐福の東航をして果して信するとするも且つ我國に漂着せしものならば必ずや其地点は渤海に近き九州又は山陰諸國の海岸ならざるべからず。故に今日なほ肥前佐賀の金立山、能登の七尾港、尾張の熱田神宮の攝社等に徐福の祠あれども固より文献の徴すべきものなければ其の眞偽如何は知るに由なし。重野成齊先生の説に出雲國意宇郡熊野村に熊野神社あり、古社にして同じく伊弉册尊を祀れり。徐福東航して我國に漂着し居住せし地を熊野なりとせば上古三韓と交通瀕繁なりし山陰の海岸ならざるべからず。然るに出雲に其傳説遺蹟なく却て紀伊熊野に之を傳へたるは何故か。豈に怪しむべきに非ずやといはれたり。其言洵に信すべきを覺ゆ。之を要するに徐福東航の眞偽並に其漂着地点の何れなりしやは今日之を論定するの必要なく其傳説も我國土國民に於て輕重する所なしと雖も中古時代に於ける姦僧の妄説により熊野三山神靈の尊嚴を傷害する資料に供せられ又近古に至りては陋儒の漢土を尊崇する餘、終に徐福を以て我國文藝美術の創始者なりと誣稱するに至れり (下畧)

2、蓬萊山について

イ、南遊志

古來熊野を以て蓬萊となす。凡そ海内蓬萊と稱する一に非ず。富士、熱田、嚴島、熊野を以て四所となす。就中熊野を以て較據ありとなす。……飛鳥の宮に詣す。宮中一小祠あり。徐福を祀る。……

ロ、續西遊記

徐福童男女五百人を率ゐて蓬萊山を尋ねて熊野に至る。土着耕作して童子を養育し子孫まで熊野の長と繁昌せり……

3、徐福が傳へたといふ捕鯨と徐福紙

イ、産業事蹟考

熊野捕鯨業は世に聞ゆる所なり。相傳ふ斯業の權輿は古昔にありて彼の徐福が當時秦の殃を避けて遠く日本に航し紀州熊野浦に着し始めて此地に於て捕鯨の業を行ひ是より後漸く本邦各地に傳播するに至れりと稱す。此説果して實ならば捕鯨業は秦代徐福の遺法にして我國に於ては紀州熊野を以て開始とするは全く謂れなきに非ず。而してその捕鯨の歌は

大島原からよせくるつち（槌鯨）を

二十艘秦氏がさしてとる

とあり。本邦に於て秦姓を冒す者は總て秦氏の末族といひ傳へり。然れば徐氏も秦の人なれば此の歌の中の秦氏とは或は徐氏のことを云ひしものならんか。

ロ、笈埃隨筆

紀州熊野郡那智浦天満といふ所に円心寺といふあり。僧の土産に國産の紙を送りける。その紙奉書杉原の類にも非ず又、國栖美濃岩國などにも似ず、様變りて見馴れざる紙なればいぶかりて問ひければ其僧の曰く「されば此の紙賣買する程にはなく僅に隣郷に用ふるばかりなり。上

古秦徐福は日本へ渡來りて熊野に在住し紙をも教へ漉きて用ひけるなり。今に至りて此邊一二ヶ町村民傳習ひて漉申候。則ち其名を徐福紙と申す。思ふに唐紙の類製にや破るに必ず横に裂るなり」と語りぬ。牛王誓紙に専ら用ひし那智紙は一に徐福紙の名あり。

ハ、紀州の「ほねざり」

敷屋村方面にかつて栽培せられし煙草は其丈七八寸にして葉群生して其の莖ごもに刻みて用ひし故此名あり江戸人に珍重せらる。徐福渡來の時持參せしものなりと。煙草官業となりしより絶てなす。

4、天台鳥藥と徐福

天台鳥藥は秘藥なり。往昔醫藥のなかりし時代は靈藥を諸所に植付けしものなり。天台鳥藥は日向高千穂と我熊野より以外は絶對に内地にては發見されず、或は神武天皇御東征の道々御植付け遊ばされしものならんか。而して徐福仙藥を熊野に求むとすれば天台鳥藥をおきて他になからん。

5、徐福の七草取り

たまく重病にかゝる者あらば徐福塚附近に七種の草を摘みこれを煎じて飲めば平癒疑なしと。今に此の慣絶せず。

6、徐福の露踏み

脚氣の者三七二十一日の間早朝この塚の朝露を踏めばいかなる難症と雖も必ず癒ゆと夏時より秋にかけて之をなす者多し。

7、仙翁花

此地に仙翁花といへる草有、此所ならでは生せず。他へ持歸り植替へても蕃生せずして程なく衰へると云へり。是一奇の珍草ならずや。

秦人を種ひしか仙翁花 紀府有五

一、詩文(畧す)

阿須賀神社

一、所在地 東牟婁郡新宮町上熊野地

一、地積 五段三畝歩 山林(蓬萊山) 八段六畝六歩

一、工作物 本殿 權現造 十四坪五勺

拜殿 五坪九合

玉垣 十一間一尺

社務所 二十七坪

稻荷社

鳥居 神明造 石造 高一丈三尺 笠木一丈七尺

一、御祭神

熊野夫須美大神

熊野速玉大神

家津御子大神

合祀祭神 八咫鳥神社 宮戸神社

一、現状由來傳説等

1、長寛勘文熊野畧記にも早玉神初め切部山玉那木の淵に天降り、次に神倉山に移り、次に阿須賀森に移り、景行帝の御宇今の新宮の地に移し奉ると在り。即ち阿須賀森に移らせ給へる熊野大神は後、家津御子大神のみ對岸なる石淵の貴彌谷に移り後、崇神天皇の六十五年熊野の上流音無の里に移らせ給ひしもの今の本宮にして結速玉大神は 景行天皇の五十八年に今の新宮の御宮に移らせ給へるなり。即ち速玉神社の元宮に當り。祭典も同じく十月十五日に同時に行はれ神馬渡御の事あり。當社の創建は孝明天皇の五十三年三月にして古は天朝の御尊崇厚く朝廷よりの御寄進の神寶少からず又近郷の末社も少からず。されば東京府下飛鳥山は後醍醐天皇元享二年王子權現勸請と同時に豊島左近大夫景村、當社をも勸請し同地芝生ヶ岡に祠を造營し其名を冠せるなり。

2、續風土記に

飛鳥社 一丈二尺 境内除地
並 宮 一丈八尺 河面宮 方五尺
拜殿 御供所 鳥居 門 鐘樓 社僧行所

上熊野地にあり。飛鳥の字、嘉元二年の文書に阿須賀と書、按ずるに飛鳥は舊地名より起れる社号なん。此地飛鳥川の南の崖なれば飛鳥川の名をとりて社号となせり。祀神は社家の傳には

事解男命早玉男命を祀ると云ひ、土人は荒き神にて祀りなご疎にすれば崇ありといふ。按ずるに愛徳山縁起に軍武男阿須賀大明神を斬りて熊野大神を助け奉れる事見われば其功を賞して攝社に祀れるならむ。さて大和國高市郡甘南備飛鳥社に事代主神を祀れるを思ふに上に引ける縁起に越の舟泊の晝作れば夜崩れたるを熊野大神作らんと思召して騨に吞まれんとしける時阿須賀神其騨を斬りし事見われば崩れ易き淺所の地を守り給ふは事代主神にて大和にも祀りこゝの飛鳥にも祀れるなるべし。又古事記に事代主神は爲三神之御尾前仕奉者違神者非也と見わ、神功皇后三韓征伐にも勳功をあらはし給ひ壬申の乱に天武天皇を守護し給へる事等見ゆれば軍事には勳功多き御神にて縁起に軍武男とあるにもよく合へれば事代主神と思はる。並宮は近世の説に祀神三光神といひて日月星辰三荒神を祭るなりといへども寛文記に三狐神とあれば三狐、三光音近きによりて附會せし説なり。三狐神は倭姫也、紀に宇賀能美多麻神尊形三狐神形也、保食神是也、とあるが如く三狐は三饌津神の義なり。さて此新宮の神事の中に毎年十一月十五日新嘗祭あり。其式は同夜子刻中御前の靈を拜する式卒りて鐘を搗く時、神官、相野、稱宜等南樓門を出て二手に分れ一は直に當社に至り一は御船嶋に至りて神供を献じ祝詞を申し諸手舟に乗りて當社の後岸に着す。(舟は宵の中に川原に出しおきたるなり) 此時鍋割島といふ海中の巖上にて鍋、土器等を割り夫れより社前にて牛を呼來りて耕す真似を蒔く真似等あり、是を田植神事といふ。按ずるに是は本社飛鳥大神に領れるにはあらで並宮保食神の御靈賜りて明年の豊作を祈るにて即ち新宮の祈年祭なるべし。河面宮

3、蓬萊山

は秦徐福が祈りし靈神といふ。祀神の傳なし。
樹木鬱蒼として繁茂し山形盆の如く自ら仙境の趣あり。秦徐福が不老不死の仙藥を求めし地なりと唱へ古來蓬萊山として世の尊重する所なり。山の南崖を垢離搔場といひ往昔神倉山の御燈祭には此處にて身を淨めしなり。

4、阿須賀の字義

熊野川の河口浪荒くして淺せ易く淺州所川の稱あり。それより其名起り、飛鳥の阿須賀といふ歌詞あるより飛鳥の字をも假用す。事代主神は武功ある神にしてまた崩易き淺州所の地をもよく守らせ給へりといふ。

一、寶物

國寶之部

鏡三面、笏一枚、袍一領、單一領、帶一條、櫛笥一合、冠一個、檜扇一枚等 十八点

神寶之部

鏡三面、朱塗台二脚、櫛三十枚、櫛笥一合等 六十点

王子神社

一、所在地

東牟婁郡新宮町下熊野地

一、地積 二百十坪 社田 四反七畝歩

當然境内に屬したりしやう思はる、社後の杜も今日官有地に編入せられ居り。松青く砂白く王子濱一帶の官地は自然に其の外苑の觀をなせり。社の南方松林中に神武天皇頓宮の御遺蹟なりと云ひ傳ふる所あり。土人此地にて汚を忌む。

一、祭神 縁起

現在に於ては神武天皇の皇兄稻氷命、三毛入沼命を奉祀すとなり居るも此は後年王子といふ名に因みて神武天皇御東征の砌、荒き波風に遭はせられて熊野の海に沈ませ給へりといふ二皇子を合せ祀り遂に専ら此の二神を御祭神となせしものなるべきも夫本來、當社は熊野九十九王子の一にて室町時代以前の文献にも具存し、濱の王子と呼ばる、由緒深き社なり。謂ふ所の熊野九十九王子とは中世熊野行幸啓の御砌、御沿道の所々に熊野大神を御影祀御遙拜あらせられたる所なり。

神社の創立詳ならざるも熊野速玉神社の末社として朝廷の御尊崇厚く明治六年村社に列し明治四十年縣下神社合祀勵行の際、阿須賀神社に合祀せられたるも區民の尊崇篤く舊社殿を保存し歳時祭祀敬虔の誠を捧ぐることを怠らず、熱心復興を請願し遂に縣當局を動かし復興することを得て今日に至る。

されば古來朝廷の尊崇篤かりしことは後醍醐天皇の元享二年（紀元一九八二年）の秋、豊島左近大夫景村、當王子社を勸請し行きて豊島、足立、多津、兒玉、新倉、五郡の産土神としてこれを今の東京府下豊多摩郡王子町に創建し毎年八月十三日に執行せらる、名高き王子神社の祭禮、鎗祭、鬘

笹祭と呼ばれる、古雅なる神事も當年當方より傳へしものなるに今、本元なる當社には却て其の神事なきは洵に惜しむべし。

一、祭神、稻飯命、三毛入沼命について

1、神武記

遂越狹野到熊野神邑且登天磐盾仍引軍漸進海中卒遇暴風皇舟漂蕩時稻飯命乃歎曰嗟呼吾祖則天神母則海神如何厄我於陸復厄我於海乎言訖乃技劍入海化為鋤持神。三毛入野命亦恨之曰我母及姨並是海神何為起波瀾以灌溺乎則踏浪秀而往乎常世鄉矣。天皇獨與皇子手研耳命師軍而進至熊野荒坂津。

2、東牟婁郡誌に

神武天皇の皇兄稻飯命三毛入沼命は東征の御時、紀伊國熊野浦にて甚しき暴風に遭ひ御舟漂蕩して天皇の御舟とは離れ、になり給ひ何所となく流離ひ座し、が三毛入沼命は波の穂を跳て絶域國に渡座し稻飯命は御妃國なるを以て海原に入座し、事古事記、日本書紀に見ゆ。今、同國牟婁郡熊野浦二木島港（即ち熊野荒坂津、今、荒坂村と云ふ）の港口なる牟婁崎に室古神社英虞崎に阿古師神社ありて土人の傳説に依れば室古神社は祭神稻飯命、阿古師神社は祭神三毛入沼命にして二社共に社殿所在地の地名をとりて社名とす。古來兩社に傳ふる所の傳説によれば二神、海に入りて薨せし後風波收まりしより土人二皇兄の御屍を覓めて歸り之を奉葬す。爾後其陵を崇敬して産土神と爲し毎歲五月五日、十一月三日祭典を執行す、其の式法は都て當時の

状景を摸するものなり。中世、別に社殿を建立し神体を奉安して祭式は古傳に遵ふ。爾來今日に至るまで二十一年毎に式年造營すといへり。按ずるに二神の御事は正史に慥なる本文あれば動かすべからざるも土人は天皇の御舟のみ荒坂津に着て二皇兄の御舟の着給はぬは覆没し給ひしものごなし、哀悼の至誠より御陵を作りて御衣御劍の類を埋葬し奉りし事などありて嗣々に云ひ傳へて誠の屍を葬り奉りしさまに語り傳へけん事はれ又さもありぬべき事情なり。

新宮城址

一、所在地 東牟婁郡新宮町

一、地積 六町三段五步五三

(内譯) 山林 二町九段八畝十八步

原野 七段二畝十七步

宅地 四九四二坪五三

畑 六段二畝二十二步

雜種地 三段六畝十六步

一、工作物 本丸跡、二ノ丸跡(城壁)

一、現狀由來傳説等

新宮城は市街の東隅にありて北熊野川に枕めり。後水尾天皇の元和四年(二二七八年)前の領主淺

野右近太夫忠吉、地を此に相して經營起工せしが翌五年忠吉備後三原に移り、水野家藩祖出雲守重仲(全龍院殿)紀伊藩祖徳川頼宣の傳相として濱松より來り封せらるゝに及び其の工を繼ぎ 明正天皇寛永十年(二二八四年)二代淡路守重良(本廣院殿)の時竣工。更に 靈光天皇寛文七年(二二二七年)三代土佐守重上の時増築改修を加へて完成を告ぐ。麗譙粉堞高く碧霄を摩し紀南の要鎮として世々其の後を承け以て明治維新に及べり。

此地もと第五代熊野別當行範の妻にして六條判官源爲義の女丹鶴姫(後に鳥居禪尼と稱せり)の開基にかゝる丹鶴山東仙寺(現に下熊野地字小山田に在り)のありし處なるを以て一に丹鶴城と稱し又渺茫たる大平洋を一眸の裡に展望するより沖見城とも呼ぶ。

1、大八洲遊記に

新宮城即水野侯所築、因阜、壘壁皆疊石、拔地數十丈、城樓睥睨、皆已毀撤、其址枕熊野川、河川環城入海、河北則峰岫、蜿蜒起伏、沿海連伊勢、西瞰新宮坊市、煙火三千、樓閣參差、其背則神倉諸山、聳立排空、引尾南走、南則岡阜陂陁、東則平疇桑麻、廬舍蔭映、遠以蒼溟、海天渺々、極目無際、舟帆出沒、登覽之美在明光浦之上。

2、山田常典氏(文久二年作)

四方を見渡せば北より西は山々めぐりたる。東は熊野川此の麓をめぐり流れて南の方海に入る。この海原遙々として限りもなし。すさきに寄する浪の音こもるとに響き、沖行く帆影眼の前に浮び鶴殿といふ所の家むら賑はしげになどして景色いふばかりなし。

音無の川門遙にみえきこむ

寄せてと、ろく沖つ白波。

のぼり來て見れば名に負ふ鶴のせに

のりて空ゆくこゝちこそすれ。

維新に及び十一代大炊頭忠幹、版籍を奉還し東京に移りてより明治八年城樓全部取拂はれ今は唯壘壁を存するのみ。而も城地は民有にして其形狀本丸台、二丸台等の外は種々に變化し山林原野地畑雜種地等に區分せらる。

一、城地の變遷

1、新宮城の埒（三重縣南牟婁郡御船村大字舊高岡藩相野稱宜榎本茂兵衛氏藏村々圖繪に據る）

一、城山 廻り五百四十間、東西百八十間、南北百十五間。

一、二ノ丸 東西三十二間、南北二十八間

一、東南西 高サ二間ナリ、石垣、北長サ九間ナリ、間高九尺ナリ石垣、十二間半ハ長屋下

高三尺ナリ石垣。

一、東西十二間、南北二十二間二尺、二ノ丸西ノ續キ丸ノ内南西ハ高サ八尺ナリ石垣、北ハ高

サ八尺又ハ三尺ナリ石垣。

一、二ノ丸東ノ續キニ三間二尺隔タリ藏屋敷アリ東西七十間、南北ハ西ノ方ニテ幅二十間半、

東ノ方ニテ幅三間半西ノ方石垣ナリ。高サ九尺南ノ方平石垣、西ノ角ヨリ十五

間東マデハ高サ七尺、八尺、九尺ソレヨリ東ノ角マデハ高サ五尺、三尺ノ腰石垣、北東ハ城山大手門、西向門口幅三間、西脇高サ三尺ナリ腰石垣、南ノ方ハ長サ二間、北ハ長サ一間、八幡山マデ。

一、同門ノ中、東西十四間三尺、南北四十八間二尺北ノ裏山口マデ。

一、北ノ門、長屋下、扉下ノ石垣長サ東三十一間三尺五寸東ノ入角山マデ此ノ中ニ出角一ツ

アリ。高サ九尺此ノ中二間半門口雁木石垣。

一、東西二十七間、東ノ入角山マデ横二間又ハ一間半之ハ長屋下ノ段武者走リ高サ八尺又ハ

一間

一、三十四間裏門ノ入角ヨリ水ノ手御殿下ナリ石垣角マデ横一間半又ハ二間三間此ノ中ニ出角

二ツアリ高サ一間半二間ナリ石垣。

一、長サ三十一間水ノ手御殿下石垣此ノ中出角三ツ入角二ツ高サ三間半二間右ノ中口二間上リ

段雁木。

一、中ノ門口三間、西向此ノ上ノ段南北二十六間半、東西十二間四尺、西北ハ高サ六尺ノ石垣、

南ハ二ノ丸長屋門東ハ長サ十三間高サ三間一尺ノ見付ナリ石垣、十三間ハ山雁

木。

2、城地建物分割狀況

明治維新廢藩置縣の際に及び明治八年本丸、二の丸の城樓始め建物は全部（但今の天理教南海

大教會の處にありし藩主の上の御殿及び新宮藩廳は明治六年舊十月雜賀町火事の折飛火にて焼失せり。を元新宮藩御用人兼軍奉行たりし細井八左に拂下られ城樓は更に馬町星山治兵衛（辻本屋）外數人の請負師の手によりて取拂はれしが之が取拂に非常に費用嵩みし上に運送船難破にかゝりしより一攫萬金を夢みしははかなくも破れて身動きならず非常な苦境に陥り星山は終に變死するに至れり今も故老の談柄となり居るところなり。建物は上記の如く全部細井八左に拂下げたると同時に城地も同じく舊藩士中軍事に關係深かりし飯田恒徹、榎本太郎左衛門、大西義彦及び飯田の姻戚古川喜久造、榎本の配下須川某の五人に建物と全しく冥加錢を以て分割拂下げられ後、榎本須川の分は榎本藤兵衛に讓渡し榎本より更に今の持主たる山口家に讓渡し、飯田古川の分は今の持主たる尾崎家に讓渡し、大西氏又其所有の一部を天理教會南海大教會に讓渡されたり。

3、城地所有者細別

- (1) 舊大手より北水ノ手一帯、宅地二六四三坪二八、山林一町三段六畝十六歩……新宮町大西義郎氏所有
- (2) 上ノ御殿及縣藩廳趾、宅地一〇八三坪五……財團法人天理教會南海大教會維持財團所有
- (3) 舊本丸、二ノ丸等の趾、原野七段二畝十七歩、宅地八九六坪八三、山林六段七畝二十二歩……北山村七色山口敏夫氏所有
- (4) 舊本丸の東部一帯山林九段四畝十歩、宅地三一八坪九二、雜種地三段六畝十六歩……

新宮町尾崎作次郎氏所有。

(5) 以上の外

- イ、元鎮守八幡山（今の新宮公會堂）二段八畝十九歩 新宮町有。
- ロ、元城濠（今の丹鶴町埋立地）六段五畝十三歩
- ハ、元下ノ御殿及舊藩廳跡（今の新宮第一尋常小學校敷地の大部分）……新宮町有。
- ニ、穀倉跡新宮町四十一番の内元大手馬場先廣小路。（今の公會堂前廣場の西の一區劃）四七七坪三勺……新宮町橋詰静男氏所有。

此の地明治十三年新宮各町戸長鈴木孫八郎の時新宮高等小學校敷地として新宮町に拂下げられ（敷地代九圓五十四錢二毛……一坪二錢、倉庫三棟代十六圓計二十五圓五十四錢二毛）しが明治四十一年新宮高等小學校堀地に移轉するに及び競賣して現所有者の有となる。

- ホ、城南の丘阜二段八畝歩余……山口敏夫、西村伊作、山口祥、池田松次郎、外數氏分有
- ヘ、波瀲館練武場（城東上熊野地の一區）數十人にて分有

行家屋敷蹟

- 一、所在地 新宮町下熊野地入口街道の東側

一、地積及現狀 紀伊續風土記にも「方六十間許の地なり。今畑となる。行家の子孫周防守といふ人

邸を今の城下に移す……とあり。明治の始頃までは周圍に土手繞らせる畑地にてありしが今は宅地となり十五軒許の家立並びたり。

一、由來傳説等

源行家は六條判官源爲義の第十子にして初め新宮十郎義盛と稱し第五代熊野別當行範の妻なりし姉丹鶴姫（鳥居禪尼）と共に別當家の女の生む所となり。彼の末路は數奇にして振はざりしも當年以仁王の密旨を承け山伏姿に身を扮し平氏の監視嚴重なる中を巧によく潜行し東奔西走、伊豆なる頼朝、信濃なる木曾義仲を初め諸國の源氏を訪れて奮起を促し困難重大なる使命を遂げ果せる殊功は千秋没すべからざるなり。其の子孫新宮周防守行榮、熊野七人衆（七上綱）の一人にて七千石得領し口山際地今の本廣寺の地に新邸を營み 正親町天皇の元龜元年辛未（二二三〇）下熊野地からこゝに移り、新屋殿と稱せられしが後陽成天皇の天止十九年辛卯（二二五二）十二月堀内安房守氏吉豊太閤より熊野總地を申請け七人衆を威壓せしが新宮周防守獨り屈服せざりしかば遂に滅ばされたり

御手洗海岸

一、所在地 東牟婁郡新宮町と三輪崎町との境の海岸

一、地積 一畝歩

一、工作物 なし

一、現狀 平なる岩の上に鹽の如く窪める所ありしが新宮鐵道起工の際大に舊形を損せり。

一、由來傳説等

1、神武天皇御東征の御時二色浦の賊會を平げ行く、餘賊を誅しつゝ此所に來り給ひし時御手餘りにも汚れ給ひしかば此の水にて御手を洗ひ清められしより此の名起ると傳へらる。

2、昔時熊野權現隆盛の砌、參詣者貴賤を論せず、濱の王子社に到るまで此所にて手を洗ひ清めしなり。彼の神社佛閣にある御手洗と同意義なり。

玉の井の橋

一、所在地 新宮町下熊野地入口行家屋敷の北一町許の往還に在り。

一、現狀傳説等

紀伊續風土記に「玉の井今廢す。此邊井戸なし。井戸を掘れば鹽水なり云々」とあり。其邊皆鹽水濁水のみなる中に唯一個清水の出る井ありて玉の井と呼ばれ、其の小溝に架せる小石橋を玉の井の橋と呼べるものと思はるゝも今は其の井戸も溝もあらず。街道の中に「辨慶の足跡」と呼ぶ平片なる一枚の石横はり此邊を「玉屋の橋」又は「玉江橋」と呼びつゝあり丹鶴姫の詠と傳ふる二首の古歌あり（新古今調？）

朝夕に見ればこそあれ熊野なるおく白露の玉の井の橋。

埋れて渡りかねたる浮世かな磨きても見よ玉の井の橋。

頭八咫鳥祠蹟

- 一、所在地 新宮町上熊野地八咫鳥町、元新宮城要害の藪の中に在り。
- 一、地積 一畝歩餘
- 一、工作物 祠に關するものなし。細井八左翁の頌徳碑あり。
- 一、現狀 頭八咫鳥祠は明治四十年神社合祀の際、阿須賀神社に合祀せらる。
- 一、由來傳説等

1、日本紀に「神武天皇軍を帥ゐて進んで熊野に至り中國に赴かんとす。而して山中險しくして後行くべき道なし。皇帥進んで其の跋涉する所を知らず。此時夢により天照大神天皇に訓へて曰く「朕、今、頭八咫鳥を遣はして以て嚮導者と爲さん」と、果して頭八咫鳥空より翔降す。天皇曰く「此の鳥の來る、自ら祥夢に協ふ。大なるかな。赫なるかな。我が皇祖天照大神以て基業を助成せんと欲するか」と。此時大伴氏の祖日之臣命大軍を帥ゐて來會し、鳥の行手を尋ねて山を啓き道を開きて遂に菟田下縣に到る」云々

2、南紀土傳に八咫鳥社、加茂建祇命を祀れる祠なりといふは八咫鳥は建祇命の化する所なればなり。今に至つて鳥を以て權現の使鳥とするは故なきに非ず。

3、熊野牛王文字は点劃鳥の形を模成するは新宮鎮座傳記に「頭八咫鳥の飛來る形勢いさましきを高倉下命寫しとめて熊野の神印と定め給ふ。又、神武天皇曰く「此の鳥の來ること協祥夢我皇祖天津日嗣を助けなさん」と仰せるか」と勅ありしを以て神印を護王と名けらるゝとなり。

妙心寺

- 一、所在地 新宮町堀地、神倉山下、宗應寺の南隣。
- 一、地積 六百餘坪
- 一、現狀、緣起等

天台宗尼寺にして新宮本願四ヶ寺の一なり。他三箇寺は皆廢絶し、本寺も唯堂宇一棟あるのみにて現在は寺院のに加らず。

1、妙心寺緣起に曰く

抑々熊野新宮神倉本願妙心尼寺は神藏大權現愛染明王等を勸請して往古慈覺大師法華經供養なし給ひし靈場なり。石經を藏められし遺蹟今に庭前に残り。信心渴仰の輩は諸願成就せずといふことなし。花山院法皇、白河法皇、鳥羽法皇數度の御幸にも必仙躰を當寺に駐め給へり白河法皇は殊に御心深く當寺に籠らせ給ひしに妙なる御靈夢を得させ給ひ御願も頓て成就せるによりて寺院を御造營給はり、后の中一方(妙心尼)を御身代りとして當寺に留め給ひて尙更に誓誠をかけ給はりたりとなん。(大治三年甲子一月)(中畧)然してより登山の輩は必當寺に參詣する事諸願成就の嘉例となれり」云々と。爾後代々京都より公郷の女後を繼ぎて住持となりしが明治四年還俗に付、妙心寺号を止め櫻木と改め住持貞寶尼事明子と改め貞京事只子と改めしといふ。更に當主に至り家姓櫻木を廢し妙心寺と改む。堂宇に安置せる御像左の如し。

法燈國師木像 一体 永信尼木像 一体
 母公妙智尼木像 一体 妙順尼木像 一体
 光行寺、醫王院等は廢絶せり。

清水大師堂

一、所在地 新宮町下熊野地東仙寺山東麓、通稱清水谷。
 一、地積 五十坪
 一、現状及縁起等
 山号なく、古義真言宗にして本山高野山、妙法山阿彌陀寺出張教院なり。往昔弘法大師熊野巡錫の砌り、當地、井水ことごとく塩水なりしを憂ひ給ひ、直に當堂に於て真言秘密の法を修せられし處不思議にも靈水湧出で、其後井戸の塩水も此の靈水を迎へ入るれば清淨なる清水と變りしといふ。故に清水と号し、今日に至るも不思議なる加持水の感應あらたなり。明治四十年西村忠義再興す。

新宮町各町々名考

すべて物の名稱には無意味につけられしもの少きやうなり。殊に古い歴史と數多き史蹟とを有する我が郷土に於てはその町々の名に歴史的春景を有するもの多し。故に新しき町名はさし置き、稍古くより呼び來れる町々の名稱に就きては左の如く考證せらる。

新宮町

新宮は日本書紀神武天皇紀に「遂越_ニ狹野_ニ到_ニ熊野神邑_ニ且登_ニ磐盾_ニ」と見ゆるその熊野神邑にてあり。新宮の名はもと 景行天皇五十八年（紀元七八八年）新に今の社地に宮居を營み、阿須賀の森より遷座なせる速玉神社を稱へし名なりしを、いつの頃よりか町名に呼び習はし來りたるものなり。明治維新前には龍鼓橋以北を町方と稱へ以南を地方チカカタと呼び、地方は大莊屋莊屋之を支配し、町方は町年寄之を統治し町會所（今の商業事務所の如きもの）は下船町の東端にあたりと云ふ。

本 町 速玉神社の正面本通りの町なるが故にかく名づくるなり
 横 町 本町に對し横通りの意なり
 船 町 町内に船持の家多かりしより起る
 神民町 船町の上手西部の方を神民町と呼ぶ速玉神社隸屬神民の家多かりしより起る
 御幸町 本町より上船町に通ずる南北の通りの中最も西なる通りを云ふ是十月十六日速玉神社西御前祭禮の時神幸此の通りを渡御するより起る

元鍛冶町 もと鍛冶職のありし町
 雜賀町 海草郡雜賀崎の人來り住して一の町を形成せるより起る
 別當屋敷 熊野別當の屋敷ありしところなり
 馬町 傳馬庄屋役所有り之水野家の御厩の有りしより起る傳馬庄屋役所は今の堀醫院の南にあり水野家厩は東裏手にありしなり
 初之地 熊野三黨の一なる宇井氏の邸のありしに因る
 山際地 權現山の麓にあるより起る南の方を口北の方を奥といふ
 矢倉町 熊野七上綱の一なる矢倉氏の居りしところなるより出でし稱
 取地 堀内安房守の砦のありし所といふ
 堀地 今は多く埋立てられしも元は堀にて圍まれ居りしより出でし稱
 下地 町の塙末に有るより呼ぶ
 蘭澤 沼澤ありて蘭多かりしより出でし稱西南町外れに蛇澤といふ所もあり意義同じ
 藥師町 横町の西の裏通りにありて別當屋敷に連なり丹鶴山東仙寺の藥師ありしより起る
 道下町 本來堂下と書く可きものにて速玉神社神職堂下の家多かりしより起る
 谷王地 谷合の地の義なりとも云ひ又一説に谷の王子と呼ぶ祠有り是によるとも云ふ
 川原 熊野年代記 光仁天皇寶龜九年戊午の條に新宮川原家始めて十一軒立つ八月大水皆流れ人死あり是より中絶とあり後現今の如き組立ての家を考案して再興せるなるべし汽船便

新鍛冶町 文政十二年十一月十三日元鍛冶町より出火大火となりしよりそこにありし鍛冶職の家こゝに引き移れるより起れる名
 熊野地 熊野神邑の古名の残れるものなりと云ふ上中下の三地區に分がれ居りしが近年著しく人家増加せるより堤防區市田區を新設せる外徐福町塚町波瀲館千鳥町市田町の小名起れり
 阿須賀町 阿須賀神社の前通りをいふ「飛鳥の明日香」といふ古語あるより阿須賀一は又飛鳥とも書く「春日のかすが(霞)」といふ語に本づき「かすが」に春日の字を當て用ひると同義なり
 蓬萊町 阿須賀の森を蓬萊山と呼ぶより取れるなるべし
 徐福町 古く楠殿と呼べる邊にて附近に秦の徐福の墓あるより呼ぶ
 塚町 徐福從者の塚といひ傳ふる七塚のあるところなるより呼ぶ
 波瀲館 上熊野地の入口の町にてもと水野藩講武所のありし所なり波瀲館の名は水野家第九代の英主土佐守忠央朝臣(鶴峰院様)江戸本所なる御抱屋敷に營まれし御殿に遠く海原を見はるかさるゝ丹鶴城を偲はせられて命せられしものなりしが萬延元年三月節供櫻田事變後天下の形勢一變公も御國隱居の御身となられしかば當年得意時代を御追懷熊野地池田なる御茶園内に營まれし御殿に本所御殿の名を移されて波瀲館と命せられやがて附屬せ

廣角

る講武所にもその名を移し用ひられその名が今に續け用ひられ居るなり
古くは正しく廣津野と書けり廣野の義にて田野廣く開けたるより狹野に對して起れる名
なり

明神前

馬町の辻より東に衝き當れる山の趾今東一登氏の持家となれるあたりに熊野權樟日命を
祀れる神社ありて矢倉明神は矢倉町と馬町との氏神にてあり神社は速王神社境内なる新
宮神社に合祀せらる今も後の山を明神山と呼びその下手なる馬町の一部日の出座通りを
明神前と呼ぶ

天然記念物

一、なぎの老樹

(竹柏、一位科)

一、天然記念物指定 大正十四年七月十七日(和歌山縣指定)

一、所在地 東牟婁郡新宮町官幣大社速玉神社境内

一、説 明 社殿の前方廣場の西側にあり石の玉垣を繞らせり。

土際にて幹の周圍約一丈四尺、高さ約五丈八尺あり。

本樹は幹の外皮薄片となりて剝離す。葉は對生並行脈を有し強靱なり。一名「ちからしば」とも言ふ。
本樹は幹の外圍に幾多の縱溝あること。中軸をなせる主幹なきことより察すれば、元來一株に非ず
して數株の合着せるものゝ如し。樹の北側より望めば土際より十數尺の高さに於て、幹は東西兩部
に分れ各々枝を出し各部は別株に屬する觀あり。然れども他の側面より觀察すれば此の外更に五株
の合着せるものゝ如く思はる。なぎは雌雄異株なるにより、若し本樹は合着株にして其の中に異性
株ある時は花時直ちに識別するを得べしと。(昭和元年十一月十六日)和歌山縣史蹟名勝天然記念物
調査委員太田馬太郎氏の檢せる所によれば、樹梢には唯萎縮せる雄花の殘留せるを見たるのみにて
一も雌花を認めざりしとの事なり。更に同氏は(昭和三年)花期に於て花性につき精査せるに、何
れの枝も皆雄花なりし旨報告ありたり。

本樹は樹齡明かならざれども、平重盛の手植なりと言ひ傳へあり。老樹としては全國第一と稱せら

る。本樹の前に一の碑あり。左記の和歌を刻せり。

夫木抄 新宮にて 檢校法親王

なぎの葉に みかける露の速玉を

むすぶの宮や 光りそふらん

明治四十四年二月有志建立 正二位伯爵 東久世通禧書

註 檢校法親王は聖護院宮靜仁親王にして 御土御門天皇の皇子なり。

一、をがたまのき (廣心樹、又は黃心樹、木蘭科、常綠喬木なり)

一、天然記念物指定 大正十四年七月十七日 (和歌山縣指定)

一、所在地 東牟婁郡新宮町官幣大社速玉神社内苑

一、説 明 速玉神社總門内東側にあり。幹は根廻り五尺六寸、高さ四十尺許 葉は長楕圓形にして葉質厚く長き葉柄を有す。花は早春開き微黃色を帯びたる白色にして、もくれん類の花に酷似

すれども極めて小形なり。果實は圓形にして五六個位づゝ簇生し十一月の末頃固く厚き殻二つに裂け内に二個或は一個の赤珊瑚色なる球形又は半球形の堅く愛らしき種子を出す。本樹はをがたまのきの中にも殊に珍種なりと言ふ。

一、をがたまのき

一、天然記念物指定 大正十四年七月十七日 (和歌山縣指定)

一、所在地 東牟婁郡新宮町口山際地 松巖院境内

一、説 明 本堂裏庭にあり。幹は根廻り六尺五寸許、高さ三十六尺許、速玉神社内苑のものごと

全く同種なり。附 をがたまのきは古今集秘傳三木の隨一にして左の和歌を見る。

古今集物名 をがたまのき

みよしのゝ 吉野のたきに 浮かび出づる

あわをがたまの きゆと見つらん。

一、蘭澤浮島植物群落

一、天然記念物指定 大正十四年七月十七日 (縣指定) 昭和二年四月八日 (内務省指定)

一、所在地 東牟婁郡新宮町蘭澤

一、説 明 新宮驛の西方數町隔て、地積約五段歩、粗々方形の沼澤性の地域にして孤島をなし島中に大約百年前後の樹齡を有する松、杉を主とし、やまもゝ、やまうるし、うめもごき等を混淆せる森林にして、水面に浮動する。好く踏めば震動す。試みに竹竿等を以て地中に挿入すれば深さ三十尺に至るも尙地盤に達せずと。尙島内に俚俗「蛇の穴」と稱する井戸状の水の溜れる個所あり。一種の迷信のため水深調査を試みたる者なく唯底無しとのみ言ひ傳へたり。

「蛇の穴」からまる傳説

地内中央に洞穴あり。數十丈を入るゝも尙底に達せず。昔者近邊にオイノと言へる若き美人あり。艶麗衆を抜く。一日森に遊び中飯を喫せんとして箸なきを知る。俗稱「カシヤバ」(アカメガシハ)

の枝を折らんとして林中に入り終に姿を見ず。巷間傳ふ「洞穴に大蛇あり美女オイノ誘惑にあひて之に吞まる」と。

俚謡今に唄はる。曰く

おいの見たけりや 蘭の澤へござれ

おいのいのその蛇のがまへ

島附近は近來町の發達と共に周圍を埋立て家屋を建設し、或は道路を通せしため水深頓に減じ、且つ又記念物として保護を受けざる以前に於ては、植物の種類も現在よりは豊富なりしが、乱採の厄に會ひ、珍奇なるものも絶滅に歸し舊時の面目を失ひたりと。

浮島の記録としては「只紀伊續風土記」に左の如く記載あるのみ。

同書蘭澤の條に

「城下(舊藩士水野氏居城)ノ端取出ノ東、永山ノ間ニアリ。方二町許ノ深田アリ、長竿ヲ以テ之ヲ測ルニ其ノ竿盡没スレドモ猶底ヲ測ルベカラズ。中間ニ道アリ草ヲ置キ土ヲ其ノ上ニ積ミテ造リシ道ニシテ牛馬ハ通ゼズ、年々作り替フト言フ 中ニ浮島アリ周リ二町許、樹木アル島ニシテ踊躍スレバ地動キ響アリ 神倉聖ノ行所ナリ云々」とあり。島の成因に就ては何等記する所なく、又口碑も存せず。

今、地貌より考察すれば、同地は昔時熊野川の河跡にして、當時深淵をなせし所ならん。同地東方に永山の丘陵北より南に延びて堤狀をなし、水流之がために渦動を生じ屈曲して南方現在の市田川

にそそぎしものゝ如く想はる。而して浮島は其當時洪水の際附近明神山の南角缺壞して浮動し遂に今日に及びしものならん。

△大正十三年六月史蹟名勝天然記念物調査會委員伊原敬之助氏實地視察の結果、氏は「本邦未だ斯る大地を有し且つ大樹の生育せる浮島あるを知らず、天然記念物として速に保護を加ふる必要あるを認む」と述べられたり。

△同年八月 東京帝國大學講師牧野富太郎氏も之を視察したる結果「島内叢生せる赤松、やまざりしだ、とがりばみづこけ は本州北部の植物にして、てつほしだの如きは、本州南部に稀に見る植物なり。以上植物の島内に混生せるは、植物フロラ上の奇觀と謂ふべく學術上大に研究に値すべきものにして、同地は充分保護すべき價値あるものと認む」と話されたり。

△大正十五年十一月 理學博士 三好學氏談

1、浮島は學問上大なる權威なり。又熊野は昔より藥草の採集に多くの人の派遣されたる所なり。日本屈指の場所なれば、私の個人的希望が一時も早く内務省に申請して保存方法を講究されんことを望む。

2、浮島は年々植物群落の移動、温度の關係を巨細に調査し泥炭地特有の植物發見又はボーリングして地質の研究並に正確なる深さを測つていたゞきたし。

△大正十五年十一月 高橋新中教諭 太田高女教諭、木村町長、下川技手、前川書記の調査

一、水 深 三丈迄は竹竿を挿入し得たるも、それ以上は打ち下げ得ず。但し他の方法ならば打

二、水質

ち込み得るならん。要は深度調査不可能

1、水ゴケの所 甚だしき酸性

2、蛇の穴 微酸性

3、南側ミズゴケ無き所 酸性殆どなし

4、倒木根の水溜り 酸性殆どなし

三、周圍

東邊 四十八間 西邊 三十二間三尺

南邊 四十八間 北邊 四十間二尺

四、總面積

千五百一坪

○浮島の植物一覽 (但し主としたるもののみを記す)

蘚苔植物

トガリバミズゴケ。ミズゴケ。

羊齒植物

イシカグマ。ヤマドリシダ。テツボシダ。スリトラノヲ。ヒトツバ。マメズタ。

松杉科

アカマツ。スギ。

香蒲科

ガマ。

眼子菜科

ヒルムシロ。

水鼈科

クロモ。

禾本科

マコモ。アイアシ。カモノハシ。ササクサ。ススキ。チゴザサ。ネヅミノヲ。ハヒヌメリ。

莎草科

ホタルキ。ヒトモトススキ。ヒデリコ。カサスグ。アンペラキ。

鴨跖草科

イボクサ。

燈心草科

キ。

百合科

サルトリイバラ。

三白草科

ドクダミ。カタシログサ。

揚梅科

ヤマモモ。

桑科

イヌビワ。

蕁麻科

ヤブマヲ。

蓼科

ミヅソバ。ヤノネグサ。キツネノボタン。タガラシ。

毛茛科

ウマノアシガタ。

樟科

イヌグス。ヤブニクケイ。バリバリノキ。テンダイウヤク。

虎耳草科

ゴトウヅル。

海桐科

トベラノキ。

薔薇科

ウシコロシ。ナハシロイチゴ。ノイバラ。

荳科

ヤブツルアヅキ。

大戟科

ナツトウダイ。ユヅリハ。ヒメユヅリハ。

漆樹科

ハゼノキ。ヤマウルシ。

一	二	三
月	月	月
四	正	八
月	月	月

第三編

迷	訛音及方言	俚語集	民	年中行事	目次
月	月	月	月	月	月

- 冬青科 ウメモドキ。クロガネモチ。
- 省枯油科 ゴンズイ。
- 石南科 ヲンツツジ。シヤシヤシボ。モチツツジ。ネジキ。
- 紫金牛科 タイミンタチバナ。ツルカウジ。ヤブカウジ。
- 爵狀科 キツネノマゴ。
- 菊科 タウノギ。ヒンボンギク。

年中行事目次

はしがき	一月	新年	七種	寒稽古	寒念佛	二月	節分	紀元節	建國祭	祈年祭	初午祭	三月	上巳の節供	彼岸	皇靈祭
	四月	神武天皇祭	天長節	灌佛會	五月	端午の節句	招魂祭	養老會	七月	七夕	盂蘭盆	盆踊	八月	見	
	九月	重陽の節句	十月	神嘗祭	亥の子	十一月	明治節	新嘗祭	誓文拂	十二月	神農祭	年賀郵便	煤拂	歳暮	

一、年中行事

- はしがき
- 一年中行事は元旦から除夜に至る間、其の時々に慣例として行はれる儀式で例年期日の確定してゐるものと然らざるものがあり、又社會一般に涉つて行ふものと或特殊の階級のみに限られてゐるものがある。其の起原は敬神から出たのもあらう。崇神から始つたのもあらう。或は外國から傳承したのも少くあるまいが要するに古來我國民の人情を織込んだ一片の錦繡として視ることが出来る。
 - 時世の進歩變遷に伴つて年中行事の或るものは廢れ、又或物は新に興る。廢れるも起るも自然の勢の然らしめる所と云つて仕舞へば夫迄であるが、古くから行はれてゐる行事の廢れて行くのは傳來の什物を失ふやうな氣持がする。
 - 年中行事の中には後世から見ると迷信めいたこともあり、子供じみたこともあらう。併し年中行事は所詮人情の發露であつて理智の所産では無い。之に依つて社會の享樂を興にし感情の共鳴を促すのである。殊に物質萬能で主知的、個人的に傾き易い現今の世相からいへば、我等に熱烈な感情の共鳴と意氣の統一とを與へる年中行事は我等を眼まぐるしい物質文明から人間味のある世界に引戻して、社會に生氣と潤ひとを賦與することが尠くないであらう。
 - こゝに集めた行事は主として一般に涉つて行はれるものであるが、特殊の階級に限られたものも當地方で行はれてゐるものは採録した。

新年は一年の大節として上下擧つて祝賀するのは我國古來の風習で、元日から三日まで三箇日稱へて親戚知人が互に賀儀を交換する爲に往來する日としてゐる。其後も六日年越、七日の七種、十四日年越などの行事を行つて十五日には小豆粥を祝ひそれで新年の賀儀が終るのが普通であるが地方に依つては二十日正月を祝ふ所もある。新年に於ける公の儀式は元日の曉、宮中では天皇神嘉殿に出御あり御親ら天地四方、山陵を拜して年災を拂ひ寶祚の長久を祈らせ給ふので、之を四方拜と云つて中古以來の大儀とする。四方拜を終つて後文武百官の拜賀を受けさせ給ふのである。三日には天皇御親ら賢所並に天神地祇御歴代の皇靈を祭らせ給ふ。之を元始祭といつて明治の御代に始つて永代の大儀と定め給うたのである。四日は天皇内閣に出御して政始の式を行はせられ諸官省で御用始の儀がある。五日には天皇豊明殿に出御して皇族、大勳位、親任官、勅任官及び各國使臣を召して新年宴會を開かせ給ひ、八日は陸軍始觀兵式で大元帥陛下親しく兵を閲し式を勵まし給ふのである。此の外宮中では新年御歌會、御講書始の御儀式がある。一般民間で新年を祝するには地方により家々の例によつて違つた点もあるが、各戸其の門の左右に松を立て之に竹を添へ、注連繩を結び裏白、讓葉、海老、橙の類を飾る。之を門松又は松飾と云ふのである。我が地方の門松は飯杖と呼ぶ椎の細い幹を長さ二尺四五寸に切り其の一端を尖らせ他の一端を十文字に切込んだ棒に、裏白又は松竹などを添へて門の左右に立て、或は根引の小松を水引で結び入口の左右に掛ける家もある。入口正面の上には太い注連に裏白、橙、讓葉、馬酔木などを添へて

飾るのである。室内の裝飾は床の間に蓬萊台又は鏡劔を飾り、掛物、置物の類も皆祝意を表して目出度いものを用ひ、尙神棚、佛壇、かまどなどに輪注連繩をかける蓬萊台は三方に裏白、讓葉を搔敷として米を盛り松が枝を樹て、海老、鬚斗鮑、昆布、橙、勝栗、串柿、田作の類を盛つたもので、もとは口祝喰摘などと稱へて先づ賓客に供して新年を祝する例であつたが今は唯床飾として用ひるのである。元日には一般に朝早く起出て若水を汲んで顔を洗ひ、歳徳の神を拜んでそれから一家揃つて屠蘇酒を飲み雑煮を祝ふ。此日惠方詣といつて歳徳神の方向にあたる神社に参り、或は産土神に詣でて一年の幸福を祈るのもある。三箇日の間は新年を祝する廻禮の人々で往來は賑ふのであるが我が町では毎年元日に、官民公會堂に集つて祝賀の式を擧げ名刺の交換を行ふことになつてゐる。二日は仕事始といつて業を始め藝を試みる慣であるが商人の外は大抵三日まで休業する。六日の六日年越、十四日の十四日年越は當地方で行はれてゐないやうであるが、七日の七種粥、十五日の小豆粥を祝ふ風習は家に依つて行つてゐるところもある。

七種

七日の佳き日を祝ふことは上古から全國一般に行はれ、武家時代では幕府がこの佳節を祝つたが、五節供の第一として嚴重な儀式を行つたのは徳川幕府からのことであるといふ。此の日若菜の御祝儀といつて諸大名等は扇斗目上下で登城して賀儀を述べゐるのを例とした。民間でも一般に此の日を祝つて、六日の宵から七日の朝にかけて七種の若菜を台に載せ「な、くさなづな唐土の鳥と日本の鳥と渡らぬさきに」と唱へながら七度叩く、之を「七種を拍す」といつたのである。はやした若菜は七日の朝、粥に煮る。

これを七種粥といつて家内が之を祝ふのである。七種粥を食べば一年の邪氣をはらひ四季の悪病を除くと言ひ傳へ「唐土島と一」とはやすは唐土の天鳥の禍をはらふためであるといふ。七種は芹、薺、御行繁縷、佛の座、松、鈴代の七菜であつたが後には七種を略して青菜と薺とのみを用ひ、俎板の上に火箸、稲木、庖丁、杓子、薪の五種を並べて七種の數に合はせ稲木、庖丁又は杓子で若菜を打ちましたのである。我が地方では正月六日御燈祭の晩、藩主の代參である東仙寺の住寺の行列が通行の時刻に七種をばやしたといふことである。

寒稽古

武術に依つて体力を鍛へるごか、歌をうたふ音聲を練習するために寒中早朝とか夜分にこれ等の技藝を演ずるのを寒稽古といふ。毎年寒中早朝に中學校や商業學校の生徒等が柔道、擊劍などの練習をするのはよく知られてゐることである。殊に聲を使ふ熱心な人になると寒聲をとると云つて寒中特別に寒さの厳しい朝又は夜を選んで。川岸に立つて流水に向ひ或は野外の寒風に向つて大きな聲で發聲練習をするものがある。このやうに怠らず寒聲をとると聲帯が引締つていか程長く續けて出すも聲が加れることがないといふことである。

寒念佛

毎年一月はじめ小寒の節に入ると其の晩から市中に叩鉦の音や團扇太鼓の響などが聞け出し、西國御詠歌や御題目を唱へる聲が寒氣ひし／＼と身に迫る夜空に流れ渡る。これは相筋大師講、清水大師講、那智觀音講、泊觀音講或は本廣寺妙見講などの信仰團體の人々が市中を廻る寒念佛の聲である。此等の人

々は雪の降る夜も時雨の晩も、三四人多きは十數人も連立つて三十日間一夜も缺かさず廻り續ける熱心ぶりは信仰なればこそと思はせられる。このやうに今日盛に行はれる寒念佛は約三十年前、那智觀音講の人々が廻り始めたのが起りであるといふが、其の受けた報酬錢は各講所屬の寺院又は祠堂に奉納したり、或は慈善事業に寄附することになつてゐるといふことである。

二月

節分

毎年二月三日か四日、大寒の明け日を節分といつて其の夜を年越といつてゐる。節分とは冬の季節が終つて春の季節に移る意味で翌日は立春である。節分には門戸に糞の頭をさすことが普通であるが我が地方では鬼の目突と呼んでゐるありとほしの枝やひなご(田作)などをさし、夜になると熬豆に小石を交ぜたものを樹に入れて、「福は内、鬼は外」と唱へながら室内に撒いて悪病の鬼を追拂ふのである。此夜早玉神社に參詣する人々で境内が混雑する。今日では一般に豆撒を行ふことが追々少くなつたやうであるが、以前には儀式を重んずる家では、歳男と稱へる者が三方の上に熬豆を入れた樹を載せて、室内で歳徳神の方位に向つて「福は内」と唱へ、又歳徳神の反對の方向に「鬼は外」と唱へて豆を撒いて福を迎へ鬼を追つたのである。その後厄落しの爲と云つて家内は皆、各自の歳の數ほどの熬豆に年豆一粒を加へて食したのである。又神棚に供へた年越の熬豆を貯へて置いて、初雷が鳴つた時に食すると雷除の呪となるなど、云ひ傳へられてゐる。其の外年越には色々の迷信めいた禁厭が行はれてゐる。節分に豆撒をして悪鬼を拂ふことは追儼の公事から轉じたもので、追儼は桃の弓、葦の矢で悪鬼を逐ふ様をする

儀式であつて除夜に禁中で行はれたものであるが、いつしか民間でもこれにならつて節分の晩に行ふことゝなつたのであらうと云はれてゐる。此の日大豆を使ふは本草綱目に「大豆は時氣を辟攘す」又「主治毒氣を殺す」とあり、嵩山の「暗中手に信せて頻に抛擲し、諸方の鬼眼睛に打着す」とあるによつて疫鬼の眼睛を打潰して之を追拂はんとしたのであらう。終又はありとほしの枝をさすのも疫鬼の眼を突潰す心持が伺はれる。

紀元節

我が大日本帝國の建てられた紀元元年は今から溯つて約二千六百年前、辛酉の年春正月庚辰の朔、神武天皇大和の橿原宮に帝位に即かせられた年を申すことは云ふまでもないが、此の日を祝日と定められたのは明治五年である。始は神武天皇御即位日と呼んで、太陽曆が頒布せられた同年一月二十九日が舊曆正月朔に當つたから一月二十九日が神武天皇御即位日となつた。翌六年三月には之を紀元節と改め、辛酉の年正月朔を太陽曆に換算して七年以後は二月十一日を紀元節と定められたのである。此の日は天皇皇靈殿に於て親祭を行はせられ、又皇族、諸大臣、外國使臣其の他を豊明殿に召されて宴を賜はる例になつてゐる。

建國祭

紀元節の佳辰を以て全國舉つて建國祭を行ふことは我等日本國民にとつて大なる意義を持つこと云ふことは、元東京市長永田秀次郎氏等に依つて唱道せられたのであるが、その主張が追々認められて今日では府縣から各市町村に對して當日盛に建國祭を行ふべきことを通告してゐる我町では大正十五年二月第一

回の建國祭を建國當時の歴史に由緒の深い神倉山上、高倉下命を奉祀してをるほゞりで行つたのを始めとして毎年引續いて舉げられてゐる。祭式の順序は官民多數集合して先づ神官の嚴肅な祭典があり。次に司會者である町長の挨拶、君が代の合唱、當日に關する講演があり、最後に兩陛下の萬歳及大日本帝國の萬歳を三唱して式を終ることになつてゐるが、當日雨天であれば公會堂を式場とすることになつてゐる。

祈年祭

祈年祭は二月十七日に宮中賢所、皇靈殿、神殿で本年穀物の榮えを祈らせ給ふ祭で「としごひまつり」とも云ふのである。此の祭は天武天皇の四年二月に始つたと云傳へられてゐるが、醍醐天皇の延喜式には此の祭の儀式を精しく載せられ、當時祈年祭に預る神はすべて三千一百三十二座あつたといふ。昔は二月四日に行はれたのであるが戰國時代争亂の世から次第に廢れてしまつたのを明治二年から再興せしめられたと云ふことである。全國各神社でも幣帛を供進して祭典を行ふが、當地官幣大社早玉神社では二月十七日から四五日の間に行はれ當日各學校の生徒、兒童は學校から整列して參拜することになつてゐる。

初午祭

初午祭は毎年二月初の午の日に行はれる稻荷神社の祭で、もと陰曆二月であつたが今は陽曆を用ひてゐるのが多いやうである。稻荷神社は五穀の守護神である宇賀之御魂命（豊受大神）を祭つてをるので二月初午祭を行ふことは、仲春の候農事を始めるに當つて五穀の豐熟を祈る意から出たのであると云ふこ

とである。稻荷の社は全國到るところ祀つてゐない處がないくらゐ廣く渡つてゐるから初午祭も全國的であるが、その祭禮の最も盛大に行はれてよく賑ふのは山城伏見稻荷が第一で、次には大阪の玉造稻荷三河の豊川稻荷、東京の王子稻荷などであるといふ。我町でも全龍寺境内の稻荷、新鍛冶町の稻荷などの初午祭は餅投などがあつて相當賑ふやうである。又此の初午祭の日に厄年の人々は那智觀音堂或は井田觀音堂に參詣する者が多い。

一般では狐を稻荷の「つかひもの」であるとか、甚だしきは稻荷は狐であると思つてゐるものが多いやうであるが、之は宇賀之御魂を一名御食津の神といふから、漢字を當てて三狐神と記したのを誤つて狐の神であると傳へ、遂には稻荷大明神を狐であると思つてゐるに至つたとも云はれ又弘法大師が東寺の守護神といふ名目で狐精を下すヒヤクシヤクコウノホサツ白晨狐王菩薩即陀ダケニテン天を伏見稻荷に合祀して名も稻荷大明神と改めたから起つたとも云はれてゐる。

三月

上巳の節供

男兒の端午の節供に對して女兒の上巳の節供がある。此の日は陰曆三月三日であつたが今日では陰曆を用ひる所が少く、我地方では四月三日を用ひてゐる。古昔は其の名の如く初の巳の日に朝廷で曲水の宴を行はせられ、又上巳の祓、鶏合らの事があつた、中世三月三日を用ひてから重三とも云ひ、一般雜祭をするのと其季節が桃の花が盛りなるとで、雛の節供或は桃の節供とも云ふ。此の日女兒のある家では雛段に内裡雛を祭り、人形雛又は小さい調度品を飾つて、白酒や菱形草餅と白餅の重ねを供へて桃の花

を添へ其の外種々料理を調へて祝ふのである。又女兒が生れてから初めて雛の節供に當るときは初雛と稱へて、親戚故舊に赤飯を配り或は招宴して祝をする。此等の人々からは人形雛又は其の他の物を贈つて祝意を表する例となつてゐる。徳川時代では此の日を五節供の一として諸大名等は皆登營して上巳の賀を陳べるのを式例としたのである。

彼岸

「暑さの果も彼岸まで、寒の果も彼岸まで。」といふが、實に秋の彼岸になると三伏の炎熱も葉末を渡る秋風に吹拂はれて肌心地よきまで涼しくなる。又春の彼岸が來れば嚴冬の名残を留める餘寒も、萌出る若草を照らす日の光に小河の水も温んでくるのである。春の彼岸は春分を中間としてその前後七日間、秋の彼岸は秋分を中間としてその前後七日間で、各初日を「彼岸の入り」終日を「彼岸の明け」春分と秋分の日を「中日」といつて春季皇靈祭、秋季皇靈祭の大祭日に當る日である。一般ではこの彼岸の間に墓參して香華を手向け、又は年忌法會を營む習はしになつてゐる。由來彼岸といふ言葉は梵語波羅密多の譯で、正しくは到彼岸の略であるといふことである。到彼岸とは生死の此の岸を去つて涅槃の彼岸に到るといふ意味で、佛家の教によると生死の此の岸と涅槃の彼岸の間に超越しがたい大海があつて一切のものを生死の間に浮沈しますが、此の苦惱を解脱するには惑業の繫縛を離れることを必要とする。大乘小乘に喻へられる幾多の法は此の繫縛を解脱して彼岸に到達せしめるに外ならぬのである。而して大乘とは大きな乗物、小乗とは小さい乗物の義で涅槃は生死を超越した境地を意味するといふことである。我國彼岸七日間に互り僧俗共に佛事を修する古來の慣例は、安樂國に往生せんとの憧憬から出たも

のでこの由來するところは淨土三昧經の八王日（立春、春分、立夏、夏至、立秋、秋分、立冬、冬至）に善事を勧誘してゐるに基き、善導大師の觀經疏に「太陽の正東に出で、正西に没する仲春、仲秋は最もよく西方極樂を知らしむるを以て、此の時を彼岸と名づけ佛事を修せしむ」といふに刺激されて淨土教の發達と共に普く流布せられたと云ふ。本邦では或は聖德太子の時に始つたともいひ、或は延暦二十五年（皇紀一四六六）に始つたともいはれてゐる。

皇靈祭

皇靈祭は毎年三月春分と九月秋分とに歴代の神靈を御親祭遊ばされる大祭である。太古神武天皇大和の鳥見山に皇祖天神を奉祀せしを始め、世々の天皇皇靈を祭り給ひしことは數限りもないがこれを皇靈祭として春秋二季に祀り給ふやうになつたのは明治からである。この日歴代の天皇、皇后、皇妃、皇親及後に尊号を上つた天皇等の神靈を合祀してゐる皇殿に於て天皇自ら奉祭の儀を行はせられ、併せて、神魂、高御魂、生魂、足魂、玉留魂、大御膳部神、事代主の八神と天神地祇とを合せ祀つてゐる神殿祭をも行はせられるのである。

四月 月

神武天皇祭

四月三日は神武天皇崩御の日であるから宮中に於て天皇御親祭あらせられ、又勅使を大和の畝傍山東北陵に遣はし幣帛を奉る。此の日を大祭日の一なる神武天皇祭として全國官國幣社以下各神社に於ても遙拜式を行ひ、諸官省、各學校及一般でも休業して敬意を表する。我が町では當日新宮神社の例祭を行

ひ、上巳の節供も此の日を用ひるから一層祭禮氣分が漲るのである。

天長節

天長節は聖上陛下の御誕辰を賀し奉る祝日で四大節の一である。此の日宮中では賢所、皇靈殿に於て御祭典を行はせられてから觀兵式に臨幸あり、還幸の後皇族、親任官、勅任官の參賀を受けさせ給ひ、豊明殿に臨御あらせられて内外臣僚に宴を給ふのである。天長とは老子に「天長地久、天地所以能長且久」者」とあるによつたもので、天長節の起原は支那唐代から出たと云ふ。支那では唐太宗皇帝以來代々其の生誕の日に侍臣貴戚を内庭に召して宴會を催したが、玄宗皇帝開元十七年（皇紀一三八九）これを千秋節と稱へ、天寶七年（皇紀一四〇八）天長節と定めたと云ふことである。後二十七年を経て我が國でも光仁天皇の御代に始めて天長節を置かれた。その後程なく廢せられたやうであるが天皇の御誕生日には御祝宴が行はれ、御讀經などがあつたといふ。維新の後明治元年八月二十六日に下されし布告に九月二十二日は聖上の御誕辰相當に付、毎年此の辰を以て群臣に醮宴を賜ひ、天長節御執行相成、天下の刑戮被差停候、偏に衆庶と御慶福を共に被遊思召に候間、於庶民一同御嘉節を奉祝候様、被仰出候事」とあつて、光仁天皇の舊儀によつて天長節を再興せられた。明治五年太陰曆を廢して太陽曆を頒布せられたから、翌六年七月二十日御祭日、祝日等の月日を測定せられ十一月三日を以て天長節と定められ、當日在京文武官及有位、有勳者等は宮城に參賀し、地方に在る者は賀表を奉り各學校では御眞影を拜して奉祝することとなつた。大正の御代には大正天皇の御誕辰である八月三十一日を天長節とし、十月三十一日を天長節祝日と定められ、天長節には宮中に參賀し又は賀表を捧呈することとなり

宮中に於ける拜賀、宴會は同祝日に於てこれを行はせられることになつた、今の天長節は無論今上陛下の御誕辰である四月二十九日に於て行はせられる。

灌佛會

陰曆四月八日即釋迦牟尼佛の誕生日に釋迦の佛像を灌浴する佛事を灌佛會といふのである。又浴佛會、佛生會、龍華會、降誕會なども云ふが今では一般に花祭といはれてゐる。起原は釋迦佛誕生の時天龍降り甘露を灌いだ故事から出てゐるといふ。我國で灌佛會を行つたのは推古天皇の朝に元興寺の丈六釋迦佛像が出来上つた時に開眼供養したまうたのが始めであるといふことである。灌佛會の日には各寺院で小さい假堂を色々の花で飾り、中に銅盆を据えて甘茶を入れ其上に釋迦の立像を安置して參詣の人々は小柄杓で甘茶を立像の頂に灌ぐのである。又甘茶を請受けて硯に入れ「千早振る卯月八日は吉日よかみ下虫を成敗ぞする」といふ歌を書いて柱や壁に貼付けて蟲除の呪としたり「八大龍王茶」と天井に貼付け雷除の呪とすることなどが行はれたものである。我が町各寺院では四五年前から陽曆四月八日を以て合同して町公會堂を借受け盛大な花祭を行ひ講演などの催もある。古昔宮中でも灌佛の公事があつたが、仁明天皇の朝から始まつたと云ふ。徳川時代幕府大奥でも諸寺院で行はれるのと同様に長局で灌佛會を催したといふことである。

五月

端午の節供

陰曆五月五日の佳節を端午の節供といふ。端午は初五の義で五と午と通するのである。重五の節供とも

菖蒲の節供ともいふが普通五月の節供といつてゐる。此の日を佳節として祝する風は古い昔からの事で聖武天皇の天平十九年（皇紀一四〇七）五月五日、太上天皇の詔に「昔者五日節常用菖蒲爲綬、比來已停此事、從今而後非菖蒲綬者勿入宮中」とあるを見ても已に其の以前から行はれてゐたことが明かである。平安朝時代に朝廷では所々の殿舎に菖蒲を葺き、天皇武徳殿に出御して節會を行はせられ、節會が終つて後左近、右近の馬場に於て騎射を行はせ給ふたのである。當時一般の民家でも皆菖蒲蓬を葺き藥玉を柱に掛け眞蔦粽を造つて食したといふことである。徳川時代には五節供の一つとして嚴重な儀式が行はれ、幕府出仕の面々は染帷子、長袴で登城して端午の祝儀を述べ、又三家三卿等から大奥へ粽を献する式例であつた。民間でも家々の軒端菖蒲、蓬を葺き粽、柏餅を調べて食ひ、菖蒲酒を祝ひ菖蒲湯に浴する。七才以下の男兒のある家は鐘馗や武者繪などをかいた幟又は吹流しや鯉幟を立て宵人形や菖蒲刀などを飾つて明治に及んだ。我が地方でも五月の終頃になると、橘の香る初夏の空に鯉幟が翻り矢車が廻り出す。男の子のある家では室内に武者人形を飾り座敷幟を立てる。六月五日を端午の節供として當日には蘆の葉で巻いた粽と、柏餅の代りにいびつばらの葉で包んだおさずりと稱へてゐる餅を食ふ。男兒が生れてから初めて端午の節供に相當するときは初幟と云つて親戚知己に赤飯を配り或は招宴して祝ひ此等の人々からは鯉幟或は武者人形其の他の物を贈つて祝意を表する事は、女兒が生れて初雛に當るときと同様である。近頃まで端午の節供の祝儀として、親戚間に粽やおさずりの贈答をしたが今ではあまり行はれない。端午に菖蒲を節物とするのは惡厲、邪氣を拂ふ意味から出たといふことである。本草綱目に「菖蒲は之を食すれば長生す」又「一切の惡を除く」とある。家々の軒端に菖蒲

蓬を葺くは火災を除くためであるとも傳へられてゐる。又粽を調へて食するのは陰陽相苞裏して未だ分散せざるに象ることも云ひ、粽は惡鬼に象つたものでこれを切つて食するのは惡鬼を降伏することであるとも云ひ、又昔楚の屈原が五月五日に汨羅に投じて自殺し、其の姉女媧が粽を製して屈原を弔うた故事から出たともいはれてゐる。柏はもと神事使ふ目出度いもの故、柏餅を食ふのも邪氣を拂ふためであらうと云ふことである。

招魂祭

戊辰、己巳の役以來の殉國戦死者の英靈は東京にある別格官幣大社靖國神社に合祀されて、毎年春秋二季に嚴重な祭儀が行はれてゐるが、明治三十七八年戦役以後、各地に忠魂碑が建設せられて定時祭典を行ふやうになつた。我が町でも明治四十年五月忠魂碑を大道（今の商業學校敷地の一部）に建設して碑の表面に明治十年戦役の戦歿者四名、同二十七八年戦役戦死者十名、同三十七八年戦役戦死者二十六名（後に大正三四年戦役戦死者一名、同五年尼港虐殺事件殉難者一名を追刻す）の氏名を刻み、其の年から神佛の両式によつて祭典を行つてゐる。忠魂碑は大正五年十月現今の場所公會堂の前に移されたが、祭典は毎年五月十六日に行はれ町當局が主催となり新宮軍人會が助力して、戦死者の遺族を招待して神佛兩様の祭を行ひ、各遺族には卒塔婆、辨當、菓子等を贈ることになつてゐる。此の日各中等學校及小学校の職員、生徒の參拜があり各官公署の吏員も參列する。尙餘興として劇場を借受け、遺族を招聘して手踊、歌謡、淨瑠璃等の技を演ずることもあり、或は射撃、マラソン競走等を行ふこともある。

養老會

人生の奮闘を終へて頽齡に入つた老人は嘗て華かであつた昔を語る友も追々無くなり、孤影悄然として淋しい餘生を送るものが少くない。是等の人々に慰安を與へて、暫しの間なりとも子供心に返つて浮世を樂ませることは誠に美はしい人情の發露であらねばならぬ。況して長壽そのものに敬虔の心を捧ぐべき理由があるのである。それで昔から各地に敬老會とか尙齒會とかいつて老人に慰安を與へる會合が随分あつた。我が町でも毎年一回養老會を開いて老人を招待することになつてゐる。今年中行事の一となつてゐる我が町の養老會は端を明治四十一年に發して、今年滿二十ヶ年を経過したが、此の催はもと谷口武兵衛、大西義彦二氏の發起幹旋で出來たもので今でも個人の主催の下にある。第一回から毎年五月初旬劇場に於て八十歳以上の老人を招き、舞妓の手踊、素人演劇、淨瑠璃、奇術等様々の演藝を觀覽に供し、折詰辨當、染手拭などを分配して樂しき一日を過すのである。尙十一月には紅白一重ねの餅を贈り、病人があれば見舞金を、死亡者があれば香奠を贈ることになつてゐるといふ。明治四十一年始めて招待した高齢者の數は五十名計りであつたが滿二十箇年を経た昭和三年には百三十名を超えたと云ふことである。

七月

七夕

陰曆七月七日の夜、庭前に机を据へ香華を供へ供へ物を置いて牽牛、織女の二星を祭ることにて一に織女祭又は星祭ともいひ、女兒が機械を始め女子の手藝の巧ならんことを乞ふ意味から乞巧奠とも云ふ。以前我が地方では陰曆七月に入ると市中に笹賣が見わたものである。この笹は七夕祭に使ふもので子供の

ある内ではこれを二本づゝ買取り、座敷の片隅に机を据わ其の兩側に二本の笹に五色の紙を網形に切つたものや、幣形の端に色々の模様を切抜いたものをつけて立掛け、机の上には西瓜、甜瓜、梨、茄子等種々のものを供へて七夕を祭つたのであるが、現今はあまり行はれないやうである。時には多くの子供が集つて机の前に並び、「こゝは熊野地帯へは鶴殿橋をかけましょ船橋を」など、節面白く七夕の歌を謠ふこともあつた。六日には早曉から子供等何人も連立つて、栗や黍の葉が朝風にさら／＼と音を立て、ゐる大道あたりの畑へいつて、芋の葉に白玉のやうに轉がつてゐる露をうけて歸り、綺麗に洗つた硯に入れ短冊形の紙に星合の歌を書いて笹へ結付ける。此の日は一日机の前で例の七夕の歌を謠つたり、七夕に供へた西瓜や甜瓜の御馳走をいたゞいて喜んだものである。夕方は早くから行水をすませ、晴着をきせてもらつて飛鳥神社に参り、夜の九時頃から七夕祭の笹を持出して新宮川に流してしまふのである。此の晩流さぬ家では翌日早朝川原に持出して流すことになつてゐた。七夕祭はいふ迄もなく七日の晩に行ふことが全國一般の慣となつてゐるのに、我が地方で六日の晩に行はれたのは飛鳥神社の扇祭と合併したのであらうと思はれる。七夕祭はもと支那に起つて我が國に傳來したもので、その我が國に移つたのは天平勝宝七年（皇紀一四一五）からである云ふ人もあるが眞否は知りがない。而し延喜以前已に年々行はれたことは明かであるといふことである。徳川時代には五節供の一と定めて、上下一般にこれを祝した。幕府では三家以下諸大名は使者を以て七夕の祝儀として献上品をなし、七日の當日には朝辰の刻に殿中出仕の人々は、白帷子、長上下を着けて祝儀を述べる式例であつた。又大奥でも儀式があり七夕祭を行つたと云ふことである。元來、機とは織女星をさして云ふので、陰曆七月七日の夜上絃の月

が南方天漢の下流にかかれる頃を期として、織女、牽牛二星が一年に一度相會するといふ支那の古傳説に基いて天漢を天之安ノ河に見立て、天の川とし、織女星を棚機姫に見立て、棚機津女又は棚機と呼びならはし、それから轉じて其の夜をもたなばた（七夕）と云ひならはしたといふことである。支那の古傳説によると天帝の子に織女があつて、常に機織に勞役して天衣を綴り容姿を理める遠がない。天帝は織女が獨居してゐるのを憐んで牽牛に嫁せしめたが、其の後織女が遂に機織を止めたから、天帝は怒つて別居させ一年に一度天漢を渡つて會合を許した。其の日もし雨が降れば天河の水が増して渡ることが出来ない。其の時鳥鵲が群り集り河を填めて橋となり、織女がこの鳥鵲の橋を渡つて相逢ふと云ふのである。織女星は琴星座のアルファ星で夏の夜、天頂に近く天の河の西岸に著しく光つてゐる青白色の一等星でその附近にある光の弱い二星とともに三角形をしてゐる。牽牛星は鷲星座のアルファ星で、織女星に對して斜に天の河の東南に光つてゐる一等星で、少し離れて兩方に光の弱い二星を伴つてゐる。

孟蘭盆

一般に「盆正」といつて新年と並び稱へられる盆は、正しくはウランボン（孟蘭盆）といふ語で倒懸の意味であるさうである。陰曆七月十五日に父母祖先の亡靈を供養して倒懸の苦を救ふ慣はしとなつたこの事の起は、釋迦牟尼佛の弟子目連が始めて神通を得た後、父母の養育の恩に報いやうと道眼を以て世間を見渡したところが、亡き母が餓鬼の中に交つて飢渴の苦に悩んでゐる。目連はそれを見て鉢に飯を盛つて母に食はさうとしたが、口に入らぬ内火燭となつて食ふことが出来ない。目連は之を見て泣き佛に母を救ふ教を乞うた。此の時佛は目連が母の罪業が深く、到底目連一人の力では如何ともしがた

きを見て、十方衆僧威神の力に依つて解脱させよと告げた。それで目連は七月十五日僧自恣の日に衆僧を供養して、法會を営んだところが母は其の功德によつて善處に生れたといふことである。後支那では梁の武帝の大同四年（皇紀一一九八）に始めて行はれ、我が國では齊明天皇三年七月十五日（皇紀一三一七）に須彌山の像を飛鳥寺の西に作つて盂蘭盆會を設けたのを始として、聖武天皇の天平五年（皇紀一三九三）に大膳職をして御盆を供進せしめた。その後禁中恒例の佛事となつて毎年七月十四日に行はれ、之を盂蘭盆會は民間に傳り、支那道家の説から出た中元と混じて節日の一となつた。この時一般に靈祭を行ふ。靈祭は七月十三日から十六日まで靈棚を設けて祖先代々の亡靈を祭ることである。靈祭（精靈祭）ともいつてをる。無論陰曆七月であつたが今は陽曆による所が多く我地方では八月に行はれてゐる。八月に入つて十日前後から中元祝儀と稱へ、親戚故舊間に進物の贈答が行はれ、商店は物品を得意先に贈る慣しになつてゐる。又家々では墓場を掃除し香華を供へてお詣りする。いよ／＼十日になれば聖靈を迎へる爲、夕刻から夜中に互つて墓參者が絶えない。十三日には靈棚を設けて様々の供物を捧げ亡靈を祭り各寺院の僧侶は各自の檀家を廻り棚經を唱へて回向をする。かくて十五日の晩になると聖靈送といつて、靈棚の供物を持出して新宮川に流すのである。此の晩には聖靈送と初聖靈に供へた燈籠流とで川原は非常に雑沓する。尙この三日間に親戚が互に往來して中元の祝詞を述べ、靈棚に禮拜する人々もある。十六日は靈棚を片づけ一日三度の佛餉の仕度に忙しかつた婦人も、今日一日を盆氣分で過すのである。

盆 踊

盆後になると下熊野地丸山、神倉山の下の牛芝、全龍寺境内などで、老若男女が入乱れて圓形を書き、團扇片手に太鼓の音や歌の囀に合せて踊る。この盆踊はもと盂蘭盆の念佛から起つたといはれてゐるが書物の上に見わたるのは室町幕府の初め頃からであるといふことである。踊の所作も歌の詞も種々様々で京都府下の祭文音頭、奈良、三重地方の伊勢音頭の如く長篇の歌を用ひる處もあれば、甚句踊、三がいぶし踊（新潟縣）しよんが踊（愛知縣）鹿子踊（巖手縣）切子踊（廣島縣）などの如く短い歌を用ひる處もあり、此の外、口説、和讃、數へ歌などを用ひる地方もあると云ふことである。

蟲 送

農家の年中行事に蟲送がある。それは蝗やうんかが發生して稻の被害が甚しい年に行はれるのである。我地方の農家部落は下地、廣角、下熊野地であるが害虫發生の情況によつて此の部落は別々に虫送をするといふことである。これを行ふには先づ修験者を頼んで害虫退散の祈禱をなし、護符を田の中に立てる。夜に入つてから各戸から一名づつ松明を持つて集りそれに火をつけて畔道を廻り最後に王子濱へ出て、皆が持てる松明を集めて焼捨てるのである。以前は田の畔を廻るとき、鐘、太鼓を鳴らしたのであるが今では鳴物を用ひないさうである。

八 月

月 見

古來雪花と並稱せられてをる月の趣は四季に應じてそれ／＼の情景を異にするものであるが、和漢共に中秋の日を以て月を賞する良夜として、澄渡る月下に宴を張り詩歌を詠じて夜を更す風流人が少くない

中秋とは秋九十日の最中の意味で陰曆八月十五日を云ふのであるが、月夕、名の夜、三五夜の月、芋名月など異名が随分多い。此の夜一般に月見團子、芋、枝豆、栗などを供へ、神酒を捧げ萩、尾花、女郎花などの秋草を花瓶に差して月を祀ることになつてをるが。我地方では供物に月見柿と芋を用ひるのが普通である。

九月

重陽節供

陰曆九月九日の佳節を重陽といふ。九は陽數であるから九月九日と陽數が重なる故に重陽といふのである。もと支那では此の日皆菜羹の羹を臂に掛け高山に登つて菊酒を飲むことになつてゐたが、これは災厄を拂ふ爲から起つたといふことである。此の風が我國に傳つて禁中では天皇宮殿に出御して重陽の宴を催させ給うた。之を又菊花の宴とも申すのである。その典籍に見わたのは天武天皇十四年(皇紀一三四五)九月九日皇族群卿に饗宴を賜はつたことが始である。徳川幕府では重陽を五節供の一として厳重な儀式が行はれた。此の日諸大名以下登城して祝儀を述べ時服として綸子又は羽二重の黒地御紋付に白無垢の重ねを添へて献上する。尙大奥へも白木の三方に引合一重、紅白の丸餅一重を載せ、鬘斗に菊花一枝を添へて献上した。大奥でも此の日命を延ぶる吉例として御台所は御祝の杯に黄菊の花片を泛べて飲み、女中一般に料理、酒、丸餅を賜ふ例であつたといふ。民間では此の日から單衣を袷に着替へ、赤飯にも煮物にも栗を入れ菊酒を飲んで祝つたから我地方では重陽の節供を栗むき節供ともいつた。

十月

神嘗祭

神嘗祭の神事は新穀の大御饗を伊勢大神宮に奉る祭典であつて、元正天皇の養老五年(皇紀二二八二)九月十一日特使を遣はし幣帛を奉らしめ給うてから、毎年此の日を以て例幣使を發遣せられ、十七日に於て祭祀を行はれる恒例であつたといふ。此神事は足利時代の中頃廢絶したが後 光明天皇の正保四年(皇紀二二〇七)勅して再興せしめたまうた。明治の後十月十七日を祭日と定めて宮中より勅使を遣はされ舊例に依つて十六日には豊受宮に、當日は皇太神宮に幣帛及び荷前の調絹を奉献する。昔は神宮附屬の神田から收穫した新穀を用ひたが、今は神宮司廳から適宜の新穀を選んで奉り、荷前の調絹も古は諸國から貢献した國産を用ひたが、今は御用の者に命じて製した生絹を献することとなつた。又當日宮中に於て神宮御遙拜、賢所御親祭の儀を行はせられる。

亥の子

亥の子は陰曆十月の初亥の日であつて亥猪ともいふ。一般では第二の亥の日を二番亥の子、尙其の月に第三の亥の日があるとその日を三番亥の子といつた。炬燵を開けるのは亥の子に限つてゐて、夜になると子供等連立つて、亥の子石又は藁を束ねた太い棒で家々の表の地面を突いて廻り、金銭や色々のものを貰つたものである。我地方では初の亥の日を商人の亥の子として町家では赤飯を祝ひ、子供等は丸い亥の子石を縄でかゝり、それに菊の花を挿してかがつた繩へ別に幾筋もの繩を結付け、各その一筋を持つて家々の表の地面を突廻つたのである。第二の亥の日は農家の亥の子として農家では餅をついて祝つたのであるが、これは今でも行はれてゐる。亥の子の起原は陰曆に十二支を月に配當するに、十一月を

子とし十二月を丑、一月を寅として順次配當して十月は亥に當るので、其の初の亥の日、亥の刻（午後十時）に餅を食ふときは萬病を除くといふことから、これを豕子餅、玄猪餅又は嚴重餅といふのである。宇多天皇の寛平年中に始つたといふことで、此の餅は内藏寮より献り至尊朝餉の間に食召す例であつたといふ。又親王から諸家に四位以上には黒色、五位には赤白の餅を引合紙等に包み菊、紅葉など容れて賜ふこともあつた。此の儀式が又鎌倉幕府以後、武家にも行はれ、白餅、赤豆の餅に大豆、小豆、大角豆、胡麻の粉を添へて將軍に供へるなど幕府恒例の儀式となつたといふことである。

十一月

明治節

明治維新の大偉業を完成し、我邦曠古未曾有の大發展を遂行し給うた 明治天皇を國民が偲び奉るべき七月三十日の明治天皇祭は、昭和の御代に至りて例規によつて國家の大祭日から除かれる事になつた。けれども八千万の我が國民は此の千古不世出の天皇に對し奉りて、誰一人御遺徳を思はぬ者があらう筈がない。のみならず何等かの方法により國家の永久記念日を設けられんことを望んでゐたのであつたが幸に貴衆兩院に於て明治節を制定せられんことを望む建議案を滿場一致で可決し、昭和二年三月三日、明治節御制定の詔書が下り、十一月三日の天皇御降誕の佳辰を明治節として、三大節に準じて國家の大節となつたが、同年は諒闇中のこと、て一般に奉祝の式はなかつたが、毎年十一月三日には全國嚴肅に明治節奉賀の式を舉行せらるゝことになつた。

新嘗祭

天皇新穀を食召し給ふについて先づ之を天神、地祇に供し給ふ祭儀を新嘗祭（又音讀してしんじやうさい）といふ。而して天皇御即位後初度の新嘗祭を特に大嘗祭と稱へるのである。此の祭典は端を天照大神の御親祭に發して 皇極天皇の頃までは大嘗、新嘗の區別も明ならず、其の祭月も一定しなかつたが 皇極天皇以後は必ず十一月を以て行はれたといふことである。後世になつて 後花園天皇寛正以來二百二十年間は中絶してをつたが、東山天皇貞享五年（皇紀二三四八）新嘗祭御祈りといふ事が起り櫻町天皇元文五年（皇紀二四〇〇）舊儀を復興せられたといふ。現今の御儀は十一月二十三日の夜から翌二十四日の曉に互つて天皇神嘉殿に出御して嚴なる御親祭があり、皇族及び諸大名も參殿する。又當日は賢所、皇靈殿、神殿に神饌を奉らしめ、且伊勢神宮及び官國幣社に奉幣せしめ給ふ。當地官幣大社早玉神社に奉幣の日には各學校の職員、生徒、兒童は參拜することになつてゐる。

誓文拂

十一月に入ると東西屋が三味、太鼓の鳴物入で、町内各呉服店が催す誓文拂大賣出しの廣告を觸廻り、商店の陳列棚や店先には呉服、太物、帯地類を飾立て、婦人客の心を唆るのである誓文拂はもと陰曆十月二十日京都では商人又は遊女などが平素懸引で客を欺いた罪を被つて神罰を免れん爲に、四條京極の誓文返の神であるといはれてゐる悪王子の社（官者殿）へ參詣するのをいふのであるが、呉服商の誓文拂大賣出も一年中懸引で嘘をいつた罪亡しの爲に、特別廉價で商品を提供することから出たのであらうといふことである。我が町では十一月に入ると、呉服店ばかりでなく各商店でも誓文拂の賣出をするところがあるが少くない。

鍛冶、鋸物師、飾職、石工など平素輪を使つて營業してゐる人々は、陰曆十一月八日にはその守護神としてをる稻荷神を祀つて輪祭を行ふ又火焼ともいつてゐる。此の日輪を清めて注連を張り、神酒、赤飯密柑、餅などを供へて祭り、又親戚知己を招いて祝宴を催したものであつたが、現今我が町ではこの祝宴を開くことが追々廢れて只輪を祭るに止まるやうになつたと云ふことである。輪祭の起原は京都の刀鍛冶、三條小鍛冶宗近の故事から出てゐる。宗近は厚く稻荷神を崇拝して刀劍を鍛へる時に使ふ埴土を稻荷山から取つて利劍を鍛へ、一刀を得る毎に其の場を清め輪の側に神酒を供へて神恩を謝したといふことである。かういふことから謠曲小鍛冶では、宗近一條院の宣旨を蒙り寶劍を鍛へんとする時に、稻荷神が現はれ宗近の相槌を打つて小狐の名劍を得たといふ筋に脚色してゐる。これから代々の刀鍛冶はいづれも稻荷神を守護神として祭り、其の他の工匠もまた刀鍛冶に倣つて祭るやうになつたのである。十一月八日に行ふのは山城の稻荷山で火焼の神事が行はれるのは此の日であるからであるといふ。

十一月

神農祭

自ら百草を嘗めて民に醫藥を教へたといはれてをる、支那草昧時代の皇帝神農氏は實に漢法醫の祖神であらねばならぬ。此の祖神に對する謝恩の爲に我國では昔から漢法醫や藥種商が毎年冬至の日に神農祭を行つてゐた。漢法醫といふものゝ殆んど姿を隠した今日、醫者の方では此の祭を行はないやうだが、藥種商の間ではこの日床に神農氏の畫像を掛け、神酒や雑煮を供へ盛饌を調へて家族打寄つて祝ふものが

少くない。我が町の藥種商の中でも神農祭を行つてゐるのが、一月八日を用ひてゐるといふことである。

年賀郵便

年賀郵便の制は明治三十二年十二月から始めて施行せられたもので、當時は特に指定した郵便局に限られて其の取扱をしたのであるが、翌年十二月から一般郵便局でもこれを取扱ふことゝなつたのである。此の制度は年賀狀類を年末に郵便局で引受をして便宜翌年一月一日引受のものと見做して、當日の最先便から配達をする特別扱であるが、此の制によつて歳末年始に郵便局へ年賀狀が一時に殺到して、取扱事務に大混乱を來す掛念もなく、又差出人の方でもこれ迄往々耳にした、年賀狀は一月一日に先方へ届くやうに差出すべきであるか、或は一月一日に差出すべきであるかなどの議論を要せず双方にとつて誠に便利な制度であるが、次の各項によつて取扱はれる。

- 一 料金完納の普通郵便物に限ること。
- 二 毎年十二月二十日より二十九日までの期間内に「年賀郵便」の標記をして郵便局に差出すこと。
- 三 年賀郵便物には到着日附印を押捺せず。

煤 拂

以前年中行事の一とし歳末に家の内の煤塵を拂ひ清めるを煤拂又は煤掃とも云つた。煤拂の事は古書になく、吉日良辰を擇んで屋内の煤塵を拂ふことは吾妻鏡嘉禎三年（皇紀一八九七）の條に十二月六日陰陽師等を御所に召し、歳末、年始の雜事の日時を勘申させ、御煤拂の事に就て議論のあつたことを載せてあるのが始めであるといふことである。近世徳川幕府に於ては初め十二月二十日を以て煤納のことを

行つたが、四代將軍家綱の時前將軍家光の忌日に當るから、此の日を避けて十二月十三日を用ひ、其の後定日となつたといふことである。民間でもこれに倣つて多く十三日を用ひ、其の頃江戸市中では煤竹賣が呼歩いたといふ。從來何れの地方でも必ず歳末に煤拂をしてから、新年を迎へる習はしになつてをたが、我が地方では明治四十年頃から内務省令による清潔法を毎年一回七月頃に施行することになつてから、歳末の煤拂が夏季に移つた形になつて、十二月に煤拂をする家はあまり見受けぬやうである。

歳暮

一年も慌しう暮れて十二月に入ると、市中の商店は年末大賣出の旗幟や店飾で町行く人の眼を引付け、足を止めさせようとしてそろ／＼歳暮氣分が街上に漂ふ。かくして下旬になると親戚、知己の間に歳暮祝儀の贈答が行はれ、地方によつては各往來して歳暮の禮を述べるところもある。子供は「お歳暮」として金銭や物品をもらつて喜び、大人は忘年會を開いて年中の勞苦を忘れて歡を盡すこともある。いよ／＼押迫つてくると餅搗や松飾など新年を迎へる準備に忙殺されるのである。十二月三十一日の夜を除夜といつて夜半寺々で撞出す百八聲の鐘の音に一年の終を告げるのであるが、除夜の鐘を百八遍鳴らすのは百八煩惱を覺醒せしめる爲であるといふ。

二、民 謠

は し が き

一、民謠蒐集について別に嚴密なる標準を立てることが出来なかつたため唯新宮を中心として知人の助力と子供に願つて集めたものであるから、代表的なるもの及び地方的のものゝ少きことは遺憾である。

一、聞き誤り、意味不明且つ轉用されて歌はれるものが多い爲め分類が不充分である。

雜謠中其の一は色々の歌に轉用されて歌はれるもの其の二は重に子供がとなへるものである。

一、近時民謠童謠の研究及創作が盛んになつたことはよろこばしい事であるが、ある地方に於いて現に行はれ民衆の口に生き、しかもその作者の知られざる民謠童謠を知ることが單に郷土研究上にのみならず一般歌謠研究もしくはその創作の上に置いて極めて重要なることであると信ずる。

目次

一	子守歌	十四	米とぎ歌
二	木挽歌	十五	餅つき歌
三	田植歌	十六	粉ひき歌
四	あやとり歌	十七	碓うちの歌
五	お手玉歌	十八	ゐのこうた
六	羽根つき歌	十九	よいこの節
七	手毬の歌	二十	たなばたの歌
八	鬼ごつこの歌	廿一	盆踊り
九	指遊びの歌	廿二	雑謡 其の一
十	手ごり歌	廿三	雑謡 其の二
十一	とんぼとりの歌		
十二	米つき歌		
十三	船歌		

一子守歌

- 1、ネンネしなされおやすみなされ
ネンネしなされおやすみなされ
ネンネしなされおやすみなされ
ネンネしなされおやすみなされ
明日は此の子の御誕生 赤い飯にとろへて。
- 2、ネン／＼子守は何處へ行た お山を越えて里へいた 里の土産に何もろた
デン／＼大鼓に笙の笛 おきアがりこぼしにふりつゝみ たゝいて聞かずにネンネした。
諸國に類似の歌が多い
ネン／＼子守は何處へいた、山をば越えて里へ行た、里の土産に何もろた、でん／＼太鼓に笙の笛
あきアがりこぼしに犬はり子、あんまい甘草のおこし米、おかさんちゝよりあんまいよ。
- 3、ネンネンヨーネンネンヨ
抱くは母ぞなせるは母ぞ
よい子ぢや泣くなよネンネンヨ
よい子ぢや泣くなよネンネンヨ
- 4、此の子よう泣く人目にわるい
たゝくひねると思はれる
守にきつけりや子にあたる
- 5、旦那よう聞け奥様ようきけ
ひよぢやござらん子でござる
- 6、此の子はよう泣く雲雀かひよか
足が棒になる杖になる
- 7、こんな泣く子を一日負ふたら
まだもつらのは雨降りぢや
- 8、守のつらいのは日暮と朝ぢや

- 9、守はにくひごて破れ傘きせりや 可愛い我が子は雨ざらし
- 10、ネンネン ネンネン ネンネンヨ ネンネン 太鼓に笙の笛
- ネンネコ 山の雉子の鳥 とつたら鷹にすゝられる

二 木 挽 うた

- 1、木挽や米の飯糠味噌へて そまではつるよな糞たれた
- 2、何んの因果で木挽を習ふた 花の盛りを山でする
- 3、木挽やいとしや千丈の山で 半疊むしろの小屋住居
- 4、色の白いのを見こんでほれた こびきさんとは知らなんだ
- 5、木挽米の飯炭焼や茶粥 百姓男は麥の飯
- 6、木挽乞食は一字の違ひ 一字ちがうたらみな乞食
- 7、木挽きアひけく柚人ははつれ わしのごのごはさまやまじや
- 8、木挽さんかよ國はごこ くには熊野のよながれ谷
- 9、いやじやきらひちや木挽の嫂に 仲のよいきを引き分ける
- 10、日本とアメリカは仲よい筈ぢや 仲も名もよい太平洋

三 田 植 歌

- 1、草の種とて蒔きおきやせねど 生ねるものぢやよとしんくゝに
- 2、花といはれりや咲かねばならず 咲けば實がなる恥がしや
- 3、苗で三尺穂に出て五尺 揃へみごとや熊野早生

四 あやとり歌

- 1、とめ十で受取つて とめ二十で渡しませう
- とめ二十で受取つて とめ三十で渡しませう
-
- 2、とめ十で渡しませう 十でようきたな
- とめ二十で渡しせう 二十でようきたな
-

五 お手玉のうた

- 1、おじやみ おひと おふた おみい およう お五つ お六つ なつてくれよう ちよんきり
- おじやみぢや おふた櫻 お四う櫻 お五つ櫻 お六つ櫻 お六つがへ ちよんきり
- お七つさらり ひよとせ櫻 おひとおぬけ おふたおぬけ お三におぬけ お四うおぬけ
- お五つおぬけ お六つおぬけ ひとよせおぬけ ぬけたらちよんきり 一貫した。
- 2、おさら おひとつおひとつ落しておさら お二つお二つ落しておさら お手じやみた手じやみ落し

てたさら おはさみおはさみ落しておさら おちりんこおちりんこ落しておさら おひだりおひだり
 におすわりとん 中ちやんつまちやんおはよ でんく虫でんく虫 しるしるおしる おうむね
 おうむねかわしておさら おうそでおうそでかはしておさら おたもとおたもと乾かしおさら お
 手のひらお手のひら乾かしておさら お爪先お爪先つめ切つていたい いつちやんのお玉うけ二
 こちやんのお玉うけ 三こちやんのお玉うけ 四こちやんのお玉うけ 五こちやんのお玉うけ 六
 こちやんのお玉うけ 七こちやんのお玉うけ 八こちやんのお玉うけ 九こちやんのお玉うけ 十
 やのお玉うけ おさら 一かんしよ 二かんしよ 三かんしよ 四かんしよ 五かんしよ 六かん
 しよ 七かんしよ 八かんしよ 九かんしよ 十かんしよ おさら 小さい橋越ねんしよ 小さい
 橋越ねんしよ おさら 大きい橋越ねんしよ 大きい橋越ねんしよ おさら 小さい山おいてましよ
 小さい山おいてましよ おさら 大きい山おいてましよ 大きい山おいてましよ おさら川よ
 おさら お玉かくしこめちよんざり おさら
 3、いつか 二か 三か 四か 玉上げ 皆ざり かまぼこ ひらひふせ 汐くみ 水落ち 橋越ねさ
 はり ごみとり がまいれ 穴ぬけ 尻ざり くくみ ならし おらす つつき ひねり まわし
 しりめけ 壁ぬり 屋根ぶき とんく かねつけ 白粉つけ 紅さし びんつけぬり はいあ
 きあげ 火打 一ちよ 二ちよ 三ちよ 四ちよ 五ちよ 六ちよ みつだん

六 羽根つき歌

1、ひごめ ふため みよかし よめご いつやの むかし ななやの やくし ここにや どんご
 (とせよ) 終の文句を「この屋根へとまつた」ごも云ふ
 2、一人きな 二人きな 見てきな よつてきな いつやの昔 七七やの やくし ここにや とんご

七 手まりうた

1、なーんなーんなんせんぼ ななやの重箱はさみ箱
 もちなげ堤灯にぎやかな にぎやかそろうて酒屋店
 酒屋のおばさん豆杓子 杓子かたげて天のぞく
 桃栗三年柿八年 柚は九年の花盛り 花盛り
 と、はあもつくか、は飯たく 酒のさかなに
 日刺を買ふてきて 焼いて置いといたら 猫にひかれて
 猫を追ふとて 石にけしまついで
 すつばーん ほんぼんよ
 2、今日は日もよー天気よし あの一里山あの庚中山
 熊野で一番お菊さん お菊はしまのへ嫁にいて
 箆筒長持百七つ あかい小袖も百七つ
 其他もめんのきもの数しれず 教へてほしけりや教へたる

朝はとうからはよ起きて
 四十四枚の障子しめて
 こんこん小釜へ米入れて
 おかさん起きよしお茶わいた
 お菊わかした茶々きらひ
 雪駄片手に下駄片手
 ひと山越えても内ア見ぬす
 みー山越わたら内ア見ぬて
 名を言ふたらあけてやろ
 お菊ならこそあけてやろ
 白土ふまへたことはなし
 いまここぢや

四十四枚の戸あけて
 ちやんちやん茶釜へ茶を入れて
 おごさん起きよしお茶わいた
 七つのお孝のいふことにア
 それからお菊は腹たつて
 裁縫も持たずににげていて
 ふた山越えても内ア見えす
 門番々々あけてくれ
 名はお菊と申します
 赤土ふまへたことはなし
 お菊の心はいまここぢや

3、おうちよおさまのもんかん見れば
 又來年は孔雀の鳥で
 熊野のお城は高い城で
 三段上りて南を見れば
 一でよいのは絲屋の娘

去年も見たし今年も見たし
 飛んであがりて熊野へ降りて
 一段上り二段上り
 よい子よい子と三人連れで
 二でよいのはにのやの娘

三でよいのは酒屋の娘
 もんちりめんのたすきをかけて
 本町裏をちやらちやら歩く
 戻りによるさか何々おくれ
 いろはをばかして牡丹どかいて
 百合の花

酒屋酒屋と繁昌でござる
 ひと幅帯をきりりとまいて
 まねてもまねても今日はよらぬ
 赤い手拭いろはどかいて
 牡丹芍薬百合の花

4、ひーふーの三吉馬から落ちて
 醫者も目醫者もごめんでござる
 碁石を拾ろて
 お金ないしよで帯買うてもろて
 今度子はらんだら腹帯に

醫者にかかろか目醫者にかゝろか
 七日七夜茨ヒメの中で
 すつて磨いてお金になほし
 帯に短したすきにア長し
 はらおびに

5、とんとんぐるに十のせてんまる
 二十やそこらに三十のせてんまる
 ひーふーにみーよは五六に七八は九に十

十やそこらに二十のせてんまる
 四十五十……

6、ひーふーにみーよは五六に七八は九に二十
 ひーふにみーよは五六に七八は九に二十
 ……三十四十……

7、今日は日も好し天氣も好し
 お鯛の焼物小判の吸物

向の惠美須へよばれて行かうか
 私も柳で一ばい吸いませうか

- 二はい吸ひませうか……………
 - 8、あんまごめんぐり一つしよ
……………三つしよ
あんまごめんぐり二つしよ
 - 9、むごどり山に鶯が一羽
さほごりなほしネ
あやぐさごつてくりよ
何時さしてくれよう
さほちやとれませぬ
 - 10、方丈お寺の道成寺
安珍清姫蛇に化けてんまり
鐘おとして身をかくし
七重にまかれて一廻り一廻り
 - 11、取出遍淨院さん二階から落ちて
道の真中の泥水くれて
泥水よ 泥水よ
およし水くれはよくれ一寸くれ
これは吞まれやうか
 - 12、伊勢のさんぐるまのかなやの下で
産みもやうせずおろしもやうせず
わしは醫者でない薬を持たん
せんき薬で子がおりた
十になる子が子を産みかけて
薬くさんせごめじろう様よ
 - 子がおりた
- 註尙後へ「こもへつゝんで河原へ捨て、おつさま通れば南無阿彌陀佛 親が通れば血の涙、血の涙」と續けて歌ふ人もある

- 13、おまんじよろこまんじよろこ
おかんすみがいてお茶入れて
金蘭ごんすの帯くける
それから嫁御は泣きだして
わたしの弟の千松は
一年待つてもまだみぬす
三年目の三太郎は
おまんをこころわる状ぢやいな
一の丸こよか 二の丸こよか
けんちやとおちやらと今朝ゆた髪を
櫛やかうがい小道具
朝はとうからおきさんせ
よんべよんだ花嫁は
さうじやないものかうじやもの
なにつらうてなきさんす
五つや六つで金ほりに
二年まつてもまだみぬす
夜の夜中に状がきた
おまんはなか／＼やられまい
三の丸さきのおりひめさまは
ばらりとおみあげまたゆうぐし
 - 14、とんとんたゝくは誰やさん
今頃なにしにおいでたか
忘れてとりにきたわいな
櫛やかうがい小道具
千まつ米やの治平さん
紫はなをの上せきだ
 - 15、かい／＼てまにかいてま
りサア一つしよ……………
上手にかいたら女でせう
- 二つしよ…………… 三つしよ……………

16、手まりご手まりごいき逢ふて

何奉公

お寺の縁のへ腰かけて
血でごんせん紅じやもの
嫁にしよ

ゆふへ織つた糸じまを

ほろりと泣きやんす

わしの弟の千松は

一年待つてまだ見ぬす

三年見つけた不成日

堂のめぐりへ鷹すねて

弓や鉄砲や やつしのし。

17、きよんきよん京橋橋話の

あつても無うてもよう染まる

水はないとてお江戸いて

子供しさんく

こゝは信濃の善光寺

わがら奉公しよでないか

チャンく袋へお茶入れて

そこらよごすな血でないか

紅とつて何にしよ

嫁にして何着せよ

それをきて上の間へすわらせて

何につらうてなきやんす

五つや六つで金ほりに

二年待つてもまだ見ぬす

高山越ねて堂建つて

その鷹とんだら

紅屋のおかさん染物は

蜻蛉に水引水車

お江戸の長橋腰かけて

こゝは何といふどころ

善光寺様へ願かけて

梅はすいとてもござれて

桃栗三年柿八年

18、ひにふにみよの姉さん

棚はたんばの助市さまよ

一に香箱二に白粉箱

かてゝ一ばんかたびら

中は御前のそればし

姉より妹は手ききで

二つで乳房にはなれて

五つでは職に出そめて

七つでは錦織りそめ

九つで嫁にもらはれ

十一で花の様な息子をまうけて喜ぶ

十三で熊野へもごりて

おほづの山から

まひとつかへせば

密柑買ふてきて棚へあげて

助の土産に何々もろた

三にさし櫛忍びの枕

かたすそは梅の折り枝

それ橋とはお茶屋の娘

一つでは乳をのみそめ

三つでは糸をとりそめ

六つで布機織りそめ

八つで金蘭織りそめ

十で殿御の氣に入り

十二ではその子におかれて

熊野のちよろく川を渡るときに

水出るすい

すつとんさん

19、鶯へ鶯へ

たま／＼都へまひらうとて
 晝寝の夢は何んど見た
 ほろほろと泣きやんす
 わしとこの千松が
 金がないやら死んだやら
 二年たつても狀がこぬ
 その狀の表書は
 小判はなか／＼やりませぬ
 豆腐にこんにやく
 鶯へ鶯へ

梅の小枝に晝寝して
 ゆんべよんだ花嫁が
 何が悲して泣きやんす
 三つや四つで金掘りに
 一年たつても狀が來ぬ
 三年目に狀が來て
 小判に來いと云ふ狀で
 大飯三ばいしる四はい
 キンニヤンニヤア
 梅の小枝に晝寝して
 上着にこん／＼こんちりめん
 それ程待たせてやるほどに
 殿様に逢ふたらおどぎせよ
 手習子供にかまふなよ

20、鶯へ鶯へ

たま／＼都へ參ろとて
 お蝶に何々着せてやる
 下着にちん／＼ちんちりめん
 道でころぶな手をつくな
 お馬がきたらわきによれ
 かまふと草紙でうたれるぞ

21、一二は三つの宮の景色を

ホーホケキヨと囀る
 琴三味線合はせテンテン手毬歌
 六ちや七ちや七七ちや
 九で九 十でちよつと百ついた

遙かに眺めて梅に鶯
 明日はぎおんのおにやけん茶屋で
 歌の中山チヨ六六
 八ちや八八ちや
 百ついた

22、あいうねおはやうおかあさま

さしすせそこ迄お使に
 なにぬね野原であそびませう
 まみむめもうよる歸りませう
 らりるれろばたの夕御飯

23、豆腐屋のおばさん三つ子を産んで

茶々着物着せて茶々よ
 も一人の子をうるし屋へやつて
 も一人の子を紙屋へやつて
 いろはと書いていろはをばかして

一人の子を茶屋へやつて
 うるしまかれておぎあ／＼よ
 紙半じやうもろて
 牡丹芍薬百合の花

八 鬼こつこつたわへごとの歌

- 1、奥の奥の高坊さん なせ背が低い なせ背が高い
立つて見よ 座つて見よ 後に誰がある
- 2、一人のあぶらごをとられなろうか ならうか〜
- 3、一こ二こ三こ四こ五つこしようれ (繰返す)
其所迄行くのは大へんな
餅の三つなんか欲しくない
芝居を見たても銭がない
- 4、ござれ〜や〜まぶき
餅三つやるさかた出んか
芝居を見せるさかた出んか
銭は此方から出すさかに
さあ行きませうさあ行きませう
- 5、隣の叔母さん茶のみにた出で 何御馳走でよんでくりよ
た茶づけこんこに足る魚 鬼があるさかよう行かん
鬼の無い間にちやつちやとた出で
- 6、山やけた ししや跳る 兄貴豆食てのぞキツキツ
- 7、桶の底やぬけたら樽屋へ持つてけ ドンドン
鍋の底やぬけたらいかけ屋へもてけ ドンドン
頭の皿は 幾皿三皿 四皿目にぶちわつた
- 8、寺の坊さん いか買ふて置いたつて 猫に取られて あたまごつつり なんまみだ佛

- 9、猫は鼠とる いたちは追はへる 内の別嬪さんせきだはいてすべつた
- 10、こゝとろ子とろ どの子をとろう 泣く子をとろう いわ〜泣く子はありません
- 11、此所は何處の細道ぢや 天神様への細道ぢや
御用の無いもの通しません 此の子の七つの御祝ひに
た禮を納めに参りませう 行くはよい〜もごりは怖い
此の下〜つて通らんせ 通らんせ
12、誰その頭にちよんかけて 去年の春からまだわちんまだわちん
13、誰その頭へちよんかけて それを取つたら坊主になつた

九 指遊びの歌

- 1、子と子と喧嘩して 親さん腹立て、 人さん〜寄つて来て
中々すまぬとたつしやつて べにきや出て来てすました
註終りを「べにきや頼む人盛り」又は「べんけいさんの御挨拶」とも云ふ
- 2、婆等々々火ごもせ 火はまだつかぬ あの山越ねてこの谷越ねて
火やコッコニコッコニコ
- 3、一二と三 四の二の五 三一二三四の二の五

十 手ごり歌

1、一つひよ子が米を食べて

大平樂ネン

二つ舟には船頭さんが 三つ店屋に番頭さんが

四つ横濱異人さんが 五つ醫者には藥箱

六つ昔はよろい着て 七つ泣き虫弱虫

八つ山にはコン／＼さんが 九つ乞食がわんもつて

十で殿様御馬に乗つて 十一巡査がサーベルさして

十二兄さんが新聞読んで 十三産婆さんがやゝ子抱いて

十四しまだに髪を結つて 十五權兵衛さんが種を蒔いて

十六ロシヤが降参して 十七質屋の番頭さんが

十八蛤むいて食べて 十九くろんぼ白粉ぬつて

二十日本勝つて 萬歳

2、まる山窓からステンシヨが見わるネ

見わるネ

門の鳥居石むさよと書いたかネ

書いたかネ

たさよさしたるすんげんぼ(つげを)の櫛はネ

誰にもろたかげん次郎さんにもろたはネ

げんじらう男ははで者で困るはネ 困るはネ

派手者見込んで身もちとなつたかネ

身持幾月七月八月ネ

八月ねこんでたさよが涙ばろく

泣いた涙を葉の葉でもみませうか もみませうか

もんだ涙をたもとに入れますうか 入れますうか

牡丹芍薬百合の花 百合の花

あしたの朝見れば 手の無い子と足の無い子と

よこづりかたげてねつさつさく

鍋屋のかごで豆三つぼひろて 桶屋のかごで桶一ちよう拾ふて

米屋のかごで米三つぼ拾ふて たいて食ふたら一ばい食いやうまいし

二はい目にへーたれて 大工さんに笑はれた 笑はれた

十一 とんぼまりの歌

1、とんぼ とまれ ね寺のねんどで はいこつてくはしよ

2、蜻蛉々々 ごまんな 命とられるぞ

3、かいとぼくすがれ 蝶とつてのませう

4、かいとぼくすがんな びんの子にとられるぞ

十二 米 つき歌

1、ヤレなせまゝならぬ なせまゝならぬ

まゝになる身をもたせたい

2、鳥羽の泉水くなまいならば

おもふ御身にたゞつませたい

3、お家お繁昌ごからうすべやは

ごんごごんごごなるはいな

4、庭で米つく奥の間で恭うつ

二階座敷で金はなる

5、奈良の大佛よこだきに抱いて

育て上げたる親見たや

6、石はつーでもつ土はふごで持つ

隣近所は義理で持つ

7、トントトントと打ち込むきねは

きねは御飯の音がする

8、きねは御飯の音するはずちや

米はかぐらの舞をまふ

9、ごんごごんごとうちこむきねは

二朱や小判の音がする

十三 船 歌

1、おさへひかへの櫓の手をならた

むすめだくことまだ知らぬ

2、おやち入船情夫でぶね

こんな都合よいことはない

十四 米 と ぎ 歌

1、酒屋の男ハヨドッコイショ 乞食よりおとりヨ

ア、乞食はヤーネ 晝もねるヨコリヤ よさもねるエ

十五 餅 つ き 歌

1、祝芽出度や三つ重りて 上に鶴亀

五葉の松

2、此所の餅つきア皆めんごりちや

歌を知らぬか歌はぬか

3、かゝの可愛のは布引山の

おちる松葉のはねよりも

4、かゝの可愛のは腰から下よ

頭ごうすりや猫にやれ

5、来るかくるかと濱べで見れば

濱の松風音ばかり

6、むかし馴染とつまづいた石は

つらがにくてもあとを見る

7、昔馴染に今朝道で遇ふて

きまりわるさにそらを見る

8、思案最中に蝶々のつかひ

ごんでそへどのしらせかへ

十六 粉 ひ き 歌

1、ここのおかさまにこひけひけと

にこをひかるかいちやさか

2、なんと若衆腕よりかけて

ひとのことぢやとおもはずに

3、ひけばひき白まはれよ茶臼

おていしなよせこの引木

4、わしとおまへと臼引きすれば

臼はなかでなかでなかでまはる

5、奉公始めにうごんやでゐたら

いやよ小麦のやくらびき

6、うすをひかんよにうごんやをでたら

うまれ約束糊をひく

十七 碓 うち の 歌

- 1、若いとてまだ末たのしむな
ときをきらはぬ無情の風コラシヨ
- 2、萩の白露ゆりおとされて
しだい／＼にうすくなる コラシヨ
- 3、琴は十三三味線三すぢ
ぬしの心はひとすぢに

十八 むのこうた

- 1、ゐんのご祝ふてくらんし
祝ひ芽出たの若の松さまは
枝もさかゆるノホホ 葉もしげる おもしろや
- 2、この屋敷はめでたい屋敷
それめでたい屋敷
鶴と亀とはノホホ 舞をまう おもしろや
いをのーのへうたんじや わりとやつさのやーのの
それをのーのへうたんじや やれとやつさのやーのの
- 3、この屋敷に井戸掘すわて
それ井戸ほりすわて
水もわけわけノホホ 金もわけ おもしろや
- 4、この屋敷は茗荷蔭と
茗荷めでたい蔭繁昌
- 5、このゐんのこつきは芋の餅きらひ
祝ふてくらんし米のもち
- 6、祝ひめでたではじめた亥の子
祝ひめでたでおさめます
- 7、祝ひませうらよ猪の神さまを
これは百姓のつくり神
- 8、亥の子様やうごした いよね ひようたん 松原越わて
大きなやかんでは、へつさわた へつさへば、くさかつた

十九 よいこの節

- 1、芽出度いや／＼
茅出度い屋敷に松植わて
一の枝には金がなり 松は三階五葉の松
三ご定めた此の枝に 二の枝には米がなり
鶴は上からまひ下り 鶴と亀とは巢をかけて
鶴と亀とはお家御繁昌と舞をまふ 亀は下からまひ上る
- 2、酒の肴と好まれて 肴知らず歌知らず 前の小池を眺むれば
あひ三つ 鯉三つ すゝき三つ これを肴と御酒まいる
- 3、芽出度いや／＼
芽出度いものはいもの親 子に子が咲いて孫抱いて
幹立ら伸びて末廣げ 朝りやお金の露うける

二十 たなばたさまの歌

- 1、年にいちごのたなばたさまは 川をへだててこひをめすヨ

ハリワイドンドンヨ コリワイドンドンヨ

2、七夕様よく此の手を上げて下さるならば 色紙短冊上げます程に

二十一 盆踊り ヤツサノセー

下熊野地

速水庄吉氏口授

1、大和街道の コリヤ 栗の木谷でー ドッコイシヨ

命を取られた コリヤ チヨイト 杉浦に

サノヤツサノセ

ヨイヤマカナイ

(註) 以下掲ぐるどころ皆この例に倣いて難す 一々難を入れず

2、沖の鷗に汐時をとへば わたしや立つ鳥浪にとへ

3、沖のだいな(又はどなか)ではや緒がきれて 帯をはや緒にお江戸迄

4、急げはよこげ成川の渡し 有馬松原日が暮れる

5、新宮川口二つにきれて 思ひやる瀬とやらぬ瀬と

6、船は新造で船頭は若い 頼みますぞや親爺どの (船盡し)

7、船は小さてもかひのくちやのても 中の荷物は米に酒 (全上)

(註)「かひのくちや」は船のともの方にある、屋形の障子のあるところ

8、白さぎみたよな別嬪さんに惚れて 烏みたよな苦勞する

9、船は新造で乗りよいけれど よいち造りであかや(が)入る(船盡し)

(註)「よいち」とは人の名

10、船は帆まいてあらしを待つや

11、さし手拭兩はしそめて

12、ごんごくごなるのは何處よ

13、長い田圃のつゆ打ちはろて

14、しんて盡くした枯松ばでも

(註)「しんてもの」「しんて」は(盡す者、通ふ者の義?或は眞實の義?)

15、酒は酒屋でよい茶は茶屋よ

16、わしとお前は奥山の梅よ

17、酒は飲み度し酒屋は寝るし

18、姉と妹と揃ひの浴衣

19、姉や西國妹は四國

20、親は邪けんで七つの年に

21、親等がくか許嫁なら

22、歌へおめけや聲はりあげて

23、沖の暗いのに白帆はまざる

24、年はよりても江戸吉原の

25、歌の出所は大和の五條ぢや

わしはいとまの金を待つ

さまのめじるしありあけを

大阪芝居のよせ太鼓

通ふお前はしんてもの

枯れて散る時や二人づれ

女郎は大阪の新町に

なるや落ちるや人は知らん

起きた酒屋に借やある

ごちら姉やら妹やら

めぐり出やおらしよしや寺で

賣られましたよ鳥羽浦に

親等添はしわしやいやじや

聲の出るのは若い時

あれは紀の國みかん船

女郎の手枕やめられん

歌ふて流すは下市木

- 26、會いもせなんだかどほとみ灘で 二本柱のあひの子に
(註)「あひの子」とは二本柱の「船」のことである
- 27、泣いてくれるな泣かいでさへも たたくひねると思はれる
- 28、憎くてたたくと思ふなけせろ 可愛けりやこそ口で吸ふ
- 29、様やさんよの三日月様よ 宵にちよりご見たばかり
- 30、嫌な男は何やろかやろ(與へようの義) 朧月夜でほしやない
- 31、可愛想なや白齒で身持 きけば亭主やよその人
- 32、なくな雞 まだ夜は深ひ 明けりやお寺の鐘がなる
- 33、そよご吹きやまた やはりごなびく ありや今年の若竹か
(返し)ありや今年の若竹ぢやない さまのしんてを見てなびく
- 34、歌うてきたのに何故會ひに來ん いつもさきく聲忘れたか
いつもさきく聲忘れはせんが 親の出さなきや籠の鳥
籠の鳥でもしようのある鳥は 籠を破つて會ひに來る
いやな浮名を立てられる 實は二人の胸にある
- 35、咲いてしほれて又咲く花は 小栗判官てるての姫
(以上は籠の鳥といふ俗歌の改作か)

- 36、すきな煙草も金びら様へ 立てゝおまへご添ひ度さに
- 37、文をやり度し書く手は持たず やろぞ白紙文と讀め
- 38、男だてならあの淀川の 流れ來る水とめてみよ
- 39、流れくる水とめたらごまる ごめてごまらぬ色の道
- 40、男はよいとて一字も書くか ものをよう云ふか人中で
- 41、(入れごと)

サーヨイヨイサー
鶯や〜ア今年始めて伊勢參宮 チヨイ チヨイ
伊勢ほど廣いとこなれご チヨイ チヨイ
せめて一夜の宿もないチヨイ〜 一里戻りて濱に出てチヨイチヨイ
濱なる小松の二の枝に ヌ ヌ 柴かき集めて巢こせて ヌ ヌ
十二の卵を産みそろへ ヌ ヌ 十二が一度に目をあけて ヌ ヌ
親もろごもに立つごきに ヌ ヌ 金のてうしで黄金の杓で ヌ ヌ
中をとりもつ(中でなめ杓とる)福の神 チヨイ チヨイ
(こゝらへ伊勢音頭を入れる)
コリヤアヤートこそー ヨイヤナイ アーハリワイセー
コレワイセー コノナオンデモセー

以上 速水氏口授
三四三

- 42、信州信濃の川べた奥に 後家の娘にヨいちよんまごいふてヤ
 ヤレコラセーヨイヤネ 嫁入りざらひのヨコラ商好きヨ
 ソーラヤーアトセーヨイヤネ 手樽かたげてかん鍋さげて
 馬の馬子衆に酒はご問へば 酒はもろはく値は二十四文
 あまり高いはまけらんちよまん 水は三割薪は五割
 氷ごんやくこれじまい
- 43、われは熊谷しやしやばうといふて 小さいごきから山へゆきそめて
 鎌を腰にさしさすふりかたげ 高い山から谷底見れば
 さても珍し千本櫻 もとへ廻りてきらうとすれば
 藪の中からきれいな娘 これさ坊さんそれきらんすな
 むかし平家の教盛公の しるしごころへ植わたる櫻
 花をみたけりア吉野へござれ いまは吉野は花ざかり
- 44、こんど大和の吉野の里に 米屋むすめにおいそと言ふて
 きりやうというたら卵に目鼻 人によいきは吉野の櫻
 おいそ／＼ともてくる文は 馬につけたらさてきりはない
 さうかういふ間においそは身持ち 三月四月は袖でもかくす
 もはや七月アあらはれ月よ 十月たつたらうますばならぬ

- うんでとらげて其の子を見れば 手足は人間顔は猫の顔
 とりあげ婆さんの申すことにア これさおいそよおぼわはないか
 おぼわいない子はわしはらません 去年九月の十六日に
 熊野権現へまゐりたをりに 二十ばかりの若侍と
 道の四五丁も道連れしたよ おいそ／＼と手をうちかけて
 こんなしんじゆはわしやいつもある 猫としんじゆは今初ぢや
 荷もちからもちこあぎの暮し 暮す中にもよい子は一人
 よい子娘はおさんと云ふて おさんはゝさん悪氣ができて
 きちんきやめて六部をとめて とめた六部は金もち六部
 今宵一夜でころせよおさん 人をころして我が身は立つか
 金がほしならわし賣らさんせ 親のゆいぎにつかぬかおさん
 親のゆいぎにつかぬかと言へば 一生一代勘當でござる
 そこでおさんも勘當にこまり 夜は九つ夜半の頃に
 化生かまよひか變げたものか 化生でござらぬまよいではない
 わしはこの家のおさんでござる 今宵の六部に心があつて
 親の寢間をばしのんできたよ 枕とりよせ手をうちかけて
 一つ二つも小話すれば 道にくたびれ六部はねむる

ねむるところをおさんはみつ

右の袂へは今ふる涙

油樽へさきちんとつめて

隣八軒知らぬうちに

親子三人引かれるときに

46、わいや若衆はやしをたのみ

47、盆はきたとわしはうれしない

48、盆にや踊ろか今年の盆にア

49、新宮河原で晝寝をしたら

50、熊野よいこ千古の木々が

51、三輪崎はんざり 高田ふご

52、紀州きの川荒川小川

次に掲ぐるは 當地方に行はるゝと云ふ盆踊くごき音頭中一例なりテキストとしたるは次の如し

表) 大正十三年六月
盆踊くごき音頭
全三巻外ニ全八巻

裏) 和歌山縣東牟婁郡
新宮町下熊野地
山室彦一

右は寫本にして内に收められたるものは次の如し

俊徳丸 梅川忠兵衛 千代萩政岡 忠臣藏 阿波の鳴門 八百屋お七 石動丸 小栗判官てるて

平井權八 イザリ勝五郎 新編廣嶋縣學校くごき

以上を通覧するに特に郷土的色彩あり教育上の參考たるべきものは「石動丸」一編のみ。依つて他は掲ぐることを見合せたり。

石動丸かるかやくごき

すぎし昔のそのものがたり

峯にしらのたなびきまして

あわれなるかや石動丸わ

かをもしらざるちゝ上様が

尋ねさまよふゆく谷道の

めてはあまのきそ山おろし

ふみもかよわぬまるきばし渡り

みをまかせつゝゆく先とへご

腰うちかけてやすらい給ふ

かみもおろして名もかるかやご

ちゆーやに限らすこの山阪を

おやくきゑんかいしごーまるわ

くには紀州にその名も高き

高野山とてたつとき山よ

かゝるなんじよをたごゝあゆみ

こゝのお山におわすと聞いて

あとやさきなるゆんでわいわま

不動の坂をば見上げて通る

心細道たよりの杖で

岩根の松のこかげのかたへ

かといさいもんしげうぢさまは

かゑてぶつ法修行の爲めに

辿りゆくのものちのよのため

そばにおもはずたちよりたまひ

申し上ますごしゆつけ様よ
 おわしますならおしへてたべさ
 きのふそつたもいまごしんよ
 おのこたづねるそのひとさんの
 たづねますのは父上様よ
 もとはつくしのまつうらとよ
 きいておごろくわが子であるが
 おもふ心をよ／＼しづめ
 ことはこゝぞとよそ／＼しくも
 したひきたりしその心ざし
 さぞやうれしくとびたつよに
 こゝのみやまのならひとゆふわ
 なのりあふことかつてにならず
 はゞごだいじにかしづきたまへ
 教へさとせさいしどうまるは
 はゞももろごも此きよーまでも
 みちのつかれにわづらいまして

こゝのみやまにいまごしんが
 ききてかるかやごぼーのおしせ
 きよねんそつたもいまごしんよ
 ぞくの名をゆいたづねてよかる
 われら二つのそのとしわかれ
 かごーさゑもんしげうちさまよ
 すでにとりつきたまわらんものと
 ごぶつせんにもちかひをたてし
 としがゆかぬがはる／＼こゝゑ
 まこと父上き、たまふなら
 おもいたまわんさりとてはまだ
 たとへめぐりておーたればとて
 早く故郷へ立歸えられよ
 これが一つの孝行なりと
 くにはおーうちにせめなやまされ
 父をたづねてまいりたなれば
 いのちあるうち父上さまに

一目あいたいみたいとなげき
 父のありかをごぞんじなれば
 おさへかねたるそのありさまを
 わしが親ぞとなのらんものと
 とゆーてはる／＼たづねてきたに
 ふびんまさりてどうなるものと
 こらへかねてぞおもわすあつと
 なさけないよのみのきよーがい
 われはほんぞくのむかしをすて、
 おくるうちにもわがつまやこは
 ねんじゆくりてはそのことばかり
 めぐり／＼てわがこにあふわ
 親子いッせときいたるなれば
 たてしちかいはやぶりもされず
 みらいへゆけばあふことならず
 むねにむせびて心のうちは
 これとみるより石ごー丸わ

あわれけなげごあわれみ給ひ
 教へてたまへと目にもつ涙
 見るにかるかや心のうちで
 ごもつたないしのいましめと
 しらぬかをなりみぬかをなれば
 むねにせきくるちのなみだをば
 こゑをたてゝぞなげかけたまふ
 思ひ出せばさま／＼かわる
 出家けんごでこの年月を
 もはやことしはいくつになると
 おもふところをきよーこのこゝで
 よもやほとけもごぞんじなかる
 たとへひとこともゆいたいが
 こゝでははれぬことならなくも
 なんとしよーかごうしよーものと
 なかぬかをぞよなをまたつらき
 さよーたなげきなされしうねわ

もしやあなたが父上様か
袖にすがればしげうちさまわ
すでおやぞどこころもみだれ
をもふころをうしろの山の
きをんにうむいのちかいをわすれ
せんごわすれしかるかやびじり
ふつときがつきふりかへりみて
いづれわがことおもいましよーか
きたるころものそでうちほらひ
ここお山におわせしなれど
今に行方も知れざる程に
病氣かいほーめさるがよかろ
なさけないぞやのーあさましや
ゆくへしれずに行き給ふなり
これがしにでもなされよならば
ひとをたすけるが出家ときけば
父によりし人でもあれば

はよふきかせてくださりませと
ともにひかるゝおんあいゆへに
いまになのりてきかせんものと
ゆわにかけようこねたからかに
たまふまいぞごしのきよーくに
ゆめのこゝちにきこねしゆへに
まよいましたよあやまりました
まことにししよーにめんぼくなしと
おのこたづねるしげうちごのは
しよこく修行に出でさせたまひ
いつそげざんし母上様の
聞いて石童涙を流し
父はお山におわしもせず
それはごもあれ母上さまは
そればつかりがわしやかなしいよ
あはれふびんごおぼしめされて
ごーぞあわしてくださりました

くごきかなしむ心のうちを
ともにはりさくおもひをかしくし
これがししよーがーまんごーの
まことたうときみよーやくなれば
そのなみちすじなんじよであれば
こちらまわれははなさかと云ふて
急ぎお山をくだるがよいと
なみだながらに石動丸は
せひもなくくわかれてかゐる
あなたこなたとことこまやかに
心もごなくまたきづかるゝ
見いつかくれつわかれて ゆきやる……

おもいやられてかるかやひじり
ふくさづつみのくすりをだして
ごまをたかれてちよーごーいたし
はゝにもちいてかんびよーあれよ
つかれあしではながゆけす
みちはひらちでうまかごもあり
こゝろづよくもいいやりければ
くすりちからおしいたいいて
道に必ずまよわぬ様に
教へながらもかるかやごのわ
ねんにひかるゝごもづなゆへに

石動丸おわり

二十二 雑 謡 其の一

- 1、来いといはれず手で招ねかれず 歌の文句でさとらんせ
- 2、歌の理を聞け耳ある人よ 歌はよろずの理をわける
- 3、那智のお山にじやが出たじやげな なんのじやがでた嘘じやげな

- 4、新宮出るときや雪駄履いておざれ 佐野は松原小石原
- 5、新宮照れく舟町や雲れ 阿波屋小万に日もさすな
- 6、ゆふてよいのは島田の髪よ ゆはずよいのが人の事
- 7、人の事なら云ひたし見たし 兎角我がことかくしたし
- 8、舟に乗る氣か年寄る顔に ふけて見ゆるはをいとしい
- 9、親爺かじこれ命がほしか 茲はとんさの一の瀬や
- 10、玉章の上書き薄墨なれど なかに濃い字が書いてゐる
- 11、お前川しも妾や川上で 水にたよりを聞かしたや
- 12、こひもうすひも染め貸次第 お前可愛いも金次第
- 13、春は櫻や香りは梅や 色は年増にどやめさす
- 14、さまのくる夜は宵から知れる 前な小池でかちがなく
- 15、おいて行くかや蕾の花を 後で咲くやら開くやら
- 16、颯らさんすな枯木かとても 藤が巻きつきや花が咲く
- 17、待つもつらかる待たれるわしも 主のひまみて出るつらさ
- 18、七里三濱の灘越す時にや 親に是非ないつま懲し
- 19、とろりくと睡むたい夜さは 馬に五駄の金もいや
- 20、眞の暗でも大工さん知れる 杉や檜のかざがする

- 21、杉や檜のかざならよいが 百姓男は泥くさい
- 22、月夜うらめし暗ならよかろ お手をひきよて死のものを
- 23、可愛殿御の海行く夜さは 波も静かに風吹くな
- 24、お前さんのよな氣のよい人と 四國西國してみたい
- 25、兄にやゆくとも弟にやゆくな やしき下れば名も下がる
- 26、此處の屋敷はめでたい屋敷 鶴と亀とが舞をまふ
- 27、此所の屋敷は茗荷とふきと 茗荷目出度い富貴繁昌
- 28、男振りより金より心 心よければ金いらん
- 29、鳥羽の安乗りの女郎見てからにや 内のかみりや古狸
- 30、従兄弟妻にもちや世間の人に 相手なしやと思はれる
- 31、習ろたいろはを忘れてしても 空で覺けた色の道
- 32、今宵此所にねて明日の夜は何處に あすは田中の畦枕
- 33、山に床とりや木の根が枕 落ちる木の葉が夜着となる
- 34、恐ろしいぞね他人と暗は 親と月夜はいつもよい
- 35、坊さん山道破れた衣 行きや戻りに木にかゝる
- 36、女姿は髪かたちから 男刀の差しよから
- 37、馬がものゆたまごせの阪で おさんしよならのしとゆた

- 38、男が芋でも南瓜のやうでも とかくた金があればよい
 39、鼻のないのを笑くばやとても 三とせ添ふたらいなしてよ
 40、踊る中でもあの子は一よ あの子育てた親見たい
 41、盆は来い／＼正月は来るな 若い殿この年寄らす
 42、盆と正月は一度にくれば 火鉢かゝつて蚊張の中
 43、俺とお前はお倉の米よ 何時か世に出て飯となる
 44、可愛らしぞや十二や三で五尺男を横にだくからに 肩のぬい上おろさんせ
 45、お前百迄私しや九十九〇 共に白髪のはゆるまで
 46、歌ひ盛りぢや名も立ち盛り 今はれんげの花盛り
 47、とんと飛ぶりごりや頭は白い 頭ごころか面白い
 48、思出しては寫眞を眺め とかく寫眞は物言はぬ
 49、してもしたがる年寄りの癖に 晝はさせます西國を
 50、ごととまめは ほーらくの中だとぶか走ろか腹切ろか
 51、酒を呑む人はつぼみの花よ 行けば行く先はさけさけと
 52、角力とり貸した金なら あひるに玉子 返す心は更らにない
 53、竹に雀は品よくとまる とめてとまらぬ色の道
 54、戀の尺八ふき様がござる もとでくごいて中おでしめて 末でしのびの音を出す

- 55、さまを持つならこんじまもちやれ こんじまきりようよし姿よし
 56、破れすげ笠眞紅のしめを さらで着もせずすてもせず
 57、おいの見たけりやいのごへおいで おいのアいのごの蛇のがまへ
 58、いたら見てこい新宮の城を まへは堀川船がつく
 59、新宮みてから熊野地ア名所 出船入船みてくらす
 60、のみやひき白背たらふてくじゆて 那智のお山を今日越わた
 61、山で木の數天で星の數 七里み濱の砂のかす
 62、かねをたたいて佛になれば 新宮かぢまぢアみな佛
 63、高い山から谷底見れば うりやなすびの花盛り
 「高い山からにぎり飯こかす 烏ア喜ぶ犬アほゆる」といふのもある
 64、おば、何處へゆきア三升樽さげて 嫁の在所へ孫抱きに
 65、二百十日に風さへなけりや 百に三升の米がまそ
 66、お伊勢七たび熊野へ三たび あたごさんへは月まいり
 67、奉行しやうなら新宮か古座か 音にきこわた和歌山か
 68、五月田植は牛から先よ 新宮祭は馬が先
 69、歌ひなされお歌ひなされ 歌できりようはさがりあせぬ
 70、俺といこらよ提灯つけて けして苦勞はさせやせぬ

- 71、わしの殿ごは熊野の那智の 杉の若ばね見ることく
 - 72、今年や豊年穂にはが咲いて 道の小草も米がなる
 - 73、今年や豊年穂にはが咲いて ハラが一丈穂が五尺
 - 74、鶴の巢ごもり目出度いものは 鶴は千年亀は萬年
- 以上は色々な歌に轉用して歌はれるもの

二十三 雜 謠 其の二

- 1、お月様いくつ 十三一つ そりやまだわかい わか舟にのつて
臭いねねうんで この子誰にだかそ お萬に抱かそ
おまんごこへいた 油買ひに酢買ひに 油屋のせごで
雨アふつてすべて 油みんなあけたつて 犬アねづりねづつて
烏アつつきつついて 上へむいてばたばた 下へ向いてばた／＼
- 2、……(上歌と九句まで同じ)
酔屋のせごで 徳利一つひろて それ破つてみたら
赤い絹一すぢと 白い絹一すぢと それ隣の垣へほいてたら
隣の嫁さはとりこんで くれと云ふてもくれやせず
みせといふてもみせやせず おつばらだちや腹立や

清水の川へとびこんで 鮎一丁ふんまへ 手でとろもきたなし
足でとろもきたなし 小指の先でひつかけて はのないでばで
ごしごしと刻んで 底のない鍋で ぐらぐらとわかして
おまへ一切わしや一切 そのあと京の町へ賣んにいて
知る人に遇ふて せんちやへかくれ びちびちにすべつて
鼻くそで起きた

- 3、向ひの濱に猿が三匹とんできた 先の猿にももの問へば
こいつはさつぱり物知らず 後の猿にももの問へば
こいつもさつぱり物知らず 中の猿にももの問へば
こいつはちつくり物知りで なます川い飛びこんで
なます一はおつさねて 手でとりやきたなし
足でとりやむごし としめでくくつて 線香でにのて
底のないなべて ぐら／＼つと沸して
一ぱい吞まんせ京の殿 二はいのまんせ江戸の殿
三ぱい目のさかなには 猿をむしつてさかなにしよ
さアさかなにしよう
- 4、烏のとうと何處へ行く 京へ京へ麥まきに 麥は何石まいて來た

- 四万石まいて来た 四万石の女性は 佛の前へ子を産んで
 坊様の衣い血をぬつて 洗い川で洗ふて ゆすぐ川でゆすいで
 しぼり川でしぼつて 隣の垣へ乾かしてたら
 隣のばゝ様とりこんで くれよと言ふてもくれやせず
 見せよと云ふても見せやせず そこでお菊は泣き出して
 お菊よお菊よ あんまり しは泣きせんもんじや
 5、夕べ生れた亀の子 かにの子につめられて
 いたや悲しやかに殿や 此度助けてくれよなら
 城山崩して宮建てゝ 宮のぐるりへごままいて
 ごまは佛の嫌ひもの 油は佛のおみあかし
 さアおみあかし
 6、この前通る親船は よしやの源三あそび船
 遊び泣かんとあそばんし ぞりぞり剃つて髪結うて
 せんだくひばしを渡るとき 蟹にちよこりつめられて
 蟹さんくゝこらへてよ わたしや十五になつたなら
 あの山ぐはして堂建つて 堂のぐるりへ松植わて
 松の上へ鷹のせて 鷹がとんだらなんとしよに

- 弓や鐵砲でやつしつゝ
 7、このまへ通る親船は 金蘭ごんすの帆まいて
 おぬひを乗せて ぶーいぶい
 8、日あたり雨は きつねの嫁入り
 9、秋の夕焼鎌をとげ 梅雨の夕焼みのつくれ
 10、螢こいこいの水 いそいで走るは瀧の水
 あつちやの水アにがいぞ こつちやの水アあまいぞ
 11、かーらすかーらすかんだぶらう 親の思おば忘るなヨ
 12、後のものは先になれ 先のものは後になれ
 註 子供が鳥の飛ぶのを見て歌ふ
 13、鳥かあかあ かゝ方へまーれ
 ごんびとーとー とど方へまーれ
 14、鯛牛まいまいよ つのやはわたら出てござれ (繰返す)
 15、子買おくゝ 子買てなすりや 鯛買うて飯くはそ
 骨がたつぞ みしつて食はそ 小骨がたつぞ 砂糖饅頭
 そりや虫の大毒じや 蒲ぼここさへて飯くはそ
 それもよかるに どの子をほしぞ ○○(人名)をほしぞ

- 16、あの子アどこの子 よーにた他所の子
- 17、かくれんぼするものア この指たかれ
- 18、雨か 天氣か 提灯か
- 19、男と女と仲間んくよ
- 20、子は風の子 爺婆火の子
- 21、一べ 二べ しゃ(三)べんな したたアことアないぞ ごとくぬかすな ろくなやつはないぞ
七めんどうくさい はつとばしたれ くそへーたれんな とつけもない
- 22、一でいもとつて 二で逃げてゐて 三でさがされ 四でしばられ 五でごらされ
六でろうやへ入れられ 七でひかられ 八ではりとばされ 九で首つつて 十でどうく死んだ
- 23、一つひろた豆 いたないが ガツテンく
二つ踏んだ豆 べちやこで
三つ見た豆 ほしいが
四つよつた豆 白いが
五ついつた豆 黒いが
六つむいた豆 赤いが
七つなつた豆 青いが
八つやつた豆 ほしいが

- 九つ買ふた豆 高いが
 - 十でとつた豆 こわいが
 - 24、暑いよ鍛冶町 寒いよ道下町
 - 25、雨降つて地のうになるかんぢ町 足でいらへばすぐにべたつく
 - 26、一でたちばな 二でに上り 三下り松 四でししぼたん 五でい山の千本櫻
六つ紫色よく染めて 七つなりては 八つやまぶき 九つ小梅いろ茶はわて
十で殿様あほいの御もん きちやちやんやれこりや 今年もおくれんことなれば
水をチャツくごくみこんで ありやこりやよいやまかせ
- 以上専ら子供がとなへるのも